

THE TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY REVIEW
HISTORY AND CULTURE
(Formerly HISTORY AND GEOGRAPHY)

No. 52

March, 2014

On the Policy of Tokugawa shogunate toward the Northern Area after the Signature of the Peace and Amity Treaty between Japan and Russia Susumu Emori 17

The Result of Third Excavation of Haidukayama Ancient Tomb Hideto Tsuji 45

The Structure of Control over Rural Areas and its Change in the Crusader States
..... Yasuto Sakurai 73

A Note on Formation of Akuni Gun (飽海郡) and Kisakata Umayu (蛸形駅家)
..... Kimio Kumagai (1)

A Study on a Daimyo's Wife Having Traveled in the Domain: The Case of
Tamura Senjyuin in the Ichinoseki-Han Kikuchi Keiko (25)

A Study on Rice Gruel Boiled in Tea: The Locality of Gastronomic Culture Koji Kato (45)

The Reserach Association
Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan

東北学院大学論集

歴史と文化
(旧歴史学・地理学)

第52号

榎森進教授退任記念号

二〇一四年三月

東北学院大学論集
歴史と文化
(旧歴史学・地理学)
第52号

榎森進教授退任記念号

「日露和親条約」調印後の幕府の北方地域政策について 榎森 進 17

福島県喜多方市 灰塚山古墳第3次発掘調査報告 辻 秀人 45

十字軍国家における農村支配構造とその変容 櫻井 康人 73

出羽国飽海郡と蛸形駅家の成立をめぐる 熊谷 公男 (1)

大名正室の領国下向と奥向
—— 一関藩田村家宣寿院の事例を中心に —— 菊池 慶子 (25)

茶粥考
—— 主食品をめぐる食事文化のローカリティ —— 加藤 幸治 (45)

2014年

東北学院大学学術研究会

平成 25 年度 東北学院大学学術研究会評議員名簿

会 長	松本 宣郎
評 議 員 長	加藤 幸治
編集委員長	加藤 幸治
評 議 員	
文学部	〔英〕 遠藤 裕一 (編集)
	〔総〕 佐藤 司郎 (編集)
	〔歴〕 加藤 幸治 (評議員長・編集委員長)
経済学部	〔経〕 泉 正樹 (会計)
	〔経〕 細谷 圭 (編集)
	〔共〕 佐藤 滋 (編集)
経営学部	斎藤 善之 (編集)
	小池 和彰 (会計)
	折橋 伸哉 (編集)
法学部	黒田 秀治 (庶務)
	白井 培嗣 (編集)
	木下 淑恵 (編集)
教養学部	〔人〕 鈴木 宏哉 (編集)
	〔言〕 伊藤 春樹 (編集)
	〔情〕 佐藤 篤 (編集)
	〔地〕 柳井 雅也 (庶務)

東北学院大学論集 歴史と文化 第 52 号

2014 年 3 月 20 日 印刷
2014 年 3 月 25 日 発行

(非売品)

編集兼発行人 加 藤 幸 治
印 刷 者 笹 氣 幸 緒
印 刷 所 笹氣出版印刷株式会社
発 行 所 東北学院大学学術研究会
〒 981-8511
仙台市青葉区土樋一丁目 3 番 1 号
(東北学院大学内)

東北学院大学論集

歴史と文化

(旧歴史学・地理学)

第52号

2014年

東北学院大学学術研究会

献呈の辞

東北学院大学文学部歴史学科教授榎森進先生は、2014年3月をもって、本学を年齢規定により退職されることとなりました。そこで歴史学科では、先生の長年にわたる功績をたたえ、深い学恩に感謝の意を表するために、ここに退職記念号を編み、謹んで献呈させていただきますことになりました。

榎森進先生は、1940年（昭和15）山形県東村山郡天童町（現天童市）にお生まれになり、山形県立山形東高等学校をご卒業後、1959年（昭和34）東北大学文学部に入学され、1963年（昭和38）3月、同大学史学科国史専攻を卒業されました。同年4月、北海道根室市市史編集室に勤務の後、1967年（昭和42）北海道松前町町史編集室に転じ、1973年（昭和48）には町史編集室長に就任し編纂事業の指揮をとられました。その後、1981年（昭和56）函館大学商学部へ赴任し、助教授を経て1988年（昭和63）教授に昇任されました。1991年（平成3）東北学院大学文学部教授として着任され、2008年3月に定年で退職後は嘱託教授として任用され、現在に至っております。都合23年にわたり本学に在職し、この間、本学の研究・教育に大きく貢献されただけでなく、歴史学科長・教員資格審査委員をはじめとする要職にも就かれ、歴史学科の発展に重要な役割を果たしてこられました。

あらためて申すまでもなく、榎森先生は北方史研究の第一人者として、長く学会を導いてこられました。ご研究の成果は、主著『北海道近世史の研究―幕藩体制と蝦夷地―』（1982年、増補改訂版1997年）、『日本民衆の歴史 地域編⑧アイヌの歴史』（1987年）、『アイヌ民族の歴史』（2007年）として上梓されているほか、共著・編著・共編著に『明治の群像8：開拓と探検』（1971年）、『日本歴史大系3：近世』（1988年）、『アイヌの歴史と文化I』（2003年）、『同II』（2004年）、『北東アジアのなかのアイヌ世界：アイヌ文化の成立と変容―交易と交流を中心として』（2008年）、『新版：北海道の歴史上（古代・中世・近世編）』（2011年）をはじめとして多数の業績があり、このほか「著作目録」に挙げられているように、数多くのご論文を継続して執筆してこられました。これらのご研究を通して、先生は、北方史を歴史学のなかに根付かせただけでなく、民俗学や文化人類学など隣接する学問分野に多くの示唆と刺激を与えてこられたことも、特筆されるべきことかと思われまふ。とりわけ『アイヌ民族の歴史』は、北東北から北海道に展開したアイヌ民族の歴史の全体像を、ひろく大陸の周辺民族・国家との関係に着目しながら、科学的な研究成果を踏まえて描いた初めての通史であり、「北海道旧土人法」および「アイヌ新法」の成立過程を詳細に検証されたことを含めて、画期的な内容をもつものです。独学でロシア語を修得され、文献収集に奔走された努力の末に、600頁を超える大著として完成された本書は、榎森先生でなければ成し遂げられない成果と申しあげてよいかと思われまふ。

北海道で自治体史の編纂を研究の出発点とされた先生は、その後も北海道および東北各

県の自治体史の編纂・監修事業に関わり、『根室市史』『新稿伊達町史』『松前町史』『函館市史』『仙台市史』『上磯町史』『能代市史』などの執筆にあたられてきました。現地での調査や発掘した史料の解説によって判明した歴史を地元の住民に披露する歴史講座も数多くご担当になり、地域に貢献してこられました。

ご専門と関わり、北海道上ノ国町史跡整備検討委員会委員、北海道開拓殉難者・受難者調査委員、函館市特別史跡五稜郭跡保存整備委員会委員、北海道立文書館運営協議会委員、函館市文化財保護審議会委員、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構アイヌ文化活動アドバイザーなど、多くの公職に就き、とくにアイヌ民族を取り巻く諸問題を直視されてきたお立場から、いくつもの提言を発して、責任を果たしてこられました。

学会関係では、北海道・東北史研究会副会長をはじめ、東北史学会評議員、地方史研究協議会委員、交通史学会編集委員などの要職を現在に至るまで継続されています。

ご退職の年となった2013年は、折しも歴史学科創設50周年の記念の年にあたり、また東北文化研究所も創立45周年を迎えたことから、11月2日に開催された記念行事の講演会は、先生の最終講義を兼ねて開かれました。「『日露和親条約』調印後の幕府の北方地域政策について」と題したご講演は、幕末の開国に伴う蝦夷地の幕領化と東北諸藩の蝦夷地警衛の経緯を追跡したもので、列島の北から日本史像を見直すことに取り組んでこられたご研究の集大成として、最終講義のテーマに選ばれたものと拝察いたします。古希を超えてなお矍鑠としてご研究に邁進されるお姿をつよく印象づけたご講演でもありました。記念講演会には卒業生を中心に、市民をまじえて300名を超える参加者があり、北海道をはじめ各地で歴史の専門職に就いている榎森ゼミの卒業生も多数集まりました。卒業生一人ひとりの現状と将来を思いやり、言葉をかける先生のお姿に、多くの有意な人材を育ててこられた、指導者としての力量とお人柄をあらためて知らされました。

榎森先生には、今後ともご健勝でご活躍されますことを心よりお祈りし、また、引き続き私たち後進にご指導ご鞭撻いただけますことをお願い申し上げ、献呈の辞といたします。

2014年3月

歴史学科長 教授 渡辺昭一
教授 菊池慶子



榎森進教授近景

榎森進教授略歴・業績

1940年（昭和15）8月8日、山形県東村山郡天童町大字天童甲112番地（現天童市本町2丁目-1）に父金一、母ヤエの二男として生まれる。翌41年12月8日、日本軍、ハワイの真珠湾を空撃し日本、米英に宣戦布告（太平洋戦争勃発）。生家は商家で、屋号を井筒屋と称し、祖父金作の代から酢の醸造業を営んでいたが、アジア・太平洋戦争中に酢の醸造業を営することは困難となり、やむなく酢の販売と味噌・麴製造販売業に転じた。そのため、天童では長く「酢屋」と称された。

1947年（昭和22）4月、山形県天童町立天童小学校入学。

1953年（昭和28）3月、山形県天童町立天童小学校卒業。

1953年（昭和28）4月、山形県天童町・津山村組合立天童中学校入学。

1956年（昭和31）3月、山形県天童町立天童中学校卒業。

1956年（昭和31）4月、山形県立山形東高等学校入学。

1959年（昭和34）3月、山形県立山形東高等学校卒業。

1959年（昭和34）4月、東北大学文学部入学。

1963年（昭和38）3月、東北大学文学部史学科国史専攻卒業。

1963年（昭和38）4月、北海道根室市市史編集室勤務（根室市史専任編集員。1967年〔昭和42〕10月まで）。

1967年（昭和42）11月、北海道松前町町史編集室勤務（松前町史専任編集員。1973年〔昭和48〕4月、町史編集室長を兼務、1981年〔昭和56〕3月迄）。

1981年（昭和56）4月、函館大学商学部助教授。

1988年（昭和63）4月、函館大学商学部教授、同大学図書館長兼務。

1991年（平成3）4月、東北学院大学文学部教授。

〔1994年（平成6）4月、同大学東北文化研究所主事（1998年〔平成10〕3月迄）〕。

1997年（平成9）4月、同大学大学院文学研究科博士前期課程教授兼任（アジア文化史専攻、2014年〔平成26〕3月迄）。

1999年（平成11）4月、同大学大学院文学研究科博士後期課程教授兼任（アジア文化史専攻、2014年〔平成26〕3月迄）。

〔1999年（平成11）4月、同大学文学部史学科長（2003年〔平成14〕3月迄）〕。

〔1999年（平成11）4月、同大学国際交流委員会委員（2001年〔平成13〕3月迄）〕。

〔2000年（平成12）4月、同大学自己点検・評価委員会委員（2001年〔平成13〕3月迄）〕。

〔2000年（平成12）4月、学校法人東北学院評議員選挙管理委員〕。

〔2001年（平成13）1月、学校法人東北学院評議員選挙管理委員〕。

〔2002年（平成14）4月、東北学院大学自己点検・評価委員会委員（2003〔平成15〕3月迄）〕。

〔2002年（平成14）4月、同大学国際交流委員会委員（2004〔平成16〕3月迄）〕。

2008年（平成20）3月、定年により東北学院大学を退職。

2008（平成20）4月、東北学院大学嘱託教授。

〔2011年（平成23）4月、同大学教員資格審査委員会委員（2014〔平成26〕3月迄）〕。

2014年（平成26）3月、東北学院大学嘱託教授終了。

〔社会・自治体関係の委員など〕

1980年（昭和55）4月、北海道上ノ国町史跡整備検討委員会委員（2009年〔平成21〕3月迄）。

1981年（昭和56）4月、北海道松前町史編集長（1988年11月迄）。

1984年（昭和59）2月、北海道函館市史編さん編集長（2007年〔平成19〕3月迄）。

1985年（昭和60）4月、北海道開拓殉難者・受難者調査委員（1989年〔平成元〕3月迄）。

1985年（昭和60）4月、北海道函館市特別史跡五稜郭跡保存整備委員会委員（現在に至る）。

1986年（昭和61）4月、北海道立文書館運営協議会委員（1990年〔平成2〕3月迄）。

1987年（昭和62）4月、北海道市立函館博物館協議会委員（1992年〔平成4〕2月迄）。

1988年（昭和63）4月、北海道函館市西部地区歴史的景観審議会委員（1991年〔平成3〕3月迄）。

1989年（平成元）4月、北海道開拓殉難者調査報告書編集委員会委員（1991年〔平成3〕3月迄）。

1989年（平成元）3月、北海道函館市文化財保護審議会委員（1991年〔平成3〕3月迄）。

1994年（平成6）4月、仙台市史編さん調査分析委員（2011年〔平成23〕3月迄）。

1996年（平成8）4月、青森県史編さん特別専門委員（現在に至る）。

2006年（平成18）4月、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構アイヌ文化活動アドバ

イザー（現在に至る）。

2009年（平成21）4月、北海道上ノ国町史跡上ノ国館跡保存管理計画策定委員（2010年〔平成22〕3月迄）。

〔他大学への出講・学術関係委員など〕

1985年（昭和60）4月、北海道教育大学教育学部札幌分校非常勤講師。

1986年（昭和61）10月、北海道教育大学教育学部函館分校非常勤講師。

1989年（平成元）4月、北海道大学大学院文学研究科非常勤講師。

1990年（平成2）4月、北海道教育大学教育学部岩見沢分校非常勤講師。

1990年（平成2）10月、北海道教育大学教育学部函館分校非常勤講師。

1997年（平成9）4月、東北大学大学院文学研究科非常勤講師。

2006年（平成18）4月、独立行政法人大学入試センター教科科目第一委員会第210部会副部長（2007年〔平成19〕4月、同部会部会長（2008年〔平成20〕3月迄）。

2008年（平成20）4月、東北大学東北アジア研究センター・プロジェクト研究部門「前近代における日露交流史料研究ユニット」評価委員（2009年〔平成21〕3月迄）。

〔学会関係委員など〕

1990年（平成2）12月、北海道・東北史研究会副会長（現在に至る）。

1992（平成4）9月、東北史学会評議員（現在に至る）。

1993年（平成5）10月、地方史研究協議会委員（現在に至る）。

2011年（平成23）11月、交通史学会編集委員（現在に至る）。

〔著作目録〕

【A：著書】

① 『北海道近世史の研究 ― 幕藩体制と蝦夷地 ―』（北海道出版企画センター、1982年11月、総頁：492頁）。

② 『アイヌの歴史（日本民衆の歴史：地域編⑧）』（三省堂、1987年1月、総頁：263頁）。

③ 『増補改訂：北海道近世史の研究 ― 幕藩体制と蝦夷地 ―』（北海道出版企画センター、1997年4月、総頁：521頁）。

④ 『アイヌ民族の歴史』（草風館、2007年3月、総頁：675頁）。

【B：共著・編著など】

① 高倉新一郎編『明治の群像8：開拓と探検』（共著、三一書房、1971年9月）。

② 佐々木潤之介編『日本民衆の歴史4：百姓一揆と打ちこわし』（共著、三省堂、1974

年7月)。

- ③ 『日本の旅路：ふるさとの物語Ⅰ—北海道—』(共著、千趣会、1974年11月)。
- ④ 金井圓・村井益男編『新編・物語藩史』第1巻(共著、新人物往来社、1975年9月)。
- ⑤ 佐々木潤之介編『日本史を学ぶ3：近世』(共著、有斐閣、1976年7月)。
- ⑥ 北原進編『日本古文書学講座8：近世Ⅲ』(共著、雄山閣、1980年3月)。
- ⑦ 藤本英夫編『日本の博物館第11巻：北方の文化—北海道の博物館—』(共著、講談社、1981年7月)。
- ⑧ 原田伴彦編『日本歴史展望：第8巻—江戸幕府と三百諸侯の支配—』(共著、旺文社、1981年10月)。
- ⑨ 札幌商科大学人文学部編『北海道民衆の歩み・公開講座北海道文化論』(共著、札幌商科大学生活協同組合、1982年9月)。
- ⑩ 大石慎三郎編『日本史の舞台⑧・諸国に薫る江戸の春』(共著、集英社、1982年10月)。
- ⑪ 大石慎三郎編『海外視点日本の歴史⑪：北方の時代』(共著、株式会社ぎょうせい、1987年2月)。
- ⑫ 小林清治・米原正義編『戦乱の日本史〈合戦と人物〉8—戦国の群雄(西国・奥羽)』(共著、第一法規出版、1988年6月)。
- ⑬ 児玉幸多他編『日本歴史大系3：近世』(共著、山川出版社、1988年8月)。
- ⑭ 朝尾直弘著『体系日本の歴史8；天下一統』(「蝦夷島と琉球」中「中世の『えぞが島』」と「蝦夷島からみた天下一統」を執筆、小学館、1988年11月)。
- ⑮ 歴史教育者協議会編『100問・100答：日本の歴史』(河出書房新社、1988年)。
- ⑯ 函館市教育委員会編『特別史跡五稜郭保存整備調査報告書』(函館市教育委員会、1990年3月)。
- ⑰ 藤原彰・他編『日本近代史の虚像と実像①—開国と日露戦争—』(共著、大月書店、1990年1月)。
- ⑱ 宮良高弘編『日本文化を考える—北と南の視点から—』(共著、第一書房、1993年6月)。
- ⑲ 北海道ウタリ協会編『アイヌ史—北海道アイヌ協会・北海道ウタリ協会・活動史編—』(共著、北海道出版企画センター、1994年3月)。
- ⑳ 歴史教育者協議会編『100問・100答：日本の歴史3：中世』(共著、河出書房新社、1995年3月)。
- ㉑ 萱野茂他著『萱野茂文化講座：アイヌ語が国会に響く』(草風館、1997年5月)。
- ㉒ 日本福祉大学知多半島総合研究所編『北前船と日本海の時代』(校倉書房、1997年8月)。
- ㉓ 歴史教育者協議会編『100問・100答：日本の歴史4：近世』(共著、河出書房新社、1998年8月)。
- ㉔ 木村礎・林英夫編『地方史研究の新方法』(共著、八木書店、2000年12月)。

- ②⑤ 榎森進編『アイヌの歴史と文化Ⅰ』（共著、創童舎、2003年2月）。
- ②⑥ 榎森進編『アイヌの歴史と文化Ⅱ』（共著、創童舎、2004年4月）。
- ②⑦ 一戸富士雄・榎森進著『これならわかる東北の歴史 Q&A』（共著、大月書店、2008年6月）。
- ②⑧ 榎森進・小口雅史・澤登寛聡編『エミシ・エゾ・アイヌ：アイヌ文化の成立と変容—交易と交流を中心として（上）—』（共編著、岩田書院、2008年11月）。
- ②⑨ 榎森進・小口雅史・澤登寛聡編『北東アジアのなかのアイヌ世界：アイヌ文化の成立と変容—交易と交流を中心として—（下）』（岩田書院、2008年11月）。
- ③⑩ 榎森進編『科学研究費補助金・基盤研究（b）（2）研究成果報告書：13～19世紀における列島北方地域史とアムール川流域文化の相互関連に関する研究』（研究代表者：榎森進、2006年3月。課題番号：14401021）。
- ③⑪ 榎森進編『科学研究費補助金・基盤研究（C）、研究成果報告書：15～19世紀、列島北方地域とアムール川最下流域の諸民族との交流に関する研究』（研究代用者：榎森進、2010年3月。課題番号：19520545）。
- ③⑫ 東北学院大学東北文化研究所編『古代中世の蝦夷世界』（監修・序文、高志書院、2011年2月）。
- ③⑬ 榎森進他著『新版：北海道の歴史上（古代・中世・近世編）』（共著、北海道新聞社、2011年11月）。

【C：論文】

- ① 「開拓期根室地方漁業構造の一考察」（東北史学会『歴史』第33輯、1966年9月）。
- ② 「根室地方に於ける鯨刺網請願運動」（北海道史編集所『新しい道史』27号、1967年3月）。
- ③ 「近世北海道における問屋制度の一考察」（東北史学会『歴史』第40輯、1970年11月）。
- ④ 「松前交易における日本海海運の発展形態」（『日本歴史』275号、1971年4月）。
- ⑤ 「北海道史研究の成果と課題」（『歴史地理教育』No. 183、1971年7月）。
- ⑥ 「北海道近世史研究の諸問題—研究史と当面の課題を中心に—」（松前町史編集室『松前藩と松前』創刊号・第2号、1972年11月、1978年3月）。
- ⑦ 「近世北海道の流通構造」（松前町史編集室『松前藩と松前』第4号、1973年12月）。
- ⑧ 「ユーカラの歴史的背景に関する一考察—主に邦訳ユーカラを素材に—」（歴史学会『史潮』新5号、1979年8月）。
- ⑨ 「松前交易における廻船の変遷過程について—主に船型の変遷と流通構造との関わりを中心に—」（豊田武古希記念会編『日本近世の政治と社会』吉川弘文館、1980年6月）。
- ⑩ 「近世北海道の都市」（『地方史研究』167号、1980年10月）。
- ⑪ 「近世北海道の都市—その構造と機能—」（豊田武・原田伴彦・矢守一彦編『講座：

- 日本の封建都市』第3巻、文一総合出版、1981年11月)。
- ⑫ 「和人地におけるアイヌの存在形態と支配のあり方について」(地方史研究協議会編『蝦夷地・北海道—歴史と生活—』雄山閣、1981年11月)。
- ⑬ 「アイヌの支配と抵抗」(加藤榮一・山田忠雄編『講座日本近世史2—鎖国—』(有斐閣、1981年12月)。
- ⑭ 「松前交易と荷所船」(日本郷土史刊行会『郷土史展望』第2巻第1号、1983年3月)。
- ⑮ 「松前藩の大坂蔵屋敷」(『北海道の研究3：近世編1』清文堂、1983年7月)。
- ⑯ 「日本海海運と酒田—主に松前・蝦夷地交易を中心に—」(『地方史研究』184号、1983年8月)。
- ⑰ 「『蝦夷地』の歴史と日本社会」(『日本の社会史：第1巻・列島内外の交通と国家』岩波書店、1987年1月)。
- ⑱ 「幕府の蝦夷地直轄と松前奉行」(『歴史と地理』391号、山川出版社、1988年3月)。
- ⑲ 「研究史の整理と課題」(北海道・東北史研究会編『北からの日本史』三省堂、1988年5月)。
- ⑳ 「『新羅之記録』におけるアイヌ語使用に関する一考察」(『昭和61～62年度科学研究費補助金{総合研究A}研究成果報告書—北日本中世史の総合的研究』研究代表者：東北大学文学部教授羽下徳彦、1988年3月)。
- ㉑ 「十三～十六世紀の東北アジアとアイヌ民族—元・明朝とサハリン・アイヌの関係をを中心に—」(羽下徳彦編『北日本中世史の研究』(吉川弘文館、1990年2月)。
- ㉒ 「松前からみた弘前」(長谷川成一編『北の城下町・弘前—1989年弘前シンポジウム報告書—』(名著出版会、1990年3月)。
- ㉓ 「箱館奉行」(『特別史跡五稜郭跡保存整備委員会報告書』函館市教育委員会、1990年3月)。
- ㉔ 「海峡を挟む地域史像—ひと・もの・情報—」(北海道・東北史研究会編『北からの日本史』第2集、三省堂、1990年7月)。
- ㉕ 「13～19世紀の日本における北方地域の境界認識」(『1990年度・歴史学研究会大会報告：歴史学研究』613号、1990年11月)。
- ㉖ 「日露和親条約と幕府の領土観念」(渡辺信夫編『近世日本の民衆と政治』河出書房新社、1992年4月)。
- ㉗ 「オモロとユーカラ」(荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史IV・地域と民族』東京大学出版会、1992年9月)。
- ㉘ 「蝦夷地をめぐる北方の交流」(丸山雍成編『日本の近世6—情報と交流—』中央公論社、1992年5月)。
- ㉙ 「周辺諸国と変容するアイヌ社会」(『新版：古代の日本9(東北・北海道)』角川書店、1992年8月)。

- ③⑩ 「近代日本と北方地域・アイヌ民族 — 明治初期を中心に —」(宮城歴史科学研究会『宮城歴史科学研究』36号、1993年3月)。
- ③⑪ 「地方史研究の現状 — 北海道(近世) —」(『日本歴史』562号、1995年3月)。
- ③⑫ 「近世初期の北奥社会とオットセイ」(渡辺信夫編『東北の交流史』無明舎、1994年4月)。
- ③⑬ 「アイヌ民族と安藤氏」(小口雅史編『津軽安藤氏と北方世界』河出書房新社、1995年3月)。
- ③⑭ 「江戸時代末期におけるサハリンをめぐる日ロ関係 — 日本の「鎖国」体制の崩壊過程との関わりで —」(函館日ロ交流史研究会編『1994年、函館・ロシア交流史シンポジウム：函館・ロシアの交流を探る — 日ロ関係史；その過去と現在 — 報告書』函館日ロ交流史研究会刊、1995年)。
- ③⑮ 「十三～十七世紀のアイヌ民族と周辺諸国・諸民族」(木村尚三郎他編『中世史講座11 — 中世における地域・民族の交流 —』学生社、1996年11月)。
- ③⑯ 「北方世界との交流から見えるもの — 松前氏と南部氏の交流を素材に —」(渡辺信夫編『東北の歴史：再発見 — 国際化の時代を見つめて —』河出書房新社、1997年9月)。
- ③⑰ 「近世前期における北奥の狩猟 — 盛岡藩領の事例を中心に —」(東北学院大学史学科編『歴史のなかの東北 — 日本の東北・アジアの東北 —』河出書房新社、1998年4月)。
- ③⑱ 「近代日本と北海道・アイヌ民族 — 明治初期における新政府の対外政策との関わりを中心に —」(永井秀夫編『近代日本と北海道 — 「開拓」をめぐる虚像と実像 —』河出書房新社、1998年4月)。
- ③⑲ 「アイヌ：過去と現在」(『ロシア科学アカデミー極東支部極東諸民族歴史・考古・民族研究所編『17～20世紀、極東諸民族の民族文化過程と社会認識』[露文]極東科学、ロシア連邦ウラジオストク、1998年4月)。
- ④⑩ 「松花江流域出土の『寛永通宝』、その歴史的背景」(『東北学院大学東北文化研究紀要』31号、東北学院大学東北文化研究所、1999年8月)。
- ④⑪ 「松花江流域“寛永通宝”研究」(中国黒龍江省民族研究所『黒龍江民族叢刊』2000年第1期、{中文}、2000年3月)。
- ④⑫ 「アイヌ民族の去就(北奥からカラフトまで) — 周辺民族との「交易」の視点から —」(網野善彦・石井進編『北から見直す日本史』大和書房、2001年6月)。
- ④⑬ 「大陸からの波と『チャシ』」(北海道開拓記念館開館30周年記念事業：第52回特別展「知られざる中世の北海道 — チャシと館の謎にせまる —」関連シンポジウム『チャシと館の時代』北海道開拓記念館、2001年10月)。
- ④⑭ 「日本海海運における蝦夷地と山形」(『山形県地域史研究』27号、2002年2月)。
- ④⑮ 「東北アジアのなかのアイヌ民族」(財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構『普及啓発講演会報告集』、2003年3月)。

- ④⑥ 「統一テーマ『日本の北方地域と北東アジア』について」(北海道・東北史研究会編『日本の北方地域と北東アジア — 北海道・東北史研究会：函館シンポジウムⅡの記録』、2003年3月)。
- ④⑦ 「北東アジアから見たアイヌ」(菊地勇夫編『日本の時代史19：蝦夷島と北方世界』吉川弘文館、2003年12月)。
- ④⑧ 「いまなぜアイヌ史か」(法政大学国際日本研究センター編『国際日本学シンポジウム報告書：アイヌの歴史—「周辺」との交易・交流—』法政大学国際日本学研究所刊、2005年3月)。
- ④⑨ 「明朝のアムール政策とアイヌ民族—アムール川下流域の諸民族とアイヌ民族の交流を中心に—」(菊地俊彦・中村和之編『中世の北東アジアとアイヌ—奴兒干永寧寺碑文とアイヌの北方世界—』高志書院、2008年3月)。
- ⑤⑩ 「『等質な日本文化』という虚構—先住民・アイヌ民族の視点から—」(『第9回、日韓・韓日歴史家会議報告書(文化：変容と発展)』財団法人日韓文化交流基金、2010年2月)。
- ⑤⑪ 「これからのアイヌ史研究にむけて」(北海道大学アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』北海道大学出版会、2010年3月)。
- ⑤⑫ 「アイヌ民族の歴史・『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会』の歴史認識の問題点」(NPO 現代の理論・社会フォーラム『FORUM OPINION』Vol. 8、2010年4月)。
- ⑤⑬ 「北の館跡」(『史跡で読む日本の歴史8：アジアの中の日本』吉川弘文館、2010年8月)。
- ⑤⑭ 「日露和親条約」がカラフト島を両国の雑居地としたとする説は正しいか？(『東北学院大学東北文化研究所紀要』第45号、東北学院大学東北文化研究所、2013年12月)。

【D：書評】

- ① 海保嶺夫著『近世蝦夷地成立史の研究』(三一書房、1984年7月)(『日本歴史』No. 444、1985年5月)。
- ② 菊地勇夫著『幕藩体制と蝦夷地』(雄山閣、1984年10月)(『史学雑誌』第94編9号、1986年9月)。
- ③ 長谷川成一編『北奥地域史の研究—北からの視点—』(名著出版、1988年2月)(『日本歴史』No. 490、1989年)。
- ④ 牧野隆信著『北前船の研究』(法政大学出版局、1989年3月)(『日本歴史』No. 504、1990年)。
- ⑤ 菊池勇夫著『北方史のなかの近世日本』(校倉書房、1991年7月)(『歴史評論』507号、1992年7月)。
- ⑥ 『村山市史：近世編』(山形県村山市、1994年7月8日付『山形新聞』)。

- ⑦ 菊地勇夫著『アイヌ民族と日本人 — 東アジアのなかの蝦夷地 —』（朝日新聞社、1994年9月）（『歴史評論』Vol. 564、1997年2月）。
- ⑧ 佐々木史郎著『北から来た交易民 — 絹と毛皮とサンタン人 —』（満族史研究会『満族史研究通信』）（Vol. 6、1997年3月）。
- ⑨ 長谷川成一著『近世国家と東北大名』（吉川弘文館、1998年7月）（『日本歴史』No. 614、1999年6月）。
- ⑩ 「アイヌ史（北方史）研究の方法 — 岩崎奈緒子著『日本近世のアイヌ社会』によせて —」（『歴史評論』Vol. 603、2000年7月）。
- ⑪ 田端宏他著『新版県史シリーズ1：北海道の歴史』（山川出版社、2000年9月）（『弘前大学：國史研究』第110号、2001年3月）。
- ⑫ 児島恭子著『アイヌ民族史の研究 — 蝦夷・アイヌ観の歴史的変遷 —』（吉川弘文館、2003年2月）（『歴史学研究』No. 780、2003年10月）。
- ⑬ 熊谷達也著『邂逅の森』（小説）：文芸春秋社。2004年3月7日付『東京新聞』、なおこの小説は、その後、同年6月「山本周五郎賞」を、同年7月15日「直木賞」を受賞した。
- ⑭ 山田伸一著『近代北海道とアイヌ民族 — 狩猟規制と土地問題 —』（北海道大学出版会、2011年5月）（2011年7月24日付『しんぶん赤旗』）。

【E：小論・解題・監修】

- ① 「松前藩における元禄・享保期の歴史的地位」（北海道地方史研究会『北海道地方史研究』80号、1971年2月）。
- ② 「日本前近代におけるアイヌ問題」（『歴史地理教育』Vol. 271、1977年11月）。
- ③ 「箱館奉行と蝦夷地支配」（『歴史公論』第4巻第7号、雄山閣、1978年7月）。
- ④ 「松前藩とアイヌ」（『岩波講座：日本歴史・月報』11、1980年10月）。
- ⑤ 「志濃館について」（『歴史地名通信』6号、平凡社、1985年7月）。
- ⑥ 「松前氏の商業活動」（『歴史公論』117号、雄山閣、1985年8月）。
- ⑦ 「松前・蝦夷地からみた日本海海運」（福井県文化振興事業団『福井の文化』第8号、1986年4月）。
- ⑧ 「『標準世界史地図』における若干の疑問点」（『日本歴史』No. 501、1990年）。
- ⑨ 「日ソ領土問題の歴史的背景」（北海道経済研究所編『北海道経済』No. 299、1991年4月）。
- ⑩ 「アイヌ民族の権利と『アイヌ新法』」（『歴史地理教育』468号、1991年2月）。
- ⑪ 「アイヌ民族と日本」（『月刊しにか』第3巻第5号、大修館書店、1992年5月）。
- ⑫ 「第44回・函館大会に向けて」（『地方史研究』243号、1993年6月）。
- ⑬ 「北海道アイヌはなぜカラフトに進出していったのか」（『別冊・宝島、アイヌの本』（宝

- 島社、1993年9月)。
- ⑭ 「安政六年『箱館之図』」(『地域史研究・はこだて』Vol. 19、1994年4月)。
- ⑮ 「『銭亀沢編』の編集にあたって」(『地域史研究・はこだて』Vol. 19、1994年4月)。
- ⑯ 「北からの蒙古襲来があった！」(『歴史読本』Vol. 643、1995年6月)。
- ⑰ 「『新旭川市史：第1巻通史1』の発刊に寄せて」(『旭川研究〈昔と今〉』Vol. 7、1995年)。
- ⑱ 「『猟師』と『マタギ』」(『日本歴史』Vol. 595、1997年12月)。
- ⑲ 「松花江流域の寛永通宝」(満族史研究会『満族史研究通信』Vol. 7、1988年3月)。
- ⑳ 「山形横町細谷家文書—解題と目録—」(鈴木幸彦氏と共同執筆『東北学院大学東北文化研究紀要』Vol. 30、1998年8月)。
- ㉑ 「北からの視点—北方世界とその周辺—」(青森地域社会研究所『れちおん青森』Vol. 218、1997年1月)。
- ㉒ 「サハリン・アイヌ他」(『日本民俗文化資料集成・第23巻：北の民俗誌編集のしおり21』三一書房、1997年)。
- ㉓ 「近世北方世界のなかの松前藩」(新公論社『河川レビュー』Vol. 104、1998年10月)。
- ㉔ 「北奥のアイヌの人々」(『白い国の詩』Vol. 512、創童舎、1999年4月)。
- ㉕ 「シヤクシャインの戦い」(『白い国の詩』Vol. 515、創童舎、1999年7月)。
- ㉖ 「函館市史編さん事業の現在と未来」(『地域史研究・はこだて』Vol. 30、1999年)。
- ㉗ 「江戸時代の北方史—「鎖国」の中の北方地域—」(『白い国の詩』Vol. 525、創童舎、2000年5月)。
- ㉘ 「開拓とアイヌ民族」(『白い国の詩』Vol. 528、創童舎、2000年8月)。
- ㉙ 「『ユーカラ』に探るアイヌ民族の歴史」(東北芸術工科大学東北文化研究センター『東北学』Vol. 7、2002年10月)。
- ㉚ 「『コシャマインの戦い』と中世アイヌ民族の『交易』」(『再現・日本史』82号、講談社、2002年12月)。
- ㉛ 「『南部地域』の歴史における馬産・畑作・狩猟の位置再考」(『地方史研究』304号、2003年8月)。
- ㉜ 「アイヌ民族の前近代史学習の要点」(『歴史地理教育』742号、2009年3月)。
- ㉝ 「ユーカラの歴史性を考える」(札幌大学ペリフェリア・文化研究所『アイヌの歴史と物語世界』、2005年10月)。
- ㉞ 「ロシア科学アカデミー人類学・民族学博物館所蔵品について—主にピョートル大帝治世のコレクションと北方民族関係資料を中心に—」(東北学院大学オープン・リサーチ・センター刊『アジア流域文化論研究III』、2007年3月)。
- ㉟ 「アイヌ民族史をめぐる歴史科学の成果を活かす」(『2006年度・北海道平取町立二風谷アイヌ文化博物館年報』、2008年3月)。
- ㊱ 「アイヌ民族の前近代史学習の要点」(『歴史地理教育』Vol. 742、2009年3月)。

- ③⑦ 「北東アジアの中のアイヌ民族 — サンタン交易・蝦夷錦・間宮林蔵 —」(『歴史地理教育』No. 744、2009年5月)。
- ③⑧ 「歴史からみたアイヌ民族 — 小林よしのり氏の『アイヌ民族』否定論を批判する」(『部落解放』620号、2009年10月)。
- ③⑨ 『週刊マンガ日本史：シャクシャイン』(監修、朝日新聞出版、2010年4月)。
- ④⑩ 「地方史研究の現在(北方史)」(『地方史研究』350号、2011年4月)。
- ④⑪ 「アイヌ民族の戦後史をめぐる諸問題」(『人権と部落問題』No. 825、2012年2月)。
- ④⑫ 「序に代えて — 松前の墓石が語る近世日本 —」(関根達人編『松前の墓石から見た近世日本 —』北海道出版企画センター、2012年12月10日)。

【F：自治体史・法人史：編集・共著・監修など】

- ① 『根室市史(下巻)』(「第1章、水産」執筆、根室市、1968年7月。なお執筆担当部分の「第1章」を『千島海域漁業の史的展開』と題して別刷を作成(総頁386頁)。
- ② 『新稿伊達町史(下巻)』(「第2章、水産」執筆、三一書房、1972年3月)。
- ③ 『松前町史：史料編第1巻』(編集・共著、松前町、1974年11月)。
- ④ 『松前町史：史料編第2巻』(編集・共著、松前町、1977年3月)。
- ⑤ 『松前町史：史料編第3巻』(編集・共著、松前町、1979年3月)。
- ⑥ 『松前町史：史料編第4巻』(編集・共著、松前町、1980年3月)。
- ⑦ 『松前町史：通説編第1巻上』(編集・共著、松前町、1984年8月)。
- ⑧ 『函館市史：統計史料編』(編集・共著、函館市、1987年5月)。
- ⑨ 『松前町史：通説編第1巻下』(編集・共著、松前町、1988年8月)。
- ⑩ 『函館市史：通説編第2巻』(編集・共著、函館市、1990年11月)。
- ⑪ 『函館：都市の記憶』(編集・共著、函館市、1992年8月)。
- ⑫ 『函館市史：都市・住文化編』(編集、函館市、1995年3月)。
- ⑬ 『仙台市史：資料編2・近世I〈藩政〉』(共著、仙台市、1996年3月)。
- ⑭ 『仙台市史：資料編3・近世2〈城下町〉』(共著、仙台市、1997年3月)。
- ⑮ 『函館市史：通説編第3巻』(編集・共著、函館市、1997年3月)。
- ⑯ 『上磯町史：上巻・下巻』(監修、北海道上磯町、1997年3月)。
- ⑰ 『函館市史：銭亀沢編』(編集、函館市、1998年2月)。
- ⑱ 『能代市史：資料編古代・中世1』・『同中世2』(編集協力、秋田県能代市、1998年3月)。
- ⑲ 『仙台市史：資料編5・近代現代1〈交通建設〉』(共著、仙台市、1999年3月)。
- ⑳ 『野又学園六十年史』(編集代表・共著、学校法人野又学園(在函館市)、2000年3月)。
- ㉑ 『乙部町史：上巻・下巻』(監修、北海道乙部町、2001年3月)。
- ㉒ 『函館市史：通説編第4巻』(編集・共著、函館市、2002年3月)。

- ⑳ 『仙台市史：通史編5・近世3』（{共著}、仙台市、2004年3月）。
- ㉑ 『仙台市史：資料編7・近代現代3〈社会生活〉』（{共著}、仙台市、2004年3月）。
- ㉒ 『仙台市史：資料編8・近現代4〈政治・行政・財政〉』（{共著}、仙台市、2006年9月）。
- ㉓ 『函館市史：年表編』（{編集・共著}、函館市、2007年2月）。
- ㉔ 『仙台市史：通史編6・近代1』（{共著}、仙台市、2008年3月）。

【G：辞典の項目執筆など】

- ① 荒居英次他編『古文書用字・用語大辞典』（「秋味」他47項目、柏書房、1980年8月。同辞典は、1986年6月、縮刷普及版『古文書用語辞典』として発刊される）。
- ② 『平凡社：大百科事典』（「蝦夷地」他11項目、平凡社、1985年6月）。
- ③ 『三百藩藩主人名事典：第1巻』（「松前慶広」他14名分、新人物往来社、1986年7月）。
- ④ 『角川日本地名大辞典・北海道（上巻、下巻）』（「総説」中「中世の日本社会と夷島」・「幕藩体制と蝦夷島」・「蝦夷地とアイヌ民族」及び「地誌編」「地名編」の多くの項目を担当。角川書店、1987年10月）。
- ⑤ 『藩史大事典第1巻（北海道・東北編）』（「松前藩」「館藩」、雄山閣、1988年10月）。
- ⑥ 『日本史大事典』（「アイヌ」他35項目、平凡社、1994年5月）。
- ⑦ 『朝日・日本歴史人物事典』（「藤野喜兵衛」他4項目、朝日新聞社、1994年11月）。
- ⑧ 『角川・新版日本史辞典』（「アイヌ」他10項目、角川書店、1996年11月）。
- ⑨ 地方史研究協議会編『地方史事典』（「コシヤマインの戦い」等2項目、弘文堂、1997年4月）。
- ⑩ 『日本民俗大辞典（上・下）』（「蝦夷」他4項目、吉川弘文館、1999年10月・2000年4月）。
- ⑪ 『日本歴史大事典』第1巻・第2巻（「アイヌ（歴史）」他13項目及び「アイヌ民族関係略年表」小学館、2001年7月）。
- ⑫ 『日本歴史地名体系：第1巻・北海道の地名』（{共編}、平凡社、2003年10月）。
- ⑬ 『日本史文献事典』（榎森進『北海道近世史の研究』{北海道出版企画センター、「増補改訂版」を含む}、海保嶺夫『日本北方史の論理』{雄山閣}、同『幕藩制国家と北海道』{三一書房}、同『近世蝦夷地成立史の研究』{三一書房}、同『中世の蝦夷地』{吉川弘文館}。弘文堂、2003年12月）。

【H：その他・随筆・短文など】

- ① 「史学との隔たり ― 市町村史編さんの問題点」（1970年9月5日付『北海道新聞』）。
- ② 「郷土史の古い殻を破るために」（1973年1月11日付『北海道新聞』）。
- ③ 「地方史と歴史意識 ― 住民の立場で研究を ―」（1973年5月12日付『北海道新聞』）。
- ④ 「編集に住民の参加を ― 中央史と地方史の間 ―」（1975年3月26日付『北海道新聞』）。

- ⑤ 「根室女工哀話」(『北方ジャーナル』10月号、KK北方ジャーナル、1977年10月)。
- ⑥ 「松前藩」(『藩史総覧』新人物往来社、1977年12月)。
- ⑦ 「四国にあった松前藩史料」(1978年3月20日付『北海道新聞』)。
- ⑧ 「函館の日本海文化展」(1978年5月20日付『北海道新聞』)。
- ⑨ 「アイヌ蜂起すーシャクシャイン」(『歴史読本』6月号、1980年6月)。
- ⑩ 「蝦夷地の御家騒動ー門昌庵物語ー」(『ふるさと伝説の旅1、北海道・大地の祈り』小学館、1983年12月)。
- ⑪ 「発刊にあたって」(『地域史研究・はこだて』創刊号、1984年12月)。
- ⑫ 「留学生在北海道で気づく“別な日本”と差別の実態」(1988年5月19日付『北海道新聞』)。
- ⑬ 「日本の北方探検」(『中学校地図・社会科研究』'91:4月号、帝国書院、1991年4月)。
- ⑭ 「松前藩に反抗したアイヌの首長・シャクシャイン」(『歴史読本・創刊600号記念特集:日本史を変えた人物』臨時増刊、1993年9月)。
- ⑮ 「『錢亀沢編』の編集にあたって」(『地域史研究・はこだて』19号、1994年4月)。
- ⑯ 「五稜郭の歴史的意義」(1997年1月1日付『北海道新聞』)。
- ⑰ 「『函館市史:通説編第3巻』を編んで」(1997年7月6日付『北海道新聞』)。
- ⑱ 「自治体史の編さんに望むことー先駆的な『青森県史』の刊行を期待してー」(『青森県史研究』第3号、1999年3月)。
- ⑲ 『週刊:日本の街道91:北海道:松前街道・札幌本道』(編集協力、講談社、2004年3月)。
- ⑳ 「アイヌ問題とは何か」(2009年10月27日・28日、11月2日付『しんぶん赤旗』)。
- ㉑ 「『国連宣言』を土台に民族の未来開く政策急げ」(2012年3月13日付『北海道新聞』)。

榎森進先生最終講義

「日露和親条約」調印後の幕府の北方地域政策について



【概要】 ペリーの来航と「日米和親条約」のことは、日本の「開国」と「近代国家の成立」という問題意識から高校の日本史の教科書では必ず記述されているが、同条約の直後に日口間で調印された「日露和親条約」の内容とその歴史的意味を的確に記している教科書は殆ど無い。

しかし、「日露和親条約」は、幕末における奥羽地方を含めた日本の北方地域の歴史のあり方に決定的な影響を与えたのである。NHKの大河ドラマ「八重の桜」の主人公：山本八重が後程結婚した新島襄が幕末の元治元年（1864）、アメリカに密航したのも北の開港場・箱館であった。そしてこの箱館には、安政元年（1854）6月に再置された「箱館奉行」が勤務する箱館奉行所が新設され（五稜郭の内側）、以後幕府は同奉行を介して奥羽地方を含めた北方地域（現：東北6県と北海道・クリル諸島・サハリン）に関する新たな政策を実施していったが、この期に幕府が実施した北方地域政策の前提になったのが対ロシア政策であった。そこで、今回は、この期に実施された諸政策の内特徴的な政策に焦点を絞って話をした。

（東北文化研究所創設45年記念講演会・歴史学科創設50年記念行事）

【日時】 平成25年11月2日（土）

【会場】 土樋キャンパス8号館5階 押川記念ホール

「日露和親条約」調印後の幕府の 北方地域政策について

榎 森 進

はじめに —— 問題の所在 ——

幕末の嘉永6年（1853）6月3日、アメリカ東インド艦隊司令長官 M.C. ペリーが軍艦4隻を率いて浦賀に来航し、日本に開国を求めたアメリカの M. フィルモア大統領の国書を幕府の役人に受け取らせて一時日本を離れ、次いで翌安政元年（1854）1月、軍艦7隻を率いて再び来航して幕府に開国を強く迫ったため、同年3月3日、幕府はやむなく「日米和親条約（神奈川条約）」を締結して下田と箱館の2港を開港するに至り、これを大きな契機として幕藩体制が急速に崩壊に向かって歩み出したことはよく知られている。しかし、同年12月21日下田で調印された「日露和親条約（日露通好条約）」の歴史的な意味についてはあまり知られていない。しかし、同条約は、その後の日本の歴史のあり方、とりわけ奥羽地方以北の北方地域の歴史のあり方に決定的な影響を与えているのである。そこで本稿では、「日露和親条約」調印後の幕府の北方地域政策、特に奥羽諸藩の蝦夷地警備策と「北蝦夷地（カラフト島）」政策に焦点を絞って検討することとしたい。

最初に奥羽諸藩の蝦夷地警備策について触れるのは、幕末の奥羽地方の歴史の諸相を正しく理解しようとするならば、この問題を避けて通ることは出来ないと思うのだが、近年の奥羽地方の歴史研究に目を向けると、この問題に焦点をあてた個別具体的な研究が極めて少ないためか、東北6県の県毎の通史の内容をみると、この問題の概要を正確に記した歴史書が極めて少ないという残念な状態にあるからである。また、「蝦夷地」の中でも「北蝦夷地（カラフト島）」政策に焦点をあてるのは、「日露和親条約」締結に至る日露両国の交渉において「カラフト島」については両国の国境を定めることが出来ず、その結果、同条約第2条で、「今より後、日本國と魯西亞國との境、エトロフ島とウルップ島との間にあるへし、エトロフ全島ハ、日本に属し、ウルップ全島、夫より北クリル諸島ハ、魯西亞に属す。カラフト島ニ至りては、日本國と魯西亞國の間ニおゐて界を分たす、是迄仕來の通たるへし」と記され⁽¹⁾、国境を画定することができなかったため、同島（当時の幕府側の呼称は「北蝦夷地」）ではロシアを強く意識した政策が強力に推進されたからであり、

⁽¹⁾ 『大日本古文書：幕末外国関係文書』第8巻—193号文書（以下同書所収の史料名は『幕末外』8-193の如く略記す）。

こうしたことが近代日本の北方地域政策にも極めて大きな影響を与えているからである。

1. 箱館奉行の最置と幕府の北方地域政策

(1) 箱館奉行の最置とその背景

安政元年（1854）6月26日、幕府は、松前藩より「和人地（松前地）」内の箱館と同所より5～6里四方の地域を上知した上で⁽²⁾、同年6月30日、箱館奉行を最置し、勘定吟味役竹内保徳を同奉行に任じた。席順は下田奉行の次席である⁽³⁾。幕府が箱館奉行を再置した直接的な要因は、いうまでもなく安政元年（1854）3月3日調印の「日米和親条約」、同年8月23日調印の「日英和親条約」、同年9月2日調印の「日蘭和親条約」及び同年12月21日調印の「日露和親条約」により翌安政2年（1855）3月、松前藩領であった箱館港を開港するとしたところにあるが、その後の箱館奉行の任務との関わりで看過出来ないことは、前述の如く「日露和親条約」第2条に「今より後、日本國と魯西亞國との境、エトロフ島とウルップ島との間にあるへし。エトロフ全島ハ、日本に屬し、ウルップ全島、夫より北の方クリル諸島ハ、魯西亞に屬す、カラフト島ニ至りては、日本國と魯西亞國の間ニおみて界を分たす、是迄仕來の通たるへし」とあるように、同条約によって日ロ両国の国境がクリル諸島のエトロフ島以南が日本領、ウルップ島以北がロシア領と決定したものの、文化6年（1809）6月、幕府がカラフト島の呼称を「北蝦夷地」と改称⁽³⁾して以来、日本側が「北蝦夷地」と称してきた「カラフト島（現サハリン島）」については、国境を決めることが出来なかったため、以後幕府が北方地域政策を実施するための新たな役職を設置する必要にせまられたことである。それだけに、再置した箱館奉行の政治的任務は、「北蝦夷地」をめぐるロシアの動向を強く意識したものとなった。こうした状況から、幕府は、安政2年（1855）2月22日、「松前・蝦夷地」の内、渡島半島南端の木古内村以東、乙部村以北の「和人地（松前地）」及び「蝦夷地」全域を幕領とした上で⁽⁴⁾、同年2月24日、これらの地域を箱館奉行に預け⁽⁵⁾、次いで、同年3月27日、松前藩と奥羽緒藩に「松前・蝦夷地」警備を命じ⁽⁶⁾、安政6年9月27日、奥羽6藩に「蝦夷地」を分領するに至った⁽⁷⁾。そこで次ぎに、安政2年の松前藩と奥羽4藩による「松前・蝦夷地」の警備の概要とその特徴を、次いで安政6年（1859）の奥羽6藩への「蝦夷地」の一部の「分領」と「蝦夷地」警備の状況についてその概要を見ておきたい。

⁽²⁾ 『幕末外』6-315。

⁽³⁾ 松田傳十郎著『北夷談』（『日本庶民生活史料集成』第4巻（三一書房、1969年））。

⁽⁴⁾ 『幕末外』9-133。

⁽⁵⁾ 『幕末外』9-138。

⁽⁶⁾ 『幕末外』10-77。

⁽⁷⁾ 「蝦夷地御開拓諸御書付諸御書類」（『新撰北海道史』第5巻史料1。1936年）。

2. 松前藩及び奥羽諸藩による「松前・蝦夷地」警備と 奥羽諸藩への「蝦夷地」の「分領」

(1) 松前藩及び弘前藩・盛岡藩・秋田藩・仙台藩による「松前・蝦夷地」の警備の概要
安政2年(1855)3月27日、幕府は、松前藩と弘前藩・盛岡藩・秋田藩・仙台藩の奥羽4藩に「松前・蝦夷地」の警備を命じたが、各藩毎の警備地域は以下の通りであった。

松前藩：「元陣屋」→(松前地の^{ありかわ}有川村)、警備地域→(松前地の^{きこない}木古内村～^{ななえはま}七重浜間)。

弘前藩：「元陣屋」→(箱館の^{ちよがだい}千代ヶ台)・「出張陣屋」→(西蝦夷地のスツツ)、警備地域→(箱館表、^{えざん}千代ヶ台～^{えざん}恵山岬持場心得、松前地の乙部村～西蝦夷地のカムイ岬、西蝦夷地総体の援兵心得)。

盛岡藩：「元陣屋」→(箱館山麓の^{みずもと}字水元より^{やちがしら}谷地頭迄)、「出張陣屋」→(東蝦夷地のエトモ)。なお、「エトモ」は、現在の室蘭。

警備地域→(箱館表専用心得、箱館表より東蝦夷地のホロベツ迄の海岸総体、東蝦夷地総体の援兵心得)。

秋田藩：「元陣屋」→(西蝦夷地のマシケ)、「出張陣屋」→(西蝦夷地のイシカリ・ソウヤ(但し夏分人数出張、北蝦夷地{カラフト島}応援心得。北蝦夷地{カラフト島}は3月より8月迄詰め、冬はマシケの元陣屋へ引き揚げ)、警備地域→(西蝦夷地カムイ岬よりシレットコ岬迄総体・北蝦夷地島々共一円)。

仙台藩：「元陣屋」→(東蝦夷地のユウフツ、後シラライ{^{しろはら}白老})、「出張陣屋」→(東蝦夷地子モロ・アッケシ・クナシリ島・エトロフ島)。

警備地域→(東蝦夷地のシラライからシレットコ岬迄総体、クナシリ・エトロフ島々共一円)⁽⁸⁾。

上記の内容を地図で記したのが、別紙の「地図1」である。上記の内容と別紙の地図を合わせて見るとすぐ分かるように、松前藩・弘前藩・盛岡藩・秋田藩・仙台藩の5藩の中でも仙台藩と秋田藩が最も広大な地域を警備地とされたが、奥羽4藩の石高(表高)は、弘前藩が10万石、盛岡藩が20万石、秋田藩が20万石余、仙台藩が62万石余であることを考慮すると、石高と警備地域の面積の関係では、秋田藩が仙台藩の約3分の1の石高に過ぎないのに、仙台藩とほぼ類似した広大な地域を警備地とされている点に大きな特徴があった。そのため、同年11月、時の秋田藩主佐竹右京大夫義陸は、老中に対し「蝦夷地警衛用捨」願いを提出した。その内容は、以下の通りである。なお、佐竹義陸は、当時僅か16歳であった。

私儀今般蝦夷地之御警固被仰付、尤箱館松前地御警衛向をも可相心得候段被仰渡、難有仕合奉存候、持場之儀は、西蝦夷地ヲカムイ岬より北海岸通シレットコ迄惣體并北

⁽⁸⁾ 『幕末外』10-77。注(7)史料。

蝦夷地其外島々共一圓、右之内マシケ江元陣屋取建、人數差置候様可致、ソウヤ江出張陣屋取建、夏分人數出張、北蝦夷地應援可相心得、北蝦夷地右同斷、三月より八月迄人數相詰、冬分はマシケ元陣屋江引揚候様可致段、御達之趣奉得其意候、然は、若年之私江至而重き御警衛筋之御用被仰付候義、武門規模ニ而、重疊^{ちようじょう}難有儀ニ奉存候、因而是、篤相心得、乍不及も御安堵相成候様精勤仕度、且御達之趣も有之ニ付、不取敢場所内見分与して、當五月初旬、家来共差遣候處、海陸數百里之行程故、日數相掛、時節遅相成候付、西蝦夷地ヲカムイ岬より北海岸通モンヘツ迄、北蝦夷地シラヌシより東海岸ホロアントマリ（現アニワ湾沿岸部のコルサコフの南側にあるトマリアニワ^{トマリ=アニワ}）迄、同西海岸ウエンケシ（現西海岸部のリフリヤンカ^{リフリアンカ}）迄見分仕、當九月中罷歸候而申聞候は、北蝦夷地之義は、何方迄を境与存分兼候得とも、一ト先蝦夷人共住居罷在候處迄を持場与取調、此海岸里數凡貳百五拾里余、并西蝦夷地ヲカムイ岬より北海岸シレットコ迄貳百拾八里余、其外離島五介所有之、此海岸周回之里數四拾里程取合、持場之海岸總里數五百里余御座候趣申聞候、右ニ付、段々評議仕候處、可成之手配仕候而も、右之内要地与相見得候場所貳拾个所位江陣屋取建、人數三千人位も差渡不申候而は、聊御警衛筋も相成間敷儀与奉存候、猶右人數差渡置候儀ニ而は、數百里之海陸交代之間、六千人之出入与相成候儀御座候、殊ニは、箱館表并松前地御警衛向をも可心得段、被仰渡候上は、右兩所江臨時出張爲致候人數も、別段國許江備置候事ニ御座候而は、旁以私之分限ニ而行届候義ニは無御座候（中略）且又私領分海岸凡四拾里程之場所御座候處、非常之節は、城下より人數繰出候而も、手遠之場所ハ、急卒之間ニ合兼候に付、近年來家來共海岸數个所江移住申付差置、尚又度々御触達之義も御座候に付、旁以篤相心得、種々手配仕、海岸防禦筋專要取計罷在候儀御座候處、西北蝦夷地五百里余之海岸御警衛向を相勤候儀ニ而は、中々以行届候儀ニも無御座、差當自國之守備如何手當可仕候哉、當惑至極奉存候、（中略）西北蝦夷地持場被仰付候儀并人數差渡置候儀は、何分御容赦被成下、臨時御沙汰次第箱館表松前地江出張爲致候人數は、國許江も備置、御用相勤候様仕度奉願候、（以下略）⁹⁾。

（括弧内の「北蝦夷地」の地名に対応する現ロシア語地名は榎森）。

その要旨は、自領内の海岸防備に加え西蝦夷地と北蝦夷地の500余里余に至る海岸警備を行うのは困難につき、「蝦夷地警備」の用捨と当面箱館表と松前地の警固だけにしてもらいたいというものであった。しかし、時の老中阿部正弘は、翌年2月11日頃、秋田藩主佐竹義睦に対し「内願之趣は、難被及御沙汰候、西蝦夷地之内、マシケ・ソウヤ邊江常詰元陣屋取建、北蝦夷地之内、シラヌシ、クシュンコタン江三月より八月迄之出張陣所相定、各一手之人數差渡置可被申候、其余人數等差渡置ニ不及、箱館奉行臨機之差圖次第、

⁹⁾ 『幕末外』13-92。

右人数之内より出張候様可被致候、西地一圓持場名目之儀并松前箱館援兵之儀は、御用捨被成下候事」と申し渡して「松前・箱館援兵」の件のみを免除したに過ぎなかった⁽¹⁰⁾。

また、安政2年12月、仙台藩主伊達慶邦（当時30歳）が老中に対し「自國海岸并蝦夷地島々共取合候得は、大凡六百里程ニ相及、右場所江警衛向嚴重相立候ニは、不尋常義ニ御座候間、右持場之分一圓御預地ニ被成下、悉皆御役地同様御委任被成下候様仕度奉願候」との内願書を提出した⁽¹¹⁾。つまり、「蝦夷地」の「警備」を命じられた地域を総て仙台藩の「預地」（仙台藩が預かる事実上の仙台藩の「領地」）にしてくれることを内願したものであった。しかし、老中阿部正弘は秋田藩の願書に対する返答書との関わりもあり、翌年2月、「内願之趣は、難被及御沙汰候、追而地所相渡候場所も可有之候、差向候處、人数差渡、ユウブツ・アッケシ・ネモロ・エトロフ・クナシリ右五个所江警衛相立、其餘之場所は、箱館奉行臨機之差圖次第、右人数之内より出張候様可被致候、東地一圓持場名目之儀、并箱館表援兵之儀は、御用捨被成下候事」と達したのである⁽¹²⁾。佐竹氏の内願に対する返答と類似した内容であった。

ともあれ、こうして幕府の「蝦夷地再直轄」に続く奥羽4藩への「蝦夷地警備」命令は、4藩に大きな財政的負担となって跳ね返っていった。警備に必要とする諸経費は、その総てを警備を命じられた各藩の負担となったからである。しかも、「蝦夷地」は、奥羽地方よりは遙かに寒い地域であり、冬季にはマイナス30度以下になる地域も多かった。そのため「蝦夷地警備」を命じられた奥羽4藩、とりわけ広大な「蝦夷地」と島々の警備を命じられた秋田・仙台の両藩は多くの家臣達の命が奪われただけに、その損害は計り知れないものであった。

かくして幕府は、安政6年（1859）9月27日、奥羽の弘前・盛岡・秋田・庄内・仙台・会津の6藩に「蝦夷地」の一部を「領分」として与えると同時に、警備地域を指定し、「開墾」と「警備」に当たらせる政策を実施するにいたった⁽¹³⁾。

（2）奥羽諸藩への「蝦夷地」の「分領」

安政6年（1859）9月27日、幕府はそれまでの蝦夷地政策を改め、奥羽の仙台藩主・秋田藩主・庄内藩主・盛岡藩主・弘前藩主・会津藩主に対して「蝦夷地開発守衛之儀、當節之時勢專要之事ニ付、別段の譯を以、蝦夷地之内割合、領分被成下候」、「尤、箱館表松前地御警衛向之儀も是まで之通り可被心得候。且又南部美濃守、津軽土佐守持場之儀は、只今迄之通相心得、陣屋有之場所にて相應之地所被下候」と申し渡し⁽¹⁴⁾、次いで同年11月26日、各藩主に対して「領分」として与える地域と警備地域を示すと同時に、各藩主

⁽¹⁰⁾ 『幕末外』13-165。『松前箱館雜記』巻7（東京大学史料編纂所蔵）。

⁽¹¹⁾ 『幕末外』13-121。『松前箱館雜記』巻7（東京大学史料編纂所蔵）。

⁽¹²⁾ 『幕末外』13-164。『松前箱館雜記』巻7（東京大学史料編纂所蔵）。

⁽¹³⁾ 『幕末外』27-138。「蝦夷地御開拓諸御書付諸伺書類」（『新撰北海道史』第5巻史料1。1936年）。

⁽¹⁴⁾ 『幕末外』27-138。「蝦夷地御開拓諸御書付諸伺書類」（『新撰北海道史』第5巻史料1。1936年）。

に対してあらたに与える「領分」から得られる場所請負人の運上金等をしめした⁽¹⁵⁾。これらの内容を整理すると、以下の通りである。(別紙「地図2」を参照のこと)。

弘前藩：西蝦夷地スツツの「陣屋付」とし、西蝦夷地スツツ領～セタナイ領境迄を「領地」とす。乙部村～西蝦夷地セタナイ領迄を警備。

(上記「領地」の場所を請け負う場所請負人が収める運上金・他)。

場所請負人の運上金：292 両、

別段上納金：167 両永 100 文、

合計：459 両永 100 文。

盛岡藩：東蝦夷地エトモの「陣屋付」とし、東蝦夷地エトモ領・ホロベツ領とヲシヤマンベよりユウラップ領迄を「領地」とす。

東蝦夷地モロラン領～ヲシヤマンベ境迄及びユウラップ境～ヤマクシナイ領迄を警備。

(上記「領地」の場所を請け負う場所請負人が収める運上金・他)。

場所請負人の運上金：67 両 2 分、

別段上納金：14 両 3 分永 50 文、

合計：82 両 1 分永 50 文。

上記の他、ヲシヤマンベ～ユウラップ境迄の運上金。

秋田藩：西蝦夷地マシケ領とソウヤ領～モンヘツ境迄及びリシリ・レブンシリ島々共を「領地」とす。西蝦夷地バツカイ～ノッシヤム崎迄を警備。

(上記「領地」の場所を請け負う場所請負人が収める運上金・他)。

場所請負人の運上金：2,325 両 1 分永 150 文、

別段上納金：728 両 3 分永 125 文、

合計：3,054 両 1 分永 25 文。

上記の内に北海岸モンベツ領、西海岸バツカイ運上金及びハママシケ別段上納金が含まれている故、この分を減ず。

庄内藩：西蝦夷地ハママシケ領とルモツベ領～テシホ領迄及びテウレ・ヤンケシリ島々を「領地」とす。西蝦夷地ヲタスツ領～アツタ領迄を警備。

(上記「領地」の場所を請け負う場所請負人が収める運上金・他)。

場所請負人の運上金：1,839 両、

別段上納金：287 両 1 分、

合計：2,126 両 1 分。

上記の内に、マシケの別段上納金が含まれている故、この分を減ず。

仙台藩：東蝦夷地シラライ領、トカチ領、アツケシ領～子モロ領の内ニシベツ境迄、

⁽¹⁵⁾ 『幕末外』 30-119。

クナシリ島一円、エトロフ島のシャナ以外の地域を「領地」とす。
東蝦夷地クスリ領、ユウフツ領～ホロイツミ領迄及びエトロフ島の内シャナを警備。

(上記「領地」の場所を請け負う場所請負人が収める運上金・他)。

場所請負人の運上金：2,435 両、

別段上納金：532 両 3 分永 50 文、

合計：2,967 両 3 分永 50 文。

上記の他、子モロ領の内、アッケシ境よりニシベツ境迄の運上金を相増し、エトロフ島の内のシャナ場所の運上金を減ず。

会津藩：東蝦夷地子モロ領ニシベツより西蝦夷地アバシリ境迄及びアバシリ境より西蝦夷地モンベツ領迄を「領地」とす。

西蝦夷地アバシリ場所を警備。

(上記「領地」の場所を請け負う場所請負人が収める運上金・他)。

場所請負人の運上金：2,500 両、

別段上納金：370 両、

合計：2,870 両。

但し、上記の内、アッケシ境より子モロ領ニシベツ境迄と西蝦夷地のアバシリ場所の運上金を減ず。またモンベツ領運上金を相増す。

上記 6 藩が新たに「蝦夷地」内に宛がわれた「領地」から得る場所請負人の運上金の金額のみを比較すると、秋田藩が 3,054 両余、仙台藩が 2,967 両余、会津藩が 2,870 両余、庄内藩が 2,126 両余、弘前藩が 459 両余、盛岡藩が 82 両余で、秋田藩の収益が最も多かったことになるが、この金額には、北海岸モンベツ領と西海岸のバツカイの運上金の他にハマシケの別段上納金が含まれていることから、これらの分が減額されるので、実際の収益は上記の金額より少なかった。また、これには、次ぎの様な事情が潜んでいた。即ち当初ソウヤ領の内バツカイよりノツシャブ迄を幕府直轄地として秋田藩領としなかったが、この地はリシリ・レブンシリの警衛上佐竹氏に必要があり、しかも、ソウヤ岬に近いサンナイはソウヤ場所の運上屋より僅か 1 里余の所にあり、船掛も良く、幕府の役人達の風待、御用状の継ぎ立て、殊に「北蝦夷地」との連絡上、幕府に必要なとの理由から、翌万延元年(1860)9月、バツカイよりノツシャブ岬に至る地域を秋田藩領とし、サンナイを幕府領としたことである⁽¹⁶⁾。

⁽¹⁶⁾ 「蝦夷地御開拓諸書付諸何書類」(『新撰北海道史』第 5 巻史料 1。1936 年)。

3. 北蝦夷地（カラフト島）政策の特徴

(1) 「日露和親条約」調印前後の北蝦夷地場所の概要

当該場所は、北蝦夷地（カラフト島）南部地域のクシュンコタン（現コルサコフ {Корсаков}）を中心にしたアニワ湾沿岸地域とノタサン（現チェーホフ {Чехов}）以南の西海岸地域で、場所請負人は、近世後期に松前藩の有力商人であった紀伊国有田郡栖原村出身の栖原六右衛門と陸奥国伊達郡貝田村出身の伊達林右衛門の2名で、彼等の共同請負であった。

安政2年（1855）4月、同場所請負人の栖原六右衛門（松前小松前町）と伊達林右衛門（同唐津内町）の代市作が連名で箱館奉行所宛に差し出した「北蝦夷地場所寒暖風土、其外御尋向の廉乍恐御答奉申上候」には、次のように記されている⁽¹⁷⁾。

- 一、右御場所建家其外共別紙ニ奉申上候。
 - 一、同所働方之者共、番船は、相留候^{ずあいぶね}合船ニ乗組、年春正月下旬松前表乗出し、ソウヤ御場所日和見合、北蝦夷地渡海之儀は、年々三月下旬、海面氷解次第渡海仕候。
 - 一、稼方旬季之儀は、年大体八十八夜前後ニ^{くまき}鯉群來初、四月中旬ニは末漁ニ相成候、夏五月上旬よりトウフツ与申所ニ而、^{なまこ}海鼠引漁事仕候、五月下旬より鱒漁ニ取掛、土用入頃盛漁之時節ニ而、土用過ニは末漁ニ相成候。
 - 一、同所寒暖風土之儀は、極寒之地ニ而、年中風烈敷、クシュンコタンより西浦迄所々ニ有之候漁番家いつれ酉戌向ニ而春二月下旬ニ相成候而も餘寒強く海面遠沖込氷海ニ御座候、風筋ニ寄四月中旬迄厚二三尺丈長百間位之厚水流寄候事も度々有之、四月下旬迄通船不相成候、其年柄ニ寄、四・五月ニ至候而も度々霜降又は雪降候儀も有之候、夏土用中ニ而も綿入布子着用着用仕候、尤年柄ニ寄残暑之内、七八日或ハ十日位単物着用仕候儀も御座候へ共、日中計ニ而、朝夕は綿入着用仕、秋帰働方之者七月中旬ニ相成候へは、帰登之支度ニ取掛御場所出帆仕候、九月中旬より雪降り、次第ニ降積寒気も巖敷相成、十一月中より氷海ニ相成申候、同所越^{けつきよ}年働方之者、十一月中より翌年正月下旬迄穴居仕候。
- 但、年々積雪凡五六尺位其土地ニより一二丈も降積候場所も有之候、高山は六月中 迄雪見申候。
- 一、勤番所賄方之儀は、三賄ニ付五拾元宛御拂被下候仕来ニ御座候。勤番中賣上諸品元買入時直段を以賣上申候。

上記の内、3カ条目にある「トウフツ」は、アニワ湾東部の現ムラヴィエヴォ（Муравьево）のことであるが、上記各条毎の文章によって、当時の「北蝦夷地」が如何に寒い所であったのかを知ることが出来よう。また、第1条にある同「右場所建屋其外」

⁽¹⁷⁾ 『松前箱館雑記』巻21（東京大学史料編纂所所蔵）。

の内容は、クシュンコタンに勤番所1軒、運上家1軒、遠見番所1軒、板藏30軒、茅藏1軒、弁天社2軒、漁小屋1軒で、同所以外のアニワ湾沿岸部に茅藏53軒、板藏26軒、漁小屋20軒、弁天社1軒、通行屋3軒、シラヌシ（現クリリオン）からノタサム（現チェーホフ）に至る西海岸部にシラヌシの会所1軒の外に板藏19軒、茅藏12軒、漁小屋11軒、通行屋1軒、休所2軒、泊所1軒であった。

また別の史料⁽¹⁸⁾によって安政3年（1856）6月現在の同場所の概要を見ると、当時の運上金は1,560両で、場所内に設置された建物が会所1棟（シラヌシ {現クリリオン}）、勤番所1棟（クシュンコタン {現コルサコフ}）、運上家1棟、御武器蔵1棟、通行家4棟、番屋7棟、茅葺番屋6棟、板藏61棟、茅葺蔵57棟、遠見家1棟、神社11祠となっており、上記の記録の内容と数字が一致しないが、重要な生産手段である漁船は鱒船^{ひらたぶね}107艘、囃合船^{あい}32艘、蝦夷船^{モチブ}68艘、持符船3艘、磯船13艘、橋船5艘で、安政2年の主要な出産物は、春鮭：8,766.8296石、塩鱒：2,943.98石、海鼠：1.6435石であった。

また、場所内のアイヌの家数と人口は、373軒、2,694人で、内「役土人」が51名、その内「惣乙名」が5名、「脇乙名」が4名、「惣小使」が3名、「乙名」が3名、「小使」が8名、「御土産取」が28名で、「平土人」が886名、「女之子（メノコ）」が1,065名、「セカチ（ヘカチ：男児）」が359名、「カナチ（少女）」が333名であった⁽¹⁹⁾。なお丸括弧内は複森。

なお、ここで「役土人」・「平土人」と記したのは、同年5月21日、箱館奉行が「蝦夷地場所支配人」に対し「夷人稱呼之儀、向後役土人・平土人と可唱事」と申し渡したため⁽²⁰⁾、依拠した史料にも「役土人」・「平土人」と記していることによる。また、上記の表記のあり方からして、「平土人」とは、役職に就いていない「土人（アイヌ）」のことでなく、役職に就いていない「大人で男性のアイヌ」のことである事が分かる。

では、「北蝦夷地場所」における和人の出稼ぎ者達はどれだけいたのであろうか。

安政2年（1855）9月、伊達林右衛門代文治と栖原六右衛門代半六が連名で「御役所」（箱館奉行所カ）に提出した書類⁽²¹⁾によれば、「支配人・番人・働方（稼方カ）」までの「惣人数」は、凡100人位で、この内東はクシュンコタンの運上家之方迄が凡70人位で、西海岸のトンナイ出張所の内に30人位、100人の内越年者は50人位であった。なお、「蝦夷地」の各場所で働く「支配人」は、現地の責任者で、「番人」は漁夫、「稼方」は、雑役夫のことである。

⁽¹⁸⁾ 『幕末外』14-129。箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：白主会所』（北海道立文書館所蔵）。

⁽¹⁹⁾ 「北蝦夷地土人人別・家数・船数・出産物等書上」（箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：白主会所』北海道立文書館所蔵）。

⁽²⁰⁾ 「安政三年五月二十一日、ソウヤ詰箱館奉行支配調役下役元メ、ソウヤ場所支配人へ申し渡し」（箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：白主会所』北海道立文書館所蔵）。

⁽²¹⁾ 「覚」（『松前箱館雑記』巻21（東京大学史料編纂所所蔵））。

(2) ソウヤ場所・北蝦夷地場所詰幕吏に対する防寒対策

前述のように、冬季のソウヤ場所や「北蝦夷地場所」は、非常に寒いところであった。そのため、こうした地域に勤番として派遣された箱館奉行所の役人達は、冬季に「水腫」に罹り、死亡する者が多かった。「水腫」とは、細胞間組織内、または体腔内に異常に大量の組織液が貯留された状態のことで、一般には足の甲より浮腫を生じ、次第に腰に及び水膨れとなり、顔がむくみ、腹部が太鼓のように膨れ、苦痛が激しく、遂に死に至る病である。そのため、箱館奉行は、厳寒の地で越年する幕吏達の防寒対策に意を注いだ。こうした厳寒地での越年対策として新たに採用されたのがいわゆるストーブの利用である。

① ストーブの利用

安政3年(1856)2月、ソウヤ詰調役梨本彌五郎が「宗谷場所越年之儀ニ付申上候書付」を箱館奉行に差し出しているが、それには「場所越年之儀ニ付、御直御書取拝見、御主意之趣乍恐御尤至極奉存候、御用方之弁利は勿論、一己ニ取候而も其場居付ニ候得は、失費も相省ケ候儀ニ而可相成は防寒之ため居所取補理向御入用御立被下、クワヘヒル与唱候火爐(武田斐三郎製方心得罷在)二器中御渡御座候ハハ、難有奉存越年仕候心得ニ御座候、此段申上候、以上」と記されている⁽²²⁾。文中の「クワヘヒル」と言うのが、オランダ語でストーブの意の「Kachel」のことである。これに関する幾つかの史料を示すと次の通りである。

- ① 北蝦夷地ニ而は、冬分穴居いたし候由、右は暖ニは候得共、地気温湿人ニ不宣、却而カツヘエルを用候方可然、鐵製も焼土製も有之、何れニも火爐を外へ出し、鐵又は焼土のあたたまりにて空中を暖氣致し方身体之爲至極宜由、既ニ魯西亞人クシュンコタンニ而、其所之土を以製し候事ニ而、最北之凌方宜く、夫ニ倣ひ候方可然候間、敢而土地之仕來ニ不泥、銘々斐三郎へ申談候様可致旨御談可有之、土地ニ而凌方承り候上可申立なと手輕ニ心得勇壯可賞事ニは候得共、又甚心配いたし各ニも得与勘考被致候様存候⁽²³⁾。
- ② テシホよりシヤリ込相詰越年いたし候下役元メ以下之者とも江御渡可相成カツヘル仕立方梨本彌五郎・武田斐三郎等英船江相越、真圖取いたし(此圖清書出来兼候間、入御覽候様仕候)圖面取調候処、煙筒込鉄ニ而は存外御入用相嵩候ニ付、瓦ニ替へ候積り、夫々吟味仕候処覽ニ候得は、容易之御入用ニ無之、式拾も被仰付候儀ニ候ハハ、一器拾式両式分余ニ而可仕立由職方もの申立、差向此上吟味減も出来兼候間、先ツ右之趣を以式拾式仕立被仰付、就而は蝦夷地掛下役兩人時々見廻り、同心之内差働有之者壺人付切被仰付諸式巨細取調減方も可出来数多之儀ニも御座候間、早々爲取掛候様仕度此段相伺申候。

但、北蝦夷地越年之者江は、彼地魯西亞製火器清水平三郎相心得居候間、同人

⁽²²⁾ 箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：自主会所』（北海道立文書館所蔵）。

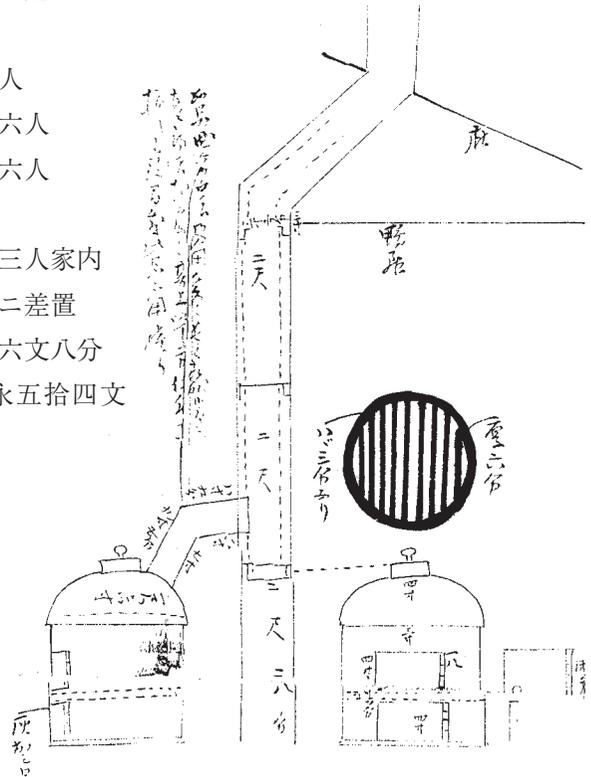
⁽²³⁾ 箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：自主会所』（北海道立文書館所蔵）。

江被仰付右圖面御入用等は、同所詰之もの其地ニ而取調申上候様可仕候。

辰三月⁽²⁴⁾

- ③ 一 カッヘル 式拾式器 カッヘルを用候得は、如何様寒地ニ而も凌方出来、尤炭は決而用間敷、若相用候得は、炭火人を害し候間、薪或は焼石炭之方宜与英人呉々申聞候事。

八器 テシホよりシャリ迄
 下役元メ
 下役 四人
 内 六器 同心 六人
 六器 足輕 六人
 一器 御雇医師老人
 一器 北蝦夷地詰同心三人家内
 テシホ邊ニ一所ニ差置
 此代 金式百七拾六兩永百九拾六文八分
 一器ニ付 金拾式兩式分永五拾四文四分⁽²⁵⁾。



- ④ 「辰八月朔日織部正殿御渡、」

御諭書。

北蝦夷地は、寒氣烈敷地なれば、是迄冬分住居するもの少かりしを、今度御開拓之御旨意厚相心得、越年之者も有之段、奇特之至ニ候、去ながら寒氣防き方實以不容易、其手當とても、事馴さる事なれば、嚴冬に至りてハ、兎角火邊を離れず、薪炭のみにて凌き候事ニ可有之、然るに炭素と名つけて、火氣の中に籠りたる一種の氣ありて、炭火は殊ニ甚しく、其氣に深くあたりぬれハ、身体の蒸氣を塞きて、多くは浮腫病を發し、甚敷ハ忽ちに暈眩昏倒するもの也、寒地の人ハ、寒よりも却て炭に害せらるることの多しといへる事もあれハ、それらの所深く心配懸念致さる事ニ候、いつれも用心肝要にて候、就夫今度製造せしむる蘭名カッヘルと

⁽²⁴⁾ 箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：自主会所』（北海道立文書館所蔵）。

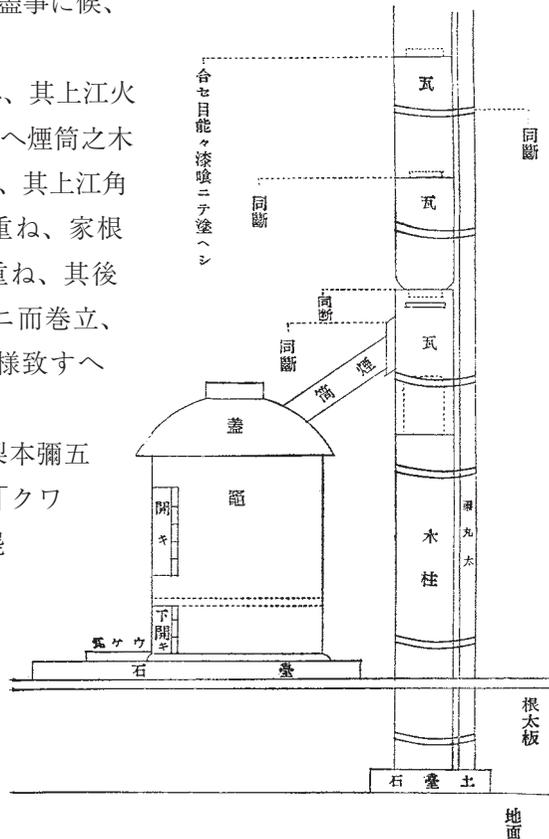
⁽²⁵⁾ 箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：自主会所』（北海道立文書館所蔵）。

いへる火爐ハ、西洋人の用る處ニして、先つ置所を定め、間内風の吹通サさる様ニ補理へ爐中に薪を焚けは、(炭にてもよけれと、可成は薪を用へし) 廻りの焼るにしたかひ、おのつから火氣籠り、室中一体に温りて、寒氣を退け、別に煙出しありて、彼ノ炭素を散し、人身にふれさらしむるの器なり、近頃北蝦夷地に來り居しオロシア人も、これを用るし跡顯然相残り有之、それより猶はるかに北方なる寒國も、近年追々に開け、人家盛に成行くハ、皆此器を以て寒を防ぎ、人を損せさるか故也と聞えぬ、依之今度箱館表おゐて、新に製造被仰付、組立方絵圖相添、西北奥地越年之もの共江御渡しニ相成候、されはとて、ひたすら此を頼みて、明ヶ暮其傍を去らす、室中にとち籠りて、身体運動せず、氣血循環せされは、却て病を受る基となるへし、畢竟これハ防寒止むを得ざるの器にして、平常第一の養生、たえず山野を歩行し、身体を運動し、武藝力業をなして、おこたりになれハ、寒邪にもおかされず、まして浮腫等の優決してなかるべし當今の御時節いつれも何程粉骨精勤之志ありても、第一壯健ならてハ、十分之御奉公も難成、一旦疾にかかりて、心に任せざる時は、如何計敷残念ニ可有之、よくよく自愛し、偏に御開拓御旨意行届候様内外厚工夫を可被盡事に候、

(ここに右の図有り〈榎森〉)

右圖面之通根太板上江臺石を居へ、其上江火爐を居へ、前江灰出し瓦を置、後へ煙筒之木柱を建、根太を貫き、壺石を居へ、其上江角瓦を重ね、夫より順々に丸瓦を重ね、家根を貫き、程能處へ蓋付之留瓦を重ね、其後へ添丸太を建、筒壹ツ宛ニ針銅ニ而卷立、繼目を煙り之不洩様能々塗立候様致すへし⁽²⁶⁾。

上記の安政3年2月、ソウヤ詰調役梨本彌五郎が箱館奉行に差し出した上申書中に「クワヒル与唱候火爐あやさぶろう(武田斐三郎製方心得罷在)」、②史料に「カッヘル仕立方梨本彌五郎・武田斐三郎等英船江相越」等と見えることから窺えるように、このストーブの製造については「武田斐三郎」なる人物が重要な役割を果たしているの、先ず「武田斐三郎」につい



⁽²⁶⁾ 箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：自主会所』（北海道立文書館所蔵）。『幕末外』14-204。

て若干の説明を加えておこう。「蝦夷地御開拓諸御書付諸伺書類」(『新撰北海道史』第5巻・史料1)所収の「附録書類四十四」の「蘭學者武田斐三郎身分御取立之儀奉願候書付」に次のように記されている。

竹内 下野守
堀 織部正
加藤おと於菟三郎家来
武田斐三郎
辰三拾歳

御手當金一ヶ月金七兩

別段御手當金、一ケ年金三拾兩月割

右斐三郎儀、蘭學拔群之者ニ付、去る(嘉永6年)丑年織部正并村垣與三郎松前并蝦夷地御用与して罷越候節、奉願候而召連、其節爲支度金貳百兩并御用中御手當金一ヶ月金七兩宛被下相勤候處、其後引續箱館御用相勤候儀、伺之通被仰渡、猶又同所之儀は、物價こう高直、品々難渋之廉を以、別段金三拾兩被下置候様奉願候處、願之通被仰渡候。然ル處、同人蘭學之儀は當時有數比類なく相聞、且漢學ニも長じ、志氣慷慨、天稟こうがい てんびん非常之才器与兼々見込罷在、殊異舶宿中銃艦製造、土壘礮臺造築之方をも英佛兩國人より筆授を得、都而物造すべてかた諸金分析術おも旦夕研究罷在候儀ニ御座候。因而是、此間中申上候箱館六ヶ場所金銀鑲模様も追々立直り、壘臺御取建ニ付而は、入用之器具(西洋風之器具相用候得は、成功速ニして御入費も大半を減じ候事ニ御座候)も不少、分析諸費も精密を加へ、往々役々子弟其他有志之輩江傳授爲仕候ハバ、往々用ひ方も御不少、東西地御開拓并箱館御警衛之方ニおゐてハ專要之御用与奉存候間、手輕に分析所(括弧内の割り注の文章を略)取建、同人儀學頭被仰付、蠻學教授は勿論、右御用向万端引請相勤候様爲仕度候。(以下本文略)。 辰四月

この安政3年(1856)4月、箱館奉行が老中に提出した「武田斐三郎」に関する願書に対して、時の老中阿部伊勢守正弘は、同年8月21日、「伺之通手輕ニ分析所取建候様可被致候。尤、御役所内歟又は建物有之相應之場所も有之候ハハ、右之内江取建候積可被相心得候。且又分析之唱方不穩候間、諸術調所与相唱候様可被致候。其外都而見込之通可被取計候事」と返答した。こうして、同年、箱館に「諸術調所」が設置され、武田斐三郎が同所の「教授役」に任じられた⁽²⁷⁾。なお、幕末に箱館に築造した箱館港弁天岬の弁天台場と新たな箱館奉行所を新築する場所としての西洋式石垣土塁である五稜郭の設計をしたのも武田斐三郎である。

ともあれ、こうして、厳寒の冬季にテシヨからシャリにかけたソウヤ場所を中心とした地域や「北蝦夷地」で勤番の任に当たる幕吏達の防寒対策として、武田斐三郎達が西洋の

⁽²⁷⁾ 「諸術調所之事」(『蝦夷地御開拓諸書付諸伺書類』『新撰北海道史』第5巻・史料1)。

ストーブを模倣して製造したオランダ式のストーブを積極的に活用することになったのである。こうした事実は、日本におけるストーブ使用の嚆矢として注目しておきたい。しかし、上記の①～④の史料からも窺えるように、当時の日本人はその多くが冬季には厚い綿入れの着物を何枚も重ね着し、囲炉裏で燃やす薪の火や火鉢の炭火で暖をとるのが生活習慣になっていたため、箱館奉行所の役人が配下の幕吏達にストーブの効用を理解させる努力をしなければならなかった。そして、その苦労が並大抵のものでなかったことも良く分かる。なお、④史料に見える「炭素」とは、前後の文脈からして「一酸化炭素」のことと推察される。また、①の史料に「既に魯西亞人クシュンコタンニ而、其所之土を以製し候事ニ而、最北の凌方宜しく、夫ニ倣ひ候方可然候間」、④の史料にも「近頃北蝦夷地に來り居りしオロシア人も、これを用ゐし跡顯然相残り有之」と記されているが、このロシア人に関する情報は、いうまでもなく、嘉永6年(1853)、ロシアの海軍大佐D.I. ネヴェリスコイが、「北蝦夷地」(サハリン島)南部のアニワ湾内の日本の「北蝦夷地場所」の運上家があるクシュンコタン(現、コルサコフ地区内)にムラヴィヨフ哨所を建設し、翌安政元年(1854)まで約8ヶ月間、同所に存続していたこの哨所のことである。なお、この哨所の建設と同哨所を拠点にしてサハリン島の南部を調査したニコライ・ブッセは、この時のことを記した日記で、この哨所の内部について記しているが、その中で、「第一小隊と第三小隊の兵舎には、煉瓦造りのオランダ風ペーチカもとりつけられている。煉瓦のペーチカは冬期の氷点下-0度以下のときに焚かれる。第一小隊および第二小隊には、そのほかヤクーツク風の炉(炊事用)が築かれている。第二兵舎には粘土製の暖炉があるが、出来が悪いのでそこには鉄製のストーブが置かれることになった。同様のストーブは炊事用の炉がない第三兵舎にも置かれている。板の床と板天井の兵舎は清潔で、広々として乾燥している。空気がいつもよいので、火はたえず燃えている。」と記している⁽²⁸⁾。

③史料に記されている「北蝦夷地越年之者江は、彼地魯西亞製火器、清水平三郎相心得居候」が、上記のブッセの日記に見える暖房用具のどれを指しているのか定かでないが、①史料に、「魯西亞人クシュンコタンニ而、其所之土を以製し候事ニ而」とあることを重視すると、「粘土製の暖炉」のことなのかも知れない。

ともあれ、こうして、箱館奉行は、②・③史料から分かるように、安政3年(1856)、テシオからシャリに至るソウヤ場所を中心とした地域に勤務し、同地域で越年する下級幕吏及び御雇医師用に22器のストーブを製造した。その経費を節約するため鉄製の煙突ではなく瓦製の煙突のついたストーブであったために、1器の製造費は22両余であった。

ところで、肝心の北蝦夷地に勤務する幕吏向けのストーブが何器製造されたのか正確な数は定かでないが、安政4年(1857)11月、箱館奉行調役並佐藤桃太郎の同奉行に対す

⁽²⁸⁾ ニコライ・ブッセ著・秋月俊幸訳『東洋文庫715・サハリン島占領日記1853-54：ロシア人の見た日本人とアイヌ』(平凡社、2003年4月。171頁)。

なお、同所の原題は、“Остров Сахалин и Экспедиция 1853-54 гг”『サハリン島と1853-54年の遠征隊』。

る上申書「クシュンコタン越年家九分通出来之義并同詰役々在住之向共同家江引移候義共申上候書付」に「昨辰年十二月中、伺済北蝦夷地場所々々越年家之内、クシュンコタン江取建之分角物組立本家桁行拾八間半ニ梁間六間附而入口四間ニ壱間、勝手水遣所四間ニ二間半、惣雪院式間半ニ壱間共、都而九分通り出来ニ付、兼而御渡相成候火爐七器之内、クシュンナイ・マヌイ江壱器ツツ相廻し、其余五器之分取建方出来之上、当十一月廿日役々并在住之向共同屋江引移申候、尤残り仕事之義は追々嚴重罷成、働方相成兼候ニ付、当分之内手引申渡置候、依之此段申上置候」⁽²⁹⁾とあり、また同年12月、同じく佐藤桃太郎が箱館奉行に提出した「クシュンコタン越年家江土火爐築立不仕候義ニ付、申上候書付」⁽³⁰⁾に、「北蝦夷地場所々々越年家間内江清水平三郎心得罷在候土火爐築立候積り兼而伺相済候處、右土火爐築立ニ付而は、多く場所を費し、其上製造方等悉く不便利ニ御座候處、鉄火爐七器御渡ニ相成候ニ付、内式器はクシュンナイ・マヌイ江相廻し候得共、猶残之分五器有之候間、クシュンコタン越年家中江相仕附ケ、土火爐築立方は見合セ置、当冬中相試候積之處、一体越年家之義は、角物組立ニ付、室中殊之外温暖ニ有之、前文五器之火爐をも多分は相用不申候程ニ付、土火爐築立方は、差止置申候、依之此段申上置候、以上」とあり、さらに安政6年(1859)6月付の「クシュンコタン御備暖坑爐之儀ニ付奉伺候書付」⁽³¹⁾には、「北蝦夷地初而越年之節、防寒之儀ニ付種々御評議有之、暖火爐御製造相成、当所江五器御廻相成候ニ付、役々越年家江仕掛初年ニは少々焼試候所、狭隘之室中温暖ニ過、果は逆上仕候ニ付、其俣居置候而已ニ而、相用不申、昨年适同様有之趣ニ候処、東西奥地之趣は又々異候冱寒之地ニも候間、差向右御品東西奥地江相廻候様仕度、尤是相廻居候分ニも并今度相廻候員数書相添、此段奉伺候」とあって、次の「火爐相廻候場所并員数書」に「東浦奥地ワアレイ」へ2器、「西浦奥地クシュンナイ」へ3器と記されている。

つまり、上記の史料によると、安政3年の冬、クシュンコタンに鉄製のストーブが7器配置され、その内の2器をそれぞれ西海岸部のクシュンナイ(現イリンスキー)と東海岸部のマヌイ(現アルセンチェフカ)に送り、残り5器をクシュンコタンに新築した越年用の家屋で使用する予定であったが、越年用の家屋は、「角物組立」の家屋(ロシア風の丸太で造った家屋のことか?)であった為に、室内が暖かく、5器のストーブを使用する必要が無かったことから、この5器のストーブもそれぞれ西海岸部のクシュンナイに3器、東海岸部のマヌイに2器を配備したこと。また、清水平三郎が製造方法を知っているという土製のストーブについては、製造するのに多くの場所を必要とするだけでなく、製造方法も不便な上、鉄製のストーブの方が有用であるため、結局土製のストーブの製造を中止するに至ったこと等が分かる。

しかし、上記のストーブの利用は、箱館奉行配下の下級幕吏達を対象とした防寒対策で

⁽²⁹⁾ 箱館奉行所文書『安政五年・北蝦夷地出仕之部蝦夷地御用留：白主御用所』(北海道立文書館所蔵)。

⁽³⁰⁾ 箱館奉行所文書『安政五年・北蝦夷地出仕之部蝦夷地御用留：白主御用所』(北海道立文書館所蔵)。

⁽³¹⁾ 箱館奉行所文書『安政六巳未年・北蝦夷地出仕之部御用留：白主御用所』(北海道立文書館所蔵)。

あり、場所請負人のもとで働く出稼ぎ和人や西蝦夷地の大部分と北蝦夷地を警備地とされた秋田藩の家臣達の利用の有無は、史料不足のため現在のところ不明である。

② 北蝦夷地詰め³²の幕吏が「サンタン交易品」の内毛織り物類を防寒用品として購入次に注目しておきたいのがこの時期の「サンタン交易品」は幕府の独占的交易品であったにも拘わらず、交易品の内、防寒に役立つ衣類については、北蝦夷地詰の幕吏達が購入することを許可したものと推察されることである。すなわち安政6年（1859）7月、箱館奉行支配調役並磯村勝兵衛・同山本源一郎・同出役山内二郎太郎が連名で箱館奉行に「山靱交易品之内防寒必要之品願受仕度奉願候書付」なる願書を提出したが、その内容は次のようなものであった。

北地之儀は、究陰^{こかん}沍寒之地ニ有之、雪裏奔走、運動相凌候ニは、毛類之衣服なくてハ凌兼候所、山靱交易、是迄取扱來候品之内、防寒要用品も有之候へとも、願請之儀は一切不仕候處、以來持渡品之内、羅紗・天鷲絨・筒袖并ハント、外毛織類、防寒ニ可相充ものニ限り、役々は勿論、追而は在住之向迄願請相成、風寒瘴毒を相凌候様仕度奉存候、依之、此段奉願候、以上

未七月⁽³²⁾

すなわち、「サンタン交易品」の内、防寒用衣服の素材として役に立つ羅紗・天鷲絨・筒袖・ハント、他毛織物類を北蝦夷地詰めの幕吏や在住が購入するのを許可して欲しいというものであった。これに対して、同年10月29日、箱館奉行支配組頭河津三郎太郎・同支配組頭勤方井上元七郎・安間純之進・同調役向山栄五郎・村上登助、同調役並三田喜六らが連名で、これは余儀ないことなので、元代に1割増して購入を許可したらどうか、との意見を付して箱館奉行に伺っている⁽³³⁾ので、箱館奉行はこれを許可したものと推察される。また、上記の「サンタン交易品」で注目しておきたいことは、羅紗・天鷲絨・毛織物類は、本来のサンタン交易品ではなく、サンタン人がロシア人との交易で入手したものであることだ。サンタン人が持参してきた本来の「サンタン交易品」の主要な物は、アイヌ民族や和人が「サンタン人」と称した人々は、既に拙著でも触れたように、アムール川最下流域に居住するウリチ民族を中核とした周辺の諸民族を含んだ人々のことであり⁽³⁴⁾、彼等は清朝から「辺民」として位置づけられて、清朝への朝貢を義務づけられた。また、彼等が清朝に朝貢した際、清朝から「回賜」として多くの絹織物や綿織物等が与えられたが、彼等はこの清朝から下賜された絹織物や綿織物を「北蝦夷地」（カラフト島）での交易品として持参してきていたのである。ところが、1858年（安政5）に口清間で締結された愛琿条約によって、ロシアがアムール川左岸をロシア領とすると共に、アムール川・松花江の航行権をロシア・清朝両国の船舶にも認め、ウスリー江以東の沿海地域を両国の共有地

⁽³²⁾ 箱館奉行所文書『安政六巳未年・北蝦夷地出仕之部御用留：白主御用所』（北海道立文書館所蔵）。

⁽³³⁾ 箱館奉行所文書『安政六巳未年・北蝦夷地出仕之部御用留：白主御用所』（北海道立文書館所蔵）。

⁽³⁴⁾ 榎森進『アイヌ民族の歴史』（草風館、2007年）。

とし、次いで1860年（万延元）の北京条約によって、ロシアが清朝からウスリー江以東の沿海地域を領有するに至ると、アムール川最下流域に居住する諸民族に対する清朝の支配権が急速に弱体化するに至り、その結果、「サンタン人」と称された人々が持参する交易品にも大きな変化を見るに至ったのである。すなわち中国製の絹織物を主としたものから、新たにロシア人から入手した羅紗・天鵞絨や毛織物を主にしたものへと大きな変化を遂げていったのである。このように、北蝦夷地詰の幕吏達が、冬季の防寒用衣類の素材として「サンタン交易品」の内、羅紗や天鵞絨他の綿織物の購入を要望した背景に、アムール川下流域と沿海地域をめぐるロシアと清潮の政治的支配関係の変動が存在していたことに留意しておく必要がある。

次に注目しておきたいのが、言うまでもなく「北蝦夷地」に居住するアイヌ民族に対する政策の内容である。

（3）アイヌに対する過酷な使役

安政2年（1855）12月、箱館奉行の蝦夷地御用雇となった松浦武四郎は、翌3年3月、幕府が松前氏より蝦夷地全域を受け取るため、箱館奉行支配組頭河津三郎太郎祐邦と同組頭向山源太夫の手付として「北蝦夷地」の「クシュンコタン（現コルサコフ）」で働かされているアイヌ民族の状況について、「当所土人と云は皆諸方より此処引揚候ものにして、此処元来居付のものと云は、惣乙名ヘンカクリの外に漸々三軒ならでなし。出稼の小屋はますます増、介抱の俵数は然れども未だ少しも増ざりしよし。其使ひ方前に比すれば、また甚しくなりし也と。二月・三月鮭漁業の始め頃は、随分二三度は椀に一杯の飯を与え、四月・五月に及びても夕方には椀に一杯づゝ飯を遣したりけるが、当年承りけるが、四月鮭の取れ候後は一度の介抱も無由なり。我らには鮭のみを喰わせて稼候様番人等申付し。皆怒り居りたりける。」と記している⁽³⁵⁾。また、安政3年（1856）6月、北蝦夷地場所支配人代兼帳役の傳次郎氏が箱館奉行支配向に差し出した「土人共給料之定」によれば、「年中雇土人」の給料は、男1人（上：米8升入れ24俵 {1石9斗2升}、中：18俵 {6斗4升}、下：10俵 {2斗2升}）、女1人（上：16俵 {1石2斗8升}、中：4俵 {3斗2升}、下：3俵 {2斗4升}）で、この他手当として1年中働きの男女の場合は、1日に付玄米7合勺宛、老少病人等の働けない男女は、1日に付5合宛支給されることになっていた⁽³⁶⁾。

ところが、同年8月5日、北蝦夷地詰の箱館奉行支配調役並佐藤桃太郎・同出役磯村勝兵衛が連名で箱館奉行支配組頭に提出した「土人共撫育之儀相伺候書付」によれば、「土人共撫育之儀、御談之廉篤与是迄之事情を相糺候處、一体漁業其外働いたし候者江は、給料之外一日玄米七合五勺ツツ、老少并病人等二而不致働候者江は、同五合ツツ、爲撫育差遣候定ニ有之候へ共、内實は是迄之儀は、少分之手當ニ而、殊ニ遠方之者共江は、稀ニ聊

⁽³⁵⁾ 高倉新一郎解説『竹四郎廻浦日記』（北海道出版企画センター、1978年）。

⁽³⁶⁾ 「土人共給料定」（箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：白主会所』北海道立文書館所蔵）。

之品差遣、外ニは、土人飯料之魚類不漁ニ而差支候節、願出次第運上家より相廻し候迄之儀ニ有之」という状態であり、しかも「使役烈敷、飯料之魚類を取得候事相成兼、致難儀居候趣」⁽³⁷⁾とあるように、「使役」が過酷であるため、各自が食料としての魚類を取得することが全く不可能な状態におかれていたのである。

なお、この記録では、当時、「北蝦夷地」に「勤番人」として派遣された幕吏を34人、当該場所で「番人」として働いている出稼ぎ和人を114人（うち春から秋迄雇用されている者64人、越年者50人）、労働可能なアイヌを約1,000人と試算している。

また、近世におけるアイヌ民族との交易米は、寛文9年（1669）のシャクシャインの戦いの敗北後は、米俵1俵の中身が米8升入れ俵となり（本州では、普通1俵は4斗入れ）、これを「夷俵」と称したが、「北蝦夷地場所」では「造米」と称した。

(4) 「公儀の御百姓」と和風化政策

また、北蝦夷地におけるアイヌ民族政策で見逃せないことは、アイヌ民族を「公儀の御百姓」と位置づけた上で、彼等に対する和風化政策を「本蝦夷地」（現北海道）のアイヌ民族に対するものより以上に強力に推進していったことである。

安政3年7月の「役土人・平土人共江申渡」に「向後其方共一同は、公儀御直支配ニ相成、詰合御役人より厚御世話有之事ニ付、以來は公儀之御百姓ニ相成候心得たるへし。」（中略）

1、土人共可成丈和言遣候様致すへし、平日仲間共ニ而咄等いたすニも和言稽古ニも相成候間、和言ニ而咄し候様可心懸候。1、若者并セカチ（男児のこと）・女ノ子等ハ勿論、髪切下、唇・手首等江墨を入候風習を相止、髪を結、月代を剃、都而和人之姿ニ化俗致すやう、役土人共より申勧め、右様相成候ハハ、其處之役土人江は、夫々之御褒美可被下之、當人江も夫々被下之へし、且又右躰化俗行届候者は、品ニ寄平土人末々之者たりとも、土産取は役土人ニ取立遣し、其上御褒美をも可被下也、依此段役土人一同堅相心得、右之世話行届候様、精々可致者なり」⁽³⁸⁾とあることは、そのことを端的に示している。

そして、同年12月16日、箱館奉行支配組頭河津三郎太郎・力石勝之助がアイヌ民族の役名改称の件を箱館奉行に伺っているが、その内容は次のようなものであった。

「東西地土人共、御旨趣之趣相辨へ、追々風俗相改、名前等も内地之稱呼ニ改候趣、場所々々役名、是迄之通夷稱ニ而ハ、不都合ニも相聞候間、以来内地之振合ニ准し、役土人之風俗改候ものハ、左之通改稱いたさせ、尤名主迄ハ上下着用、年寄・百姓代ハ、羽織・袴着用御差許し相成可然哉、此段相伺申候」。（役職名の改称は次の通り）：
惣乙名→庄屋、惣小使→惣年寄、脇乙名→惣名主、乙名→名主、小使→年寄、土産取

⁽³⁷⁾ 『幕末外』14-216。

⁽³⁸⁾ 『幕末外』14-137。

→百姓代⁽³⁹⁾。

即ち、役アイヌの内、風俗を日本風に改めた者の役職名を近世日本の農村における村方三役名に準じた名称に改称し、名主には袴の着用を、年寄・百姓代には羽織・袴の着用を許可するというものであった。アイヌを外見上の「日本人」にするという政策である。

かくして翌安政4年（1857）4月、北蝦夷地のクシュンコタン（現コルサコフ）詰の箱館奉行支配向が、同場所内の役アイヌ・他に対して役職名の改称とともに改名をも申し渡した。その内容は次の通り⁽⁴⁰⁾。

惣乙名・ヘンカクリ→庄屋・辨九郎	土産取・ウトカナアエノ→百姓代・乙吉
脇乙名・ラムランケ→惣名主・蘭平	土産取・ウヤヤク→百姓代・歌作
脇乙名・エツボンク→惣名主・悦作	土産取・ウエキシユ→百姓代・上吉
脇乙名・チクニウ→惣名主・傳兵衛	土産取・セネネ→ <u>百姓代</u> ・瀬兵衛
惣小使・ヨマシネ→惣年寄・万平	土産取・サワフニアエノ→百姓代・澤次
乙名・アタクム→名主・阿太郎	土産取・マウラナアエノ→百姓代・幕内
乙名・チャシクンケ→名主・茶四郎	土産取・シフランマ→百姓代・洪藏
乙名・シエコロ→名主・禮五郎	土産取・クマタアエノ→百姓代・熊太
乙名・ウシカントエ→名主・牛兵衛	カハヘ→嘉兵衛
小使・アンタアエノ→年寄・安太	ヲキラヲ→起郎
土産取・ヲサヲサ→百姓代・長藏	コノレ→此兵衛
土産取・エラサネクル→百姓代・實九郎	トヲノ→幸八
土産取・シンコクサアエノ→百姓代・新五郎	ハアト→伴吉
土産取・エンシコエフ→百姓代・西兵衛	シロマヲツカエ→四郎吉
土産取・アシリ→百姓代・阿四郎	エチロ→市郎
土産取・チャツケレ→百姓代・茶九郎	ネツカサ→祢三郎
土産取・ヨモサク→百姓代・與茂作	計 33 名（うち改名のみ 8 名）

（注）、和名への改名のあり方で特徴的なことは、アイヌ名の1音～複数音と和名の漢字の1字～複数字の音読みが類似している例が多い。

なお、アイヌ名の「～アエノ」の「アエノ」は、「アイヌ」（アイヌ語で人間・男の意）のことで、多く成長した男子名の最後に付された。

その後、「帰俗」するアイヌが次第に多くなっていったが、安政5年（1858）9月、ハシホ村の百姓代瀬兵衛の子供ウエシル（14歳）が「帰俗」した際、彼に木綿1丈3尺・濁酒5合・鬢付油1を与えると共に、「其方儀、今般公儀被仰出候御旨趣之趣厚相弁、帰俗いたす段、若年之ものニハ抜群之事ニ付、以來白米飯を食し、會所・運上家床上江着座差ゆるす、御國風之衣服着用勝手次第たるへし、依之、爲御褒美前書品々被下之」と申し

⁽³⁹⁾ 『幕末外』15-144。

⁽⁴⁰⁾ 『幕末外』15-339。

渡している⁽⁴¹⁾。「褒美」として与えた品物に「鬢付油」があることから、月代を剃ったこと、つまり頭髪を丁髷にしたことが分かる。

このように、幕府は、「日露和親条約」調印後、箱館奉行を介して「蝦夷地」、特に「北蝦夷地」場所地域に居住するアイヌ民族に対する「改名・改俗（帰俗）」政策を中心とする和風化政策（同化政策）を積極的に実施していったが、幕府がこのような政策を積極的に実施した最大の理由は、「日露和親条約」第2条でクリル諸島については、エトロフ島とウルップ島の間を日口間の国境としたものの、カラフト島（当時の日本側の呼称は「北蝦夷地」（現サハリン島）については、「日本國と魯西亞國の間ニおゐて、界を分たす、是迄仕來の通たるへし」として、国境を決めることが出来なかったことに加え、幕府がアイヌ民族＝日本に従属した人々、日本に従属した人々であるアイヌ民族の居住地＝日本領という特殊な領土観を有していたところにあった。

4. 「カラフト島仮規則」の締結とその後の幕府の「北蝦夷地」政策

(1) 「カラフト島仮規則」の内容

慶応3年（1867）2月25日、ロシアのサンクト・ペテルブルグで「カラフト島仮規則」が締結されたが、この「規則」は、「カラフト島」を名実共に日口両国の「雑居地」と規定したものである。

この「規則」の主要な部分を示すと以下の通り⁽⁴²⁾。

第一條

「カラフト」島に於て兩國人民は睦しく誠意に交るへし。萬一爭論ある歟又は不和のことあらハ、裁斷は其所の雙方の司人（the local authorities）共へ任すへし。若其司人にて決し難き事件は雙方近傍の奉行（Governors）にて裁斷すへし。

第二條

兩國の所領たる上は、魯西亞人・日本人とも全島往來勝手たるへし。且いまた建物並園庭なき所歟總て産業の爲に用ひざる場所へは移住建物等勝手たるへし。

第三條

島中の土民（先住民のこと）は、其身に屬せる正當の理并附屬所持の品々とも全く其ものゝ自由たるへし。又土民は、其ものゝ承諾の上、魯西亞人・日本人ともに、これを雇ふことを得へし。若日本人又は魯西亞人より土民金銀或は品物にて是迄既に借受けし歟、又は現に借財を爲すことあらハ、其もの望の上前以定めたる期限の間職業或ハ使役を以てこれを償ふ事を許すへし。

⁽⁴¹⁾ 箱館奉行所文書『安政五年・北蝦夷地出仕之部御用留：白主御用所』（北海道立文書館所蔵）。

⁽⁴²⁾ 外務省条約局『旧条約彙集』（国立国会図書館所蔵）。

(2) 「仮規則」締結以降の幕府の「北蝦夷地」政策

上記「カラフト島仮規則」を締結した外国奉行兼箱館奉行の小出大和守秀実は、帰国直後の慶応3年(1867)5月9日、他の箱館奉行の新藤鉛藏と連名で、時の老中井上正直に「北蝦夷地取計振之儀申上候書付」を直接提出しているが、これには、「尤前出雑居中之規則相立候上は、是迄同島場所々々請負ニ申付置候得共、品々差支も御座候間、右請負は差免、其俣出稼ニ申付、歩役取立方割合等之儀ハ、箱館表おゐて取調申渡、且同所并松前地之ものニ不限、望之ものハ、勝手次第出稼爲致候様可取計旨可申遣与奉存候」⁽⁴³⁾とある如く、「北蝦夷地」(カラフト島)が「雑居地」になった以上、同地を対象とした「場所請負制」を廃止して、場所請負人を「出稼」人とするとともに、渡島半島部の「松前地」(和人地)のみならず、「北蝦夷地」への出稼ぎを希望する者には、同地への出稼ぎを自由にするというものであった。

こうして幕府は、慶応3年、伊達・栖原の「北蝦夷地場所」の請負を免じて「出稼」とするとともに、11月末には奥羽諸藩に出稼ぎの有志を求める触書を出すと同時に、シラヌシ(現クリリオン)の会所で行っていた「サンタン交易」も、「北蝦夷地」が「彌雑居与御治定」となり、「北地魯人雑居ニ相成候上は、右交易儀は御廃止相成候方可然、左茂無之候而は、土人共自分交易より遂ニ番人共不都合も相生は目前之儀ニ付、旁以御廃し相成可然」⁽⁴⁴⁾との理由で、翌慶応4年(1868)に遂に廃止するに至ったのである⁽⁴⁵⁾。

(追記)

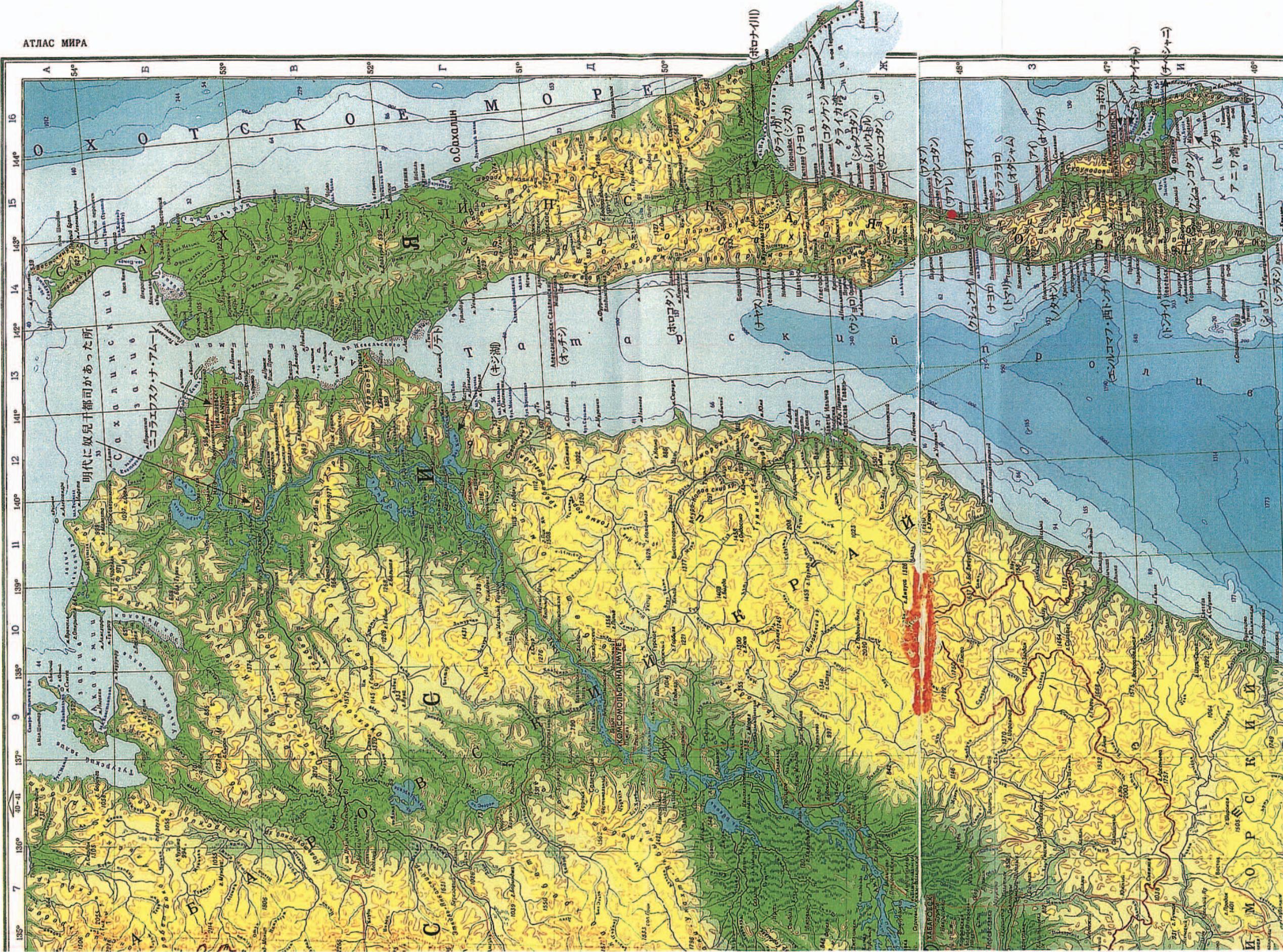
本稿は、去る2013年11月2日(土)、「東北学院大学文学部史学科・歴史学科創設50年記念行事」の一つとして、土樋キャンパス8号館押川記念ホールで行われた一般市民・学生向けの公開「記念講演」の際の榎森の公開講演兼最終講義として行った内容に加筆したものである。

こうした講演の性格上、タイトルは「『日露和親条約』調印後の幕府の北方地域政策について」となっているものの、内容は当該問題に関わる諸問題についての一般市民・学生向けの通史的なものになっていることをおことわりしておきたい。

⁽⁴³⁾ 箱館奉行所文書『慶応三卯年・御用留：東富内御用所』(北海道立文書館所蔵)。

⁽⁴⁴⁾ 箱館奉行所文書『慶応四戊辰年・御用留：東富内御用所』(北海道立文書館所蔵)。

⁽⁴⁵⁾ 箱館奉行所文書『慶応四戊辰年・御用留：東富内御用所』(北海道立文書館所蔵)。



明時代に奴兒干都司があった所
ニコラエフスク・アムール

КОМСОМОЛЬСК НА АМУРЕ

（ホロナイ川）

（オホコタン）

（ナヤ）

（クワン）

（コタン）

（クワン）

（ナヤ）

（クワン）

（ナヤ）

（クワン）

（ナヤ）

（クワン）

（ナヤ）

（クワン）

（ナヤ）

（クワン）

沿岸地方とサハリン島（АТЛАС МИРА）（世界地図）モスクワ・1999年）より。

福島県喜多方市 灰塚山古墳第3次発掘調査報告

辻 秀人・横田 竜巳・佐々木拓哉・木村 圭佑
森 千可子・岸 知広・芦野 悟・佐々木雪乃
阿部 大樹・澁谷 若菜・東海林裕也・菅原 里奈
新保 摩実・西川 悠也・廣瀬 琢磨・結城 彩花

調 査 体 制

調査期間	平成 25 年 8 月 5 日～8 月 26 日、9 月 8 日～9 月 11 日
調査主体	東北学院大学文学部歴史学科考古学専攻辻ゼミナール
調査員	佐々木拓哉・横田竜巳（大学院博士課程前期 1 年） 日谷 旭・石橋咲紀・小野寺美聡・菅原健太・高橋萌子・武田翔平・ 名久井伸哉（4 年生） 木村圭佑・森千可子・岸 知広・芦野 悟・阿部大樹・佐々木雪乃・ 澁谷若菜・東海林裕也・菅原里奈・新保摩実・西川悠也・廣瀬琢磨・ 柳沼里美・結城彩花（3 年生）
調査参加者	相川ひとみ・泉澤まい・門脇花珠・木村緋花梨・佐藤愛美・ 鈴木ひかる・鈴木里奈・野呂夕奈・星あゆみ・村木 翔（2 年生） 梅宮崇成・白銀沙也加・鈴木舞香（1 年生）
調査協力	喜多方市教育委員会・東洋興産株式会社・ 山中雄志・片岡 洋・植村泰徳（喜多方市教育委員会）・ 後藤直人（新宮区区長）・田部文市・渡辺和男
土地所有者	新宮区

例 言

- 1、本書は平成 25 年 8 月 5 日～8 月 26 日、9 月 8 日～9 月 11 日実施した福島県喜多方市灰塚山古墳第 3 次発掘調査の報告書である。
- 2、調査は東北学院大学文学部歴史学科考古学専攻辻ゼミナールのゼミ活動の一環として実施したものである。
- 3、調査は東北学院大学文学部教授辻秀人が担当した。調査の主な参加者は考古学ゼミナール所属学生を中心とする東北学院大学文学部歴史学科の学生、考古学実習 I を履修する学生及び参加を希望した歴史学科 1 年生である。
- 4、出土遺物、作成図面の整理は東北学院大学文学部歴史学科考古学ゼミナール所属の 3 年生が中心となって実施した。
- 5、本書の編集は辻秀人が担当し、執筆は参加者が分担した。各項目の執筆者は文末に記した。報告の記載は各執筆の原稿に辻が加筆訂正を行ったものである。従って最終的な文責は辻にある。
- 6、本書に掲載した図面の高さ表示はすべて海拔高、北はすべて真北を示す。

公表された報告書

福島県立博物館 1987 年『古墳測量調査報告』福島県立博物館調査報告第 16 集

辻 秀人他 2012 年「福島県喜多方市灰塚山古墳第 1 次発掘調査報告」『東北学院大学論集 歴史と文化』第 48 号

辻 秀人他 2013 年「福島県喜多方市灰塚山古墳第 2 次発掘調査報告」『東北学院大学論集 歴史と文化』第 49 号

序章 調査の目的

東北学院大学辻ゼミナールでは、東北古墳時代の様相を解明することを目標として活動を継続している。福島県会津地方に多く古墳が分布することはこれまでによく知られてきた。中でも会津盆地東南部の一箕古墳群、東北部の雄国山麓古墳群、西部の宇内青津古墳群は前期の首長墓の系譜を3代以上にわたってたどることができる、有力な古墳群である(辻 2006)。調査の対象とした喜多方市灰塚山古墳は宇内青津古墳群の最も北に位置する前方後円墳である。

灰塚山古墳はこれまで、福島県立博物館によって測量調査が実施され(福島県立博物館1987)、全長60mを超える大型前方後円墳であることが判明している。宇内青津古墳群では亀ヶ森古墳に次ぎ2番目の規模である。古墳の形態も宇内青津古墳群の中ではやや異質であり、最北を占める位置もあってその内容が注目されてきた。ただ、出土遺物が知られておらず、所属時期等についての手がかりがなく、古墳の範囲も測量段階では必ずしも明確にはされていなかった。

これまでに実施した第1,2次調査では、前方部、くびれ部の墳丘構造がほぼ明らかになった。今回の第3次調査では、後円部墳頂にある方形の塚状遺構の全容、性格と、後円部墳丘構造の解明を目的として調査を実施した。

調査は5年間継続する予定で今回は第3回目にあたる。今後は、後円部墳頂平坦面の精査と埋葬施設の検出を目指して調査をすすめる予定である。

引用文献

- 福島県立博物館 1987年 『古墳測量調査報告』福島県立博物館調査報告第16集
辻 秀人 2006年 『東北古墳研究の原点 会津大塚山古墳』新泉社



写真1 調査風景

第1章 古墳の立地

第1節 古墳と周辺の地形

灰塚山古墳は喜多方市慶徳町新宮字小山腰 2908-1 に所在する。会津盆地の西側を画する越後山地の東側の縁辺にあたる丘陵上に所在する。会津盆地の平坦地と西側山地との境界にある丘陵末端部で、周囲を解析された独立丘陵の頂上部分に古墳が築かれている。丘陵を構成する土は七折坂層で、河川の堆積物である砂層、礫を主体とし、火砕流堆積物も含まれる。七折坂層は断層が至近距離にあるため、層位が傾斜している（註1）。

第2節 歴史的環境

灰塚山古墳は会津盆地西部に分布する宇内青津古墳群註の北端に位置する大型前方後円墳である。宇内青津古墳群を構成する主な古墳は前方後円墳12基、前方後方墳3基で会津盆地の平野部から西側丘陵上まで広く分布している。最古段階は会津坂下町杵ガ森古墳、白ガ森古墳で、古墳時代前期でも古い段階にあたる。福島県最大の前方後円墳である亀ヶ森古墳とその横に並ぶ前方後方墳、鎮守森古墳は近年いずれも前期古墳と考えられており、他に森北1号墳、雷神山1号墳、虚空蔵森古墳、出崎山3号墳、7号墳が前期古墳と考えられている。中期、後期になると古墳は減少し、わずかに長井前ノ山古墳が中期、鍛冶山4号墳が後期と考えられている。天神免古墳は前期または中期で所属時期が確定していない。

ところで、近年喜多方市古屋敷遺跡が発掘調査の結果、中期後半の豪族居館であることが判明し、国の史跡に指定された。古屋敷遺跡に拠点をおいた首長の墓は当然宇内青津古墳群中にあるのが自然である。現在その候補として古屋敷遺跡に近い天神免遺跡、虚空蔵森古墳、灰塚山古墳が考えられている。いずれの古墳も未調査で築造時期が確定せず、古屋敷遺跡と対応する古墳は確定していない。

灰塚山古墳の立地する独立丘陵は、国指定史跡新宮城跡と接し、すぐ西側にあたる。新宮城跡は中世の城館跡であり、中心部分はよくその本来の姿をとどめている。その中心は14世紀にあり、15世紀まで存続したと考えられている。灰塚山古墳は新宮城から西側を見たときに、最も近い丘として目に入る位置にある。灰塚山古墳の位置に新宮氏の墓所が想定されており、中世においての何らかの意味をもち、使われた可能性もある。

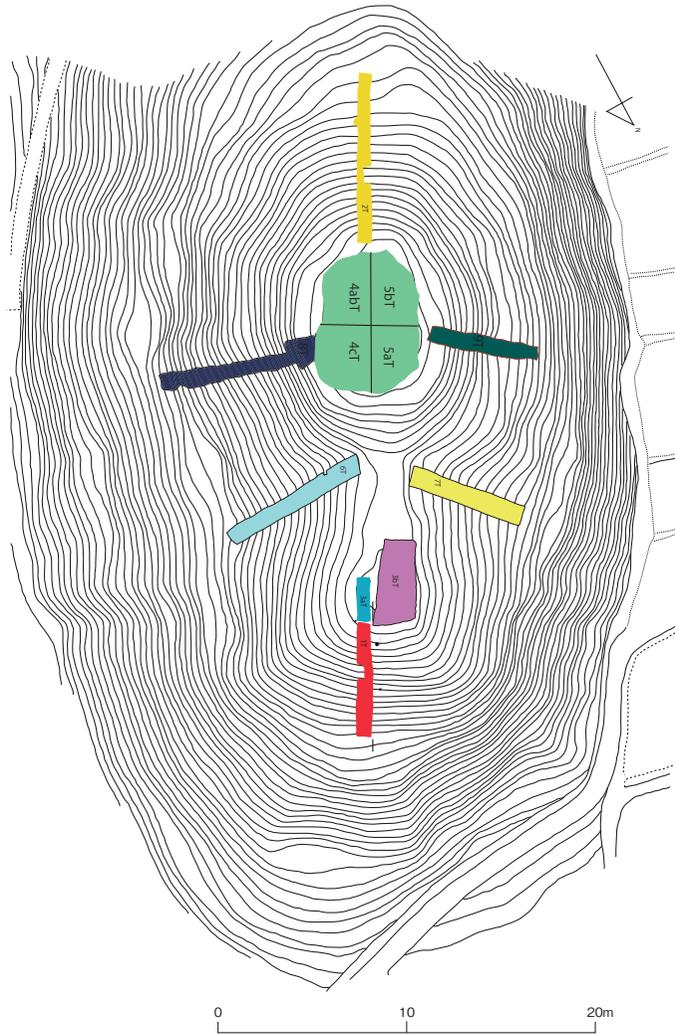
註1 福島県立博物館竹谷陽二郎氏のご教示による。



第1図 宇内青津古墳群分布図

第2章 発掘調査成果

今年度の調査は後円部墳頂で確認されている塚状遺構の全容を把握し、その性格を解明することと、後円部墳丘構造の解明を目的としたため、後円部墳頂北西側 5a 区と、後円部墳頂南東側 4a、b 区を掘り下げるとともに、新たに後円部墳丘東側に第 8 トレンチ、後円部墳丘西側に第 9 トレンチを設定した（第 2 図）。



第2図 トレンチ配置図

第1節 後円部墳頂部の調査

1. 塚状構造物の調査（第3図）

第1次調査、第2次調査（辻他 2012, 2013）により、後円部墳頂に略方形の塚状遺構があることが判明していた。今年度の調査ではまず、昨年度まで観察用に残していた土層断面を記録作成の後に取り払い塚状遺構の全体を露出し、写真撮影を実施し（写真2）、10 cm 等高線による平面図を作成した（第3図）。

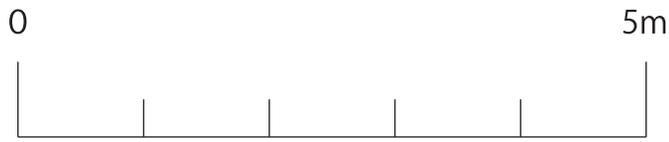
精査の結果、塚状遺構は南東部分に乱れはあったが、1辺8～9 m、高さ60 cm程度の方形の部分と、方形部分の中央に乗る直径3 m前後、高さ40 cm程度の円丘部分とで構成されていることが判明した。円丘部分は、当初付近にあった盗掘坑によって掘り出された土の堆積したものと考えていたが、土層断面観察により、塚状遺構本来の形であると判断された。

塚状遺構の性格を解明するため、南東側の第4トレンチb区と北西側の5a区を層位的に掘り下げた。

塚状遺構を構成する土は大きく見て3層に分かれる。最下層が暗褐色シルト、中層に多量の川原石で構成される礫層、最上層が褐色シルトである（写真3）。掘り下げの段階でシルト層からは須恵器片（第4図）、比較的多くの同一個体火鉢破片（写真7-1、7-2）が出土した。また、中層の川原石からは26点の墨書のある川原石が発見された。出土川原石で墨書が認められるものはごくわずかで、1%前後であった。判読不能な資料も多いが、中に「南無阿弥陀仏」と読めるものがあり、これらが礫石経であることが判明した（写真4、5、6）。従って、これまで塚状構造物としてきた遺構は礫石経塚であると考えられた。経塚造営年代を決める材料は乏しいが、礫石経塚の類例からみて江戸時代に築かれた可能性が高いと考えられる。なお、経塚上面に一部炭が分布していたが、経塚に直接関係するか否か判断できなかった。（佐々木雪乃）



写真2 礫石経塚写真



第3図 礫石経塚全体図

(1/60)



写真3 礫石経塚土層断面写真



礫石NO21-1



礫石NO21-2

南無阿弥陀仏

信□



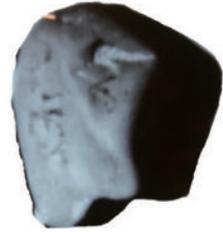
礫石NO2

参



礫石NO3

南無阿弥



礫石NO4



礫石NO6

□□
□□
□□



礫石NO7



礫石NO8

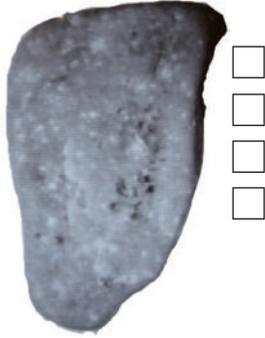
□無阿弥陀?
阿□□□



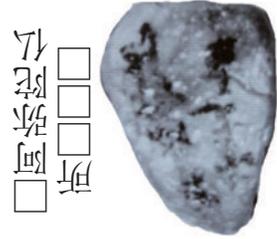
写真4 墨書礫赤外線写真(1)



礫石NO11



礫石NO12



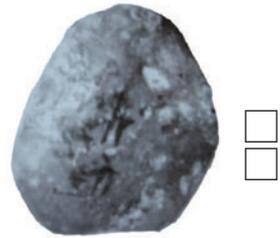
礫石NO13



礫石NO13



礫石NO15



礫石NO16-1



礫石NO16-2



礫石NO18-1



礫石NO18-2



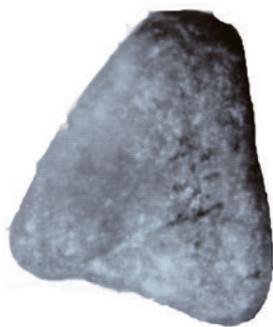
礫石NO19-1



礫石NO19-2

写真5 墨書礫赤外線写真(2)





礫石NO20



礫石NO22



礫石NO23



礫石NO24



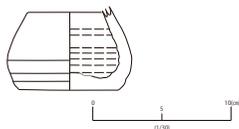
礫石NO25



礫石NO26



写真6 墨書礫赤外線写真(3)



第4図 出土須恵器実測図



写真7-1 須恵器写真



図7-2 火鉢破片

2. 後円部墳頂部の調査（第5、6図）

後円部墳頂平坦面は中央部分から北側がほとんど礫石経塚の下層となっていたため、これまで精査できなかった。しかし、今回の調査で礫石経塚の外側と経塚下層墳頂平坦面で若干の知見を得た。

まず、礫石経塚から外れた墳頂平坦面北端と南橋で黄色粘土ブロックを数か所で検出した。いずれも長さ数10 cm程度で広がりはしなかったが、本来は墳頂平坦面全体を覆っていた可能性がある。宮城県宮崎町大塚森古墳（辻 2008）など東北地方の多くの古墳で墓壙を埋戻した後に墳頂平坦面全体に墳丘と類似した土を乗せて最終的に墳丘を仕上げする例があり、本例も同様に最終的な墳丘仕上げの痕跡とみることができよう。

次に第5aトレンチ、第4aトレンチで墳丘平坦面外縁と内部に土質の違いが認められた（写真8）。土質の違いはさほど大きくなく、さらなる精査を必要とするが、墓壙の外周ラインの一部が検出されている可能性がある。

また、礫石経塚下層の墳頂平坦面中央部分で幅1 m前後南北に延びる黒色土が確認された（写真9）。礫石経塚残存部分の下層に延びているために全体の大きさ、形は未確認だが、その位置、大きさ等から埋葬部分の陥没坑である可能性も考えられた。

今回の墳頂平坦面の調査は礫石経塚の下層にあたるため、限られた面積を対象とするにとどまった。来年度に予定している第4次調査では墳頂平坦面全体を調査し、埋葬部の様相を把握することを目指したい。

（佐々木雪乃）

引用文献

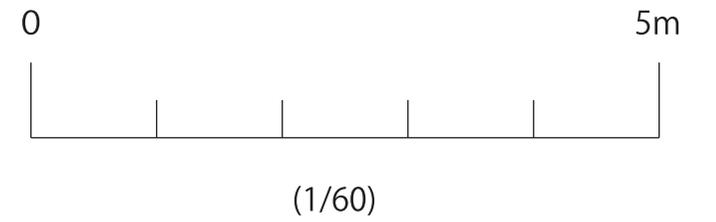
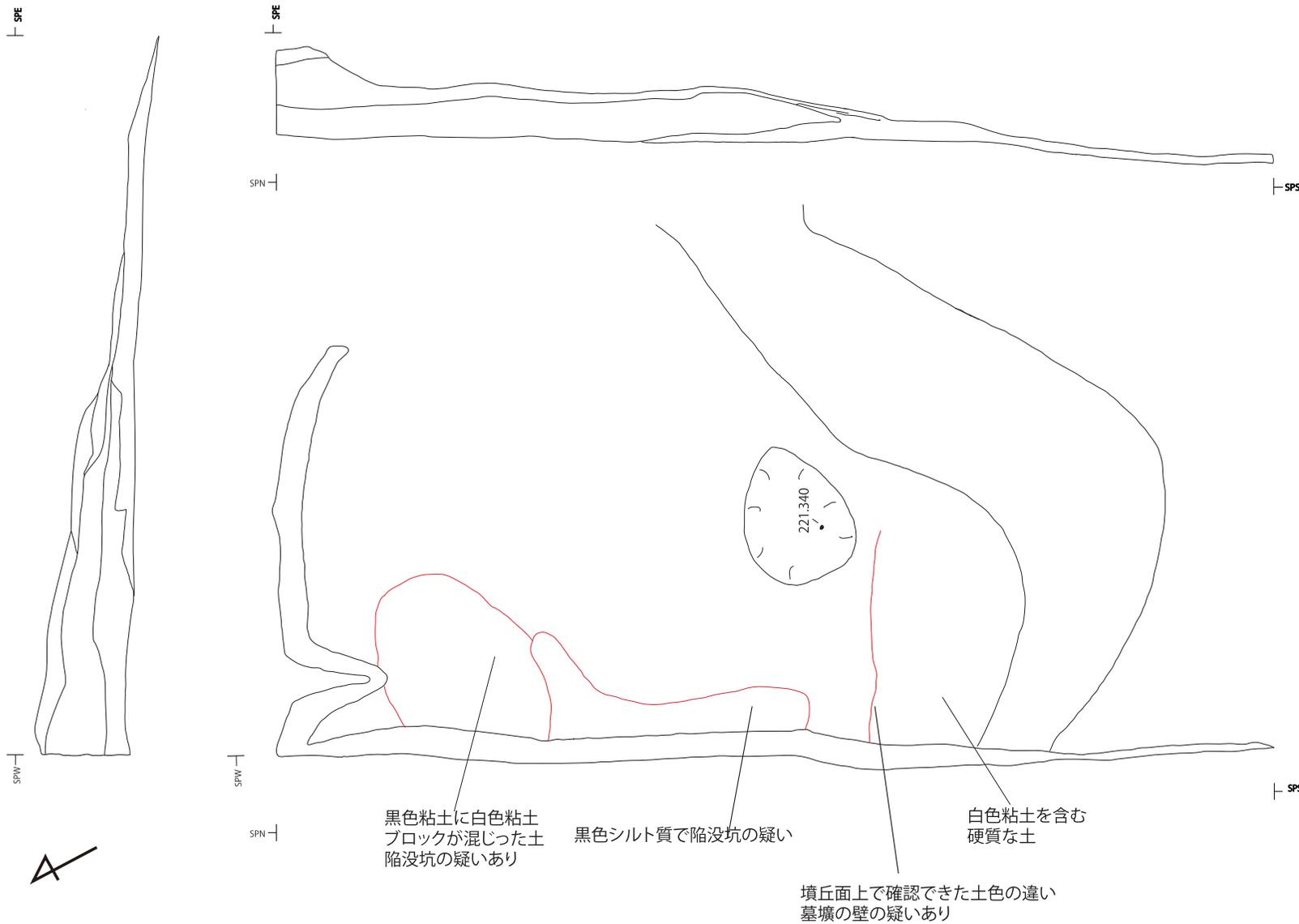
辻 秀人 2008年 「大塚森古墳の研究」『東北学院大学論集 歴史と文化』第43号



写真8 墳頂平坦面外縁の土質の違い
（墓壙ライン？）



写真9 墳頂平坦面中央部に分布する黒色土
（陥没坑？）



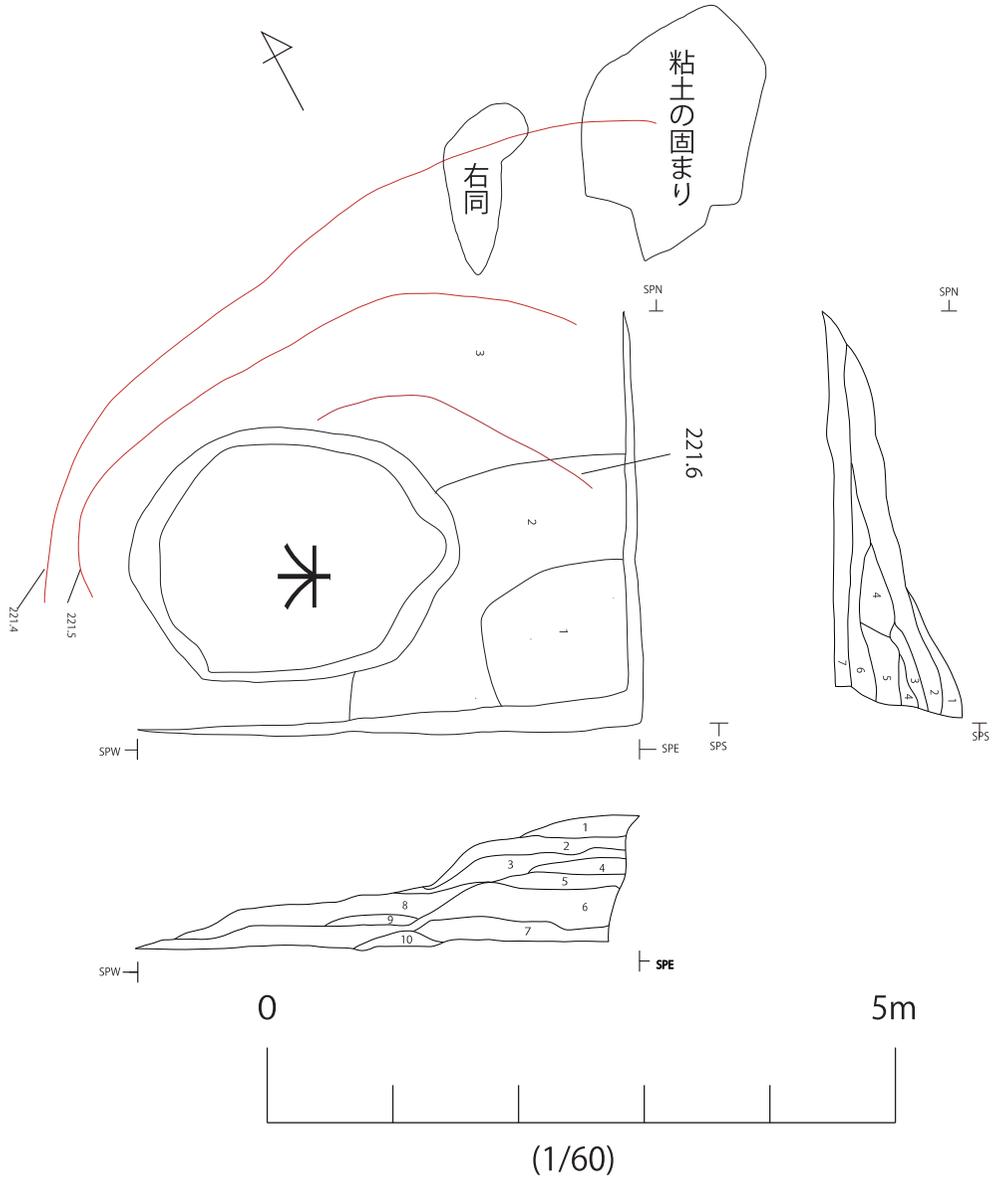
西壁断面図

土層注記		層色	粘性	しまり	粒度	備考
1	Hue	5YR褐灰5/1	弱	弱	シルト	
2	Hue	10YR褐4/4	弱	弱	シルト	
3	Hue	7.5YR褐4/3	弱	弱	礫	礫多数あり
4	Hue	10YR褐4/4	弱	弱	シルト	
5	Hue	5YR暗示褐3/3	弱	弱	シルト	
6	Hue	10YR暗褐3/3	弱	弱	シルト	

北壁断面図

土層注記		層色	粘性	しまり	粒度	備考
1	Hue	5YR褐灰5/1	弱	弱	シルト	
2	Hue	10YR褐4/6	弱	弱	シルト	
3	Hue	7.5YR褐4/3	弱	弱	礫	礫多数あり
4	Hue	10YR黒1.7/1	弱	弱	シルト	
5	Hue	10YR暗示3/3	弱	弱	シルト	

第5図 4ab トレンチ平面断面図



5T東壁断面図

層	土色	粘り	しまり	シルト	備考
1	5YR5/1褐灰	弱	弱	シルト	南壁セク図の層1と同色
2	10YR6/6明黄褐	弱	弱	シルト	南壁セク図の層2と同色
3	10YR3/2黒褐	弱	弱	シルト	南壁セク図の層3と同色
4	2.5Y7/3淡黄	弱	弱	シルト	南壁セク図の層4と同色
5	10YR2/2黒褐	弱	弱	シルト	なし
6	7.5YR4/3褐	弱	弱	シルト	隣多数有(後層) 南壁セク図の層6と同色
7	10YR3/4暗褐	弱	弱	シルト	南壁セク図の層7と同色

5T平面図

層	土色	粘り	しまり	シルト	備考
1	10YR4/4褐	中	中	シルト	2%極小
2	10YR6/6明黄褐	中	中	シルト	7%小
3	10YR8/4淡黄橙	弱	強	シルト	10%小

5T南壁断面図

層	土色	粘り	しまり	シルト	備考
1	5YR5/1褐灰	弱	弱	シルト	東壁セク図層1と同色
2	10YR3/2明黄褐	弱	弱	シルト	東壁セク図層2と同色
3	10YR3/2明黄褐	弱	弱	シルト	東壁セク図層3と同色
4	2.5Y7/3淡黄	弱	弱	シルト	東壁セク図層4と同色
5	2.5Y5/3黄褐	弱	弱	シルト	なし
6	7.5YR4/3褐	弱	弱	シルト	隣多数有り
7	10YR3/4暗褐	弱	弱	シルト	東壁セク図層7と同色
8	10YR7/1灰白	弱	弱	シルト	なし
9	7.5YR7/1暗褐灰	弱	弱	シルト	なし
10	2.5Y7/2灰黄	弱	弱	シルト	なし

第6図 5a トレンチ平面断面図

第2節 後円部墳丘の調査

1. 後円部墳丘東側の調査（第8トレンチ）（第7図）

第8トレンチは後円部東側の墳丘構造の把握と墳端の確認を目的として設定した。トレンチは古墳の主軸に直交し、後円部墳頂平坦面東端より東側に幅1.5m、長さ18mである。

トレンチ内の表土及び墳丘流出土層を掘り下げ、墳丘面を確認した。墳丘面を精査したところ、墳丘面から3層の土層が確認された。層は上層から、(1)褐色の層、(2)明黄褐色の層、(3)にぶい黄褐色の層、からなり、これらの土層はいずれもシルト質で、しまりが弱い。

墳丘斜面の標高206.5～207.25m付近、および204.25m付近斜面東端付近にそれぞれ傾斜の緩やかになる所があり、いずれも不明瞭ではあるが、前者がテラス、後者が墳端と考えられる。また、このテラス付近を境に上部が積み土、下部が地山で構成されている。

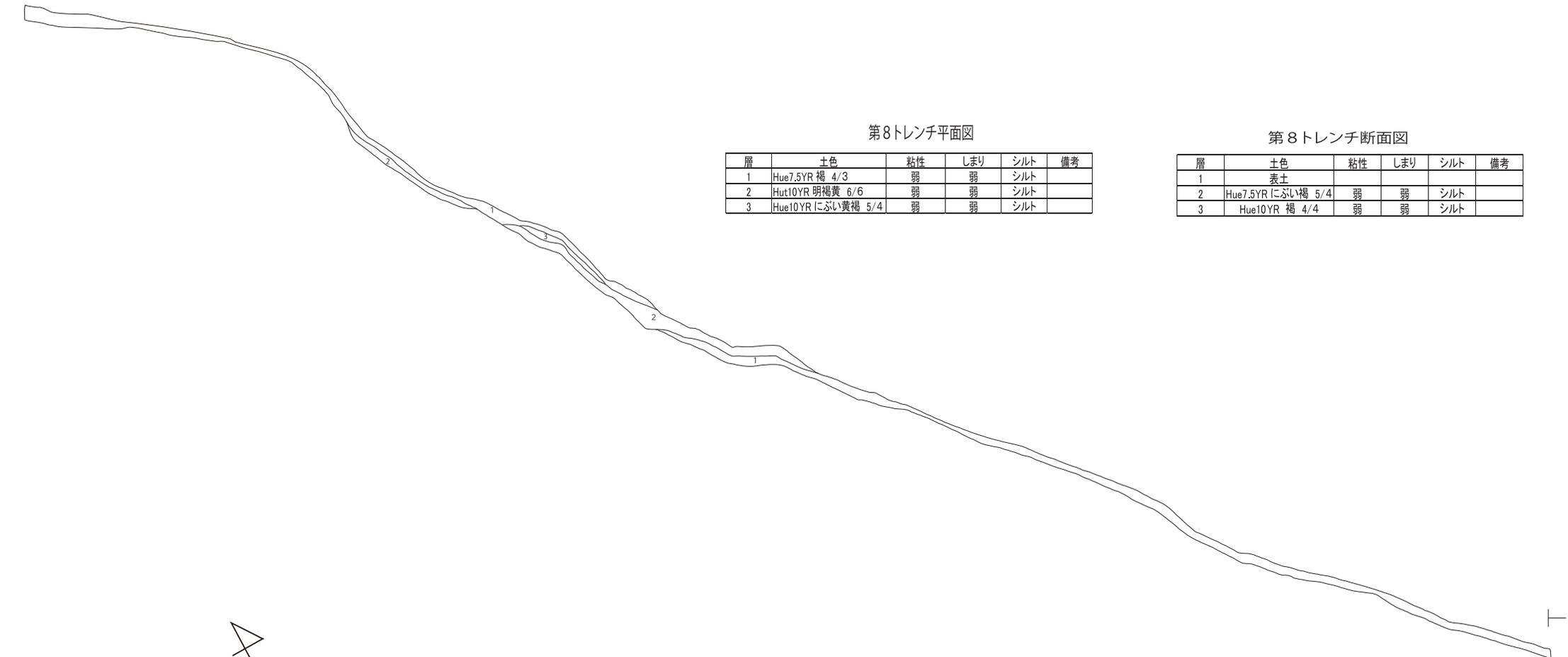
第8トレンチの目的は後円部墳丘面の構造を把握するとともにテラス、墳端の確認であり、今回の調査でその目的を達成することができた。

（芦野 悟）



写真10 第8トレンチ全体写真

SPW

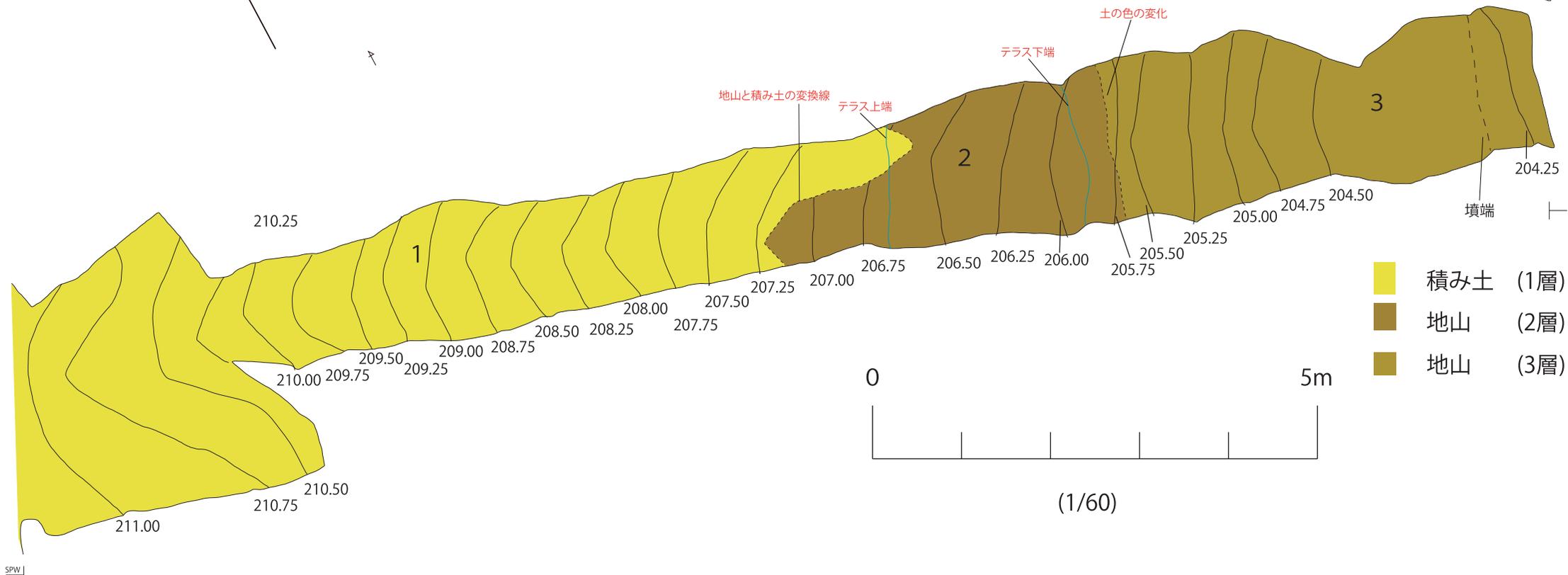


第8トレンチ平面図

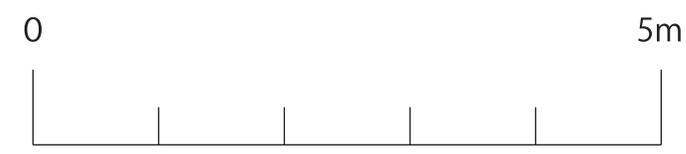
層	土色	粘性	しまり	シルト	備考
1	Hue7.5YR 褐 4/3	弱	弱	シルト	
2	Hue10YR 明褐黄 6/6	弱	弱	シルト	
3	Hue10YR にぶい黄褐 5/4	弱	弱	シルト	

第8トレンチ断面図

層	土色	粘性	しまり	シルト	備考
1	表土				
2	Hue7.5YR にぶい褐 5/4	弱	弱	シルト	
3	Hue10YR 褐 4/4	弱	弱	シルト	



- 積み土 (1層)
- 地山 (2層)
- 地山 (3層)



第7図 第8トレンチ平面、断面図

SPW

2. 後円部墳丘西側の調査（第9トレンチ）（第8図）

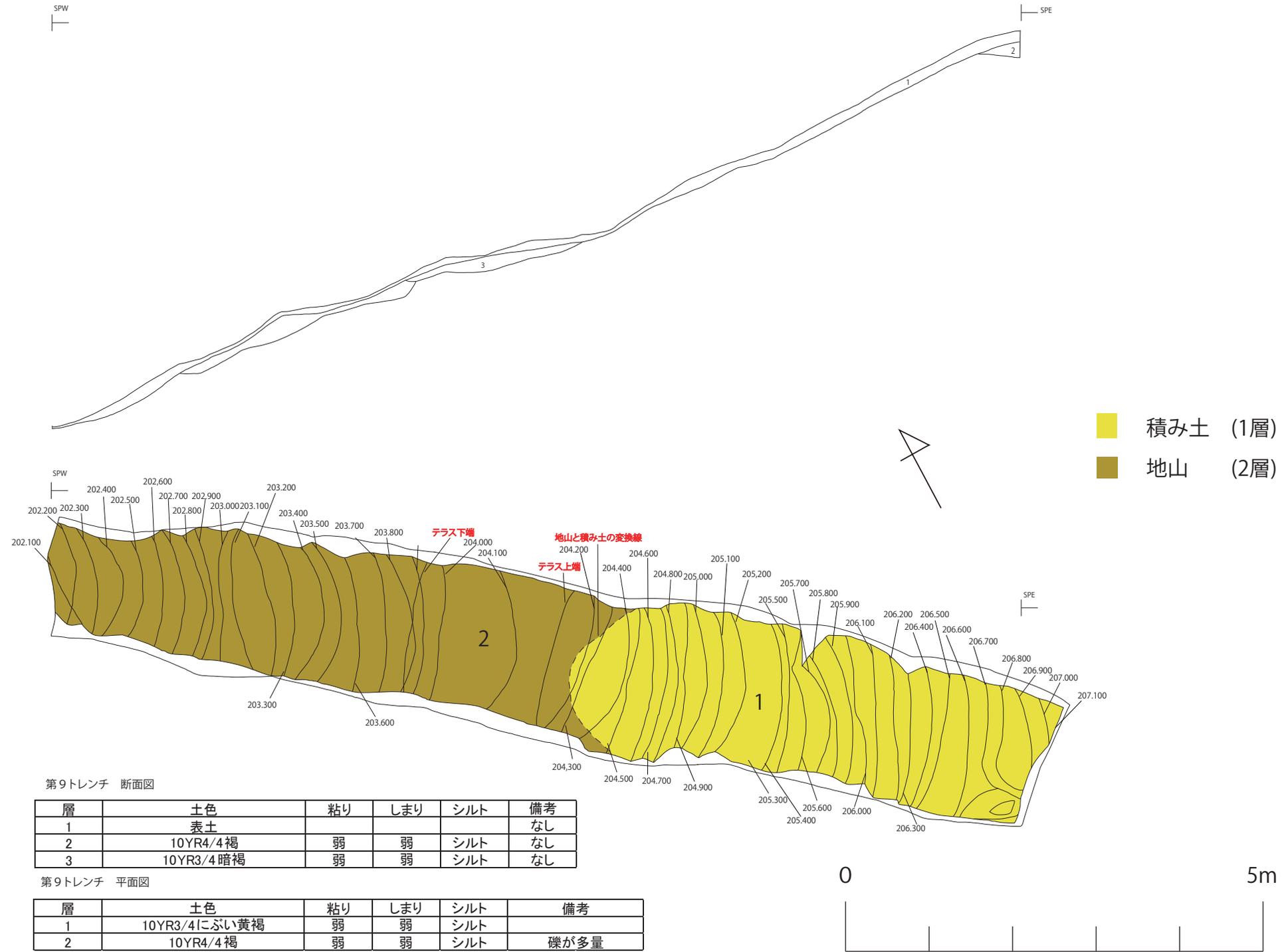
第9トレンチでは墳端の確認とテラスの有無の確認、積み土と地山の違いを確認することを目的として設定した。トレンチは後円部西側に設定し、幅2m、長さ12.20mである。

トレンチ内の表土及び墳丘流出土層を掘り下げ、墳丘面を確認した。墳丘面を精査したところ、墳丘面は2層の土層が確認できた。明らかになった土層は、テラスから上部に（1）にぶい黄褐色の層、テラス部より下にかけて（2）褐色で礫が多い層の2層である。（1）層は混在したシルト層なため、積み土と判断した。（2）層は礫を多く含んでいることから地山であると判断した。従って9トレンチの墳丘は地山を削るとともに、削られた土を積み上げることで作られていることが判明し、トレンチ内で標高204.5m付近で傾斜がゆるやかになり、テラスと考えられた。墳端は今回設定したトレンチの範囲には存在しないようで、何度かテラス終わりを拡張してみたが、崖に接してしまって確認することが出来なかったものの、図面からトレンチ終わりの崖に接したところで傾斜が著しく変化していることから、崖部分が、墳端の可能性が高いと判断した。

（菅原里奈）



写真11 第9トレンチ全体写真



第9トレンチ 断面図

層	土色	粘り	しまり	シルト	備考
1	表土				なし
2	10YR4/4 褐	弱	弱	シルト	なし
3	10YR3/4 暗褐	弱	弱	シルト	なし

第9トレンチ 平面図

層	土色	粘り	しまり	シルト	備考
1	10YR3/4にぶい黄褐	弱	弱	シルト	
2	10YR4/4 褐	弱	弱	シルト	礫が多量

(1/60)

第8図 第9トレンチ平面、断面図

ま と め

灰塚山古墳第3次調査は、第1次調査に引き続いて後円部墳丘構造を明らかにすることと、第2次調査までで確認していた後円部墳頂上に存在する小礫を多量に含む塚状遺構の性格を明らかにすることを目的として実施した。

後円部墳丘構造を探求するために、後円部墳丘東西方向に第8、第9の2本のトレンチを設定した。

第8トレンチでは標高206.5～207.25 m、第9トレンチでは標高204.5 m付近で明瞭な墳端を確認した。これまでに明らかになった前方部、後円部の墳丘構造と同様に墳端付近の墳丘は地山で構成されていた。灰塚山古墳墳丘端は地山を削りだして形成されていることが今回の調査でも確認できた。

第8、9トレンチのいずれでも傾斜が緩やかになる部分が確認された。第1次調査第1トレンチ、第2次調査第6、7トレンチでも同様の位置に傾斜が緩やかになる部分が認められ、テラスである可能性が考えられた。第3次調査を含めて、後円部墳丘の東、西、南の3方向、および東西のくびれ部で同様の傾斜変換が認められることから、これらはテラスとして意識的に作り出されており、灰塚山古墳後円部は二段構成であることが判明した。また、墳丘は、テラス部分を境に下部は地山削りだしで、上部は盛り土で形成されていることが確認できた。

後円部墳頂の塚状遺構はこれまで東西南北の部分ごとに調査を実施してきた。今回の調査では、まず塚状遺構の全体を検出し、図面、写真による記録を作成した後に四分法に従い、南東部と北西部を掘り下げた。

調査の結果塚状遺構は上下の二段で構成されていることが判明した。下段は、後世の変形があってやや形に乱れがあるが、おおむね一辺10 m前後、高さ60 cm程度の方形を呈しており、塚はシルト質の土層と小礫だけで構成される層、土層を交互に積み重ねて作られている。上段は直径6 m、高さ50 cm程度の小さな円丘である。調査以前には近くにある攪乱穴を掘りあげたものかと考えたが、土層断面観察結果から塚本来の形状であることを確認した。

調査の結果塚状遺構は、古墳時代の上円下方墳に類似した形態であることが判明した。南東部、北西部の掘り下げの結果、多量の礫の中に墨書されたものを発見した。礫は多量であるが水洗の結果墨書のあるものは1%に満たないと考えられた。墨書の内容は断片的で不明なものが多いが「南無阿弥陀仏」と読めるものがあり、礫石経であることが確認できた。つまり、灰塚山古墳後円部墳頂の上円下方形の塚は礫石経塚と考えられた。築かれた時代は古墳の時代よりもはるかに新しく、江戸時代と考えられた。

礫石経塚の下層が古墳本来の後円部墳頂平坦面にあたる。今回の調査では礫石経塚を掘りあげた南東部、北西部の精査を行った結果、墓壙平面の一部かと思われる土質の違いと

後円部墳頂中心部に南北に長い黒色の土が分布していることを確認している。ただ、礫石経塚の最下層の土を十分には除去できておらず、墳頂平坦面の精査による埋葬施設の追求は、平成26年度に予定している第4次調査の課題である。

(辻 秀人)

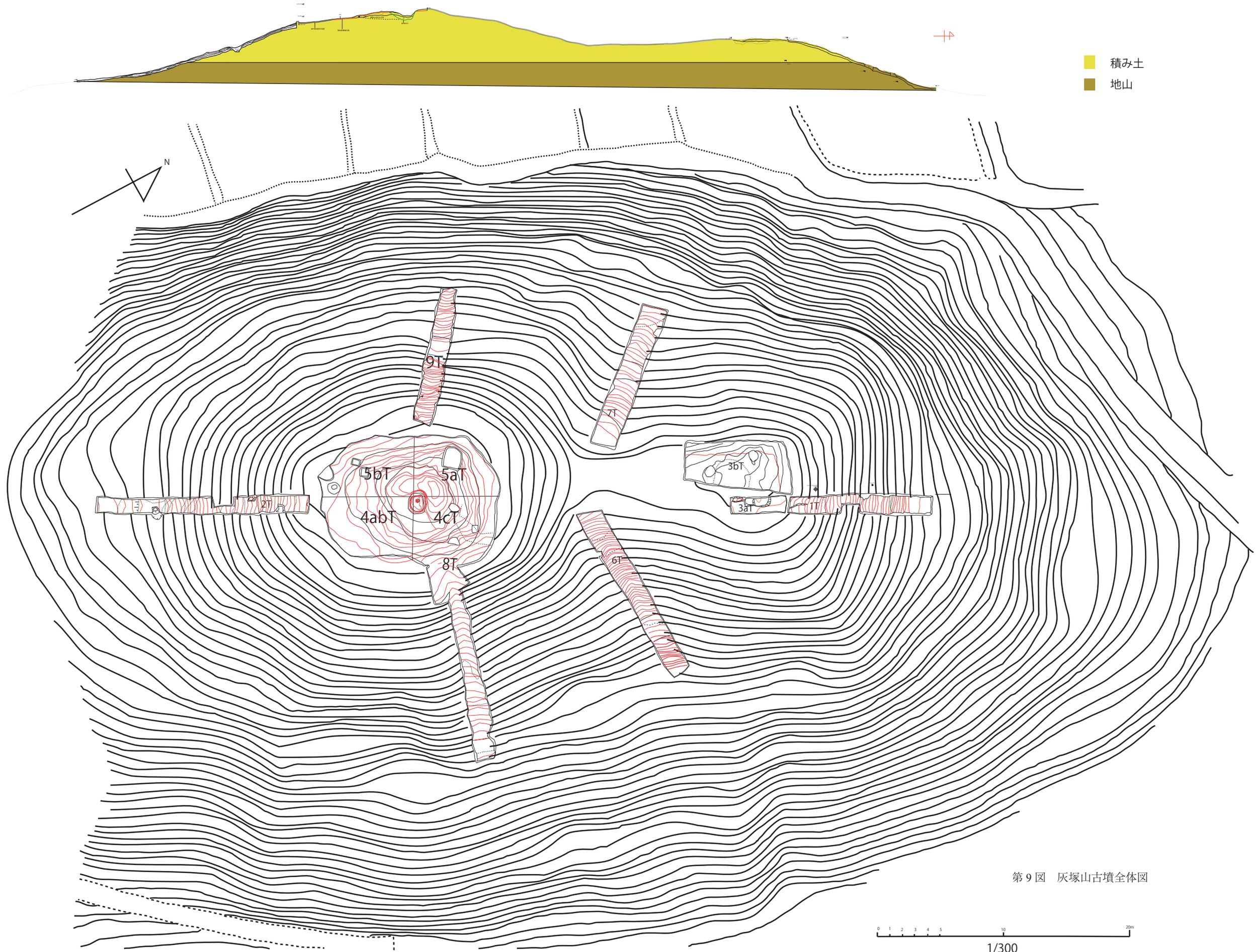
謝 辞

灰塚山古墳第3次調査にあたり、調査を快諾いただきました新宮区の皆様に心より感謝申し上げます。また、調査の実施にあたり御支援いただきました喜多方市教育委員会、山中雄志氏、片岡洋氏、植村泰徳氏、土地を借用させていただきました佐藤光子氏、宿舎を提供いただきました矢部善兵衛氏に御礼申し上げます。本報告作製にあたり、礫石経の赤外線による調査で東北歴史博物館及び東北歴史博物館保存科学担当及川規氏にお世話になりました。文字の解読で本学菊池慶子教授・七海雅人教授に貴重な御教示をいただきました。心より感謝申し上げます。



調査風景





積み土
地山

第9図 灰塚山古墳全体図

0 1 2 3 4 5 10 20m
1/300

出羽国飽海郡と蛸形駅家の成立をめぐる

熊谷 公男

はじめに

『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条に載せる出羽国の駅家に「蛸形」^{蛸形}駅がみえる。これは庄内地方の出羽国府と秋田城をむすぶ日本海沿いの駅路上に設けられた飽海郡内の駅家で、現在の秋田県にかほ市象潟町付近に所在したと考えられる。また秋田城跡からは、天平宝字三（七五九）、四年前後とみられる「蛸形駅家」と書かれた漆紙文書が出土している。したがって蛸形（『延喜式』には「蛸方」とあるが、以下、史料の引用時以外の表記を「蛸形」に統一する）駅家、および当駅家を含む出羽国府と秋田城をむすぶ駅路も天平宝字年間にはすでに存在していたとみてよいことになる。小稿では、この蛸形駅家、およびそれが属する飽海郡の成立とそれに関連するいくつかの問題について考えてみたい。筆者は、蛸形駅家および飽海郡の成立時期については、初期の秋田城（＝秋田出羽柵）の性格の理解のし方が大きく変わるのではないかと考えている。

これまで蛸形駅家の成立時期については、おおむね天平五年（七三三）に出羽柵が秋田村高清水岡に移転したところと考えられてきたようである。その理由は、秋田「出羽柵に城司が置かれた

と考えられる点から、ほぼ同時に駅路が第二次出羽柵まで延伸され、……〔庄内に所在した「引用者補」出羽国府―秋田城間の駅家（遊佐・蛸方・由理）も置かれたとみられる〕^①、あるいは「秋田出羽柵遷置時における人的・物的輸送経路上にあること」などから、「出羽柵遷置直後には駅路としての原形はできていた」^②などといわれているように、出羽柵の秋田村移転時には庄内と秋田を結ぶ駅路がなければならないという考えが基本になっていると思われる。

しかしながら秋田出羽柵への道路が移転時に敷設されたとしても、それが駅路であったかどうかは別に検討を要する問題であろう。厩牧令の規定によれば、駅路には三〇里（約一六km）ごとに駅家が置かれ、駅家には五―二〇疋の駅馬が備えられることになっていった。そして駅家周辺の民戸を駅戸に編成し、駅戸から駅長を任用するとともに、課丁を駅子に差点して駅家の運営を行った。しかも駅戸は通常の郷とは別個に編成され、独自の戸籍が造られるのである。要するに、駅戸は駅家の人的基盤であった。^③

このように、駅家の運用には編戸の民である駅戸の存在が不可欠であった。したがって駅路の開設には、編戸の民を基礎とした郡の存在が前提とされているのである。通常、駅路は国内の建郡

(あるいは建評)された地域に敷設されるので、この点はあまり意識されないが、律令国家の北辺にあたる陸奥・出羽両国では、駅路の新設の際にこの問題が顕在化する。蚶形駅家でいえば、その設置には飽海郡の建郡と、飽海郡を構成する編戸の民が必須とされたと考えられるのである。これまで、このような視点から蚶形駅家の成立時期が議論されたことはなかったように思われる。そこで小稿では、飽海郡の成立との関連で蚶形駅家の成立時期を改めて考えてみることにしたい。

一・陸奥・出羽北辺部における駅路の開設

まず最初に、陸奥・出羽両国において駅路の北方への延伸がどのように行われたかをみておきたい。

具体的ながもつともわかる事例は、天平九年(七三七)に実施された、秋田に移転した出羽柵と多賀柵(≡多賀城)をむすぶ奥羽連絡路の開設事業である。天平五年十二月に、それまで出羽郡(現在の山形県庄内地方)にあった出羽柵が秋田に移転されるが、『続日本紀』には「出羽柵遷_二置於秋田村高清水岡_一。又於_二雄勝村_一建_二郡居_一民焉_一(同年十二月己未条)とあって、同時に雄勝村での建郡(≡雄勝郡の建置)が実施されたように記されている。ところが雄勝郡の建郡については、同書天平宝字三年(七五九)九月己丑条にも「始置_二出羽国雄勝・平鹿_一二郡_一…」と再出する。これについては、天平九年の奥羽連絡路の記事中に「雄勝村俘長」がみえ、この時点でなお建郡が行われていないとみら

れることから、天平五年の記事は命令を示すもので、二六年後の天平宝字三年にいたってようやく雄勝建郡が実現したと解する今泉隆雄氏の見解⁵⁾にしたがいたい。

その後、天平九年に、鎮守將軍大野東人と出羽守田辺難波が中心となって、多賀柵から出羽柵の間に、雄勝村(横手盆地)經由で「直路」を開設しようとするが、比羅保許山(山形県最上郡金山町付近か)まで開通したところで計画は中止される。今泉氏は「直路」を駅路のことと解し、この事業も出羽柵の秋田村への移転(≡北進)と一体的に計画されたと解釈した。すなわち、

① 出羽柵の秋田村高清水岡への移転、② 雄勝村での築城と建郡、③ 陸奥国へ出羽柵間の駅路の開設の三つの事業が天平五年ごろに一体のものとして計画されたというのである。この今泉氏の見解は、従来曖昧なところが残されていた奥羽連絡路の開設事業に関する理解を大幅に進展させたもので、筆者も基本的にはしたがりたい。

この事業は、①は二、三年のうちに実現したとみられるが、③の奥羽連絡路は途中の比羅保許山まで開通したところで中止され、②の雄勝村での城柵の造営と建郡も先送りされるといふ結果に終わった。その理由は、政府軍が比羅保許山まで進軍したときに雄勝村の俘長ら三人が帰降してきて、これ以上軍を進めないでほしいという陳情があり、大野東人と田辺難波が協議した結果、進軍を断念し、出羽柵までの駅路の開通も将来に期することにするのである。『続日本紀』にはこのときの二人のやりとりが具体的に記されている。それによれば、難波が「今回の軍事行動は俘

狄を教諭して城柵を築き、民（柵戸）を居住させるためです。もし陳情を拒絶して進軍を強行すれば、俘らは山野へ逃走してしまい、労多くして功少なく、上策とはいえません。ここは官軍の威を示してこの地から引き返し、後日、難波が説得して帰順させれば、城柵はまもりやすく人民はながく安堵するではありません」と述べたのに対して、東人もそれに同調して「東人の当初の戦略は、できるだけはやく蝦夷の地に入って耕種し、穀を貯えて運糧の労力をはぶこうというものであった。ところが今春は大雪で、それができない。城郭は一朝にもなるが、城をまもるのは人であり、糧食が不可欠であるのに、耕種のときを失ってしまったはその確保ができない」として、雄勝村への進軍を断念して多賀柵に帰還するのである（『続日本紀』同年四月戊午条）。

この二人のやりとりから、駅路の開設には築城と柵戸の移住が不可欠であったことがうかがわれる。そしてこれらは天平五年の雄勝建郡命令を受けて行われたものであるから、結局、駅路の開設には、少なくとも築城・建郡・柵戸の移住が必須とされたことになる。柵戸は、国家の政策によって他地域から城柵周辺に計画的に移住させられた公民であるから、もちろん編戸民であった。多賀城・秋田城（天平宝字二年ごろ出羽柵を改称、後述）間の駅路は天平宝字三年（七五九）に完成する。それを示しているのが『続日本紀』同年九月己丑条の「始置_二出羽国雄勝・平鹿二郡、及玉野・避翼・平戈・横河・雄勝・助河、并陸奥国嶺基等駅家_一」という記事である。玉野以下の六駅が出羽側に新設された駅家であり、嶺基もこの駅路沿いの陸奥側の駅家とみられる。同時に出

羽国に雄勝・平鹿二郡が置かれているが、これも駅路沿いの横手盆地に新設された郡である。『続日本紀』同日条には、陸奥国桃生城・出羽国雄勝城の造営に使役された郡司・軍毅・鎮兵・馬子ら八、一八〇人の当年の出拳稲の返済を免除する勅が発布されているので、このころには桃生城とともに雄勝城が完成していたとみられる。すなわち天平九年に中断された奥羽連絡路は、二二年後の天平宝字三年に、雄勝城の完成を受けて雄勝・平鹿二郡の建郡と同時に開通したのである。ここにおいて、駅路の設置が城柵の造営・建郡を前提とするものであったことが事実によって確認されたことになる。

もう一つの事例は、陸奥国北辺への東山道の延伸と駅家の新設である。延暦二十年（八〇一）の征夷によって胆沢・志波地域が制圧されると、翌二十一年に胆沢城、翌二十二年に志波城が造営される。それを受けて延暦二十三年に立て続けに陸奥国北縁部の駅路の整備が行われる。同年五月に「陸奥国言、斯波城与_二胆沢郡_一、相去一百六十二里。山谷峻_レ、往還多_レ艱。不_レ置_二郵駅_一、恐闕_二機急_一。伏請准_二小路例_一、置_二一駅_一。許_レ之。」（『日本後紀』同年五月癸未条）と、胆沢・志波両城間に一駅が置かれ、さらに同年十一月には「陸奥国栗原郡、新置_二三駅_一」（『日本後紀』同年十一月戊寅条）とあって、栗原郡に三駅が新設される。

胆沢郡と志波城の間に一駅が置かれ、志波城にまで駅路が延伸されたのは、胆沢・志波両城の造営と胆沢郡の建郡が前提となっていることはいままでもない。また栗原郡の三駅については渕原智幸氏が詳細に検討を加え、この時点では磐井郡が未成立で栗原

郡が北の胆沢郡に接していたと解し、『延喜式』兵部省にみえる陸奥国の駅家のうちの栗原・磐井・磐基の三駅に相当するかと想定している⁶⁾。筆者も、基本的にはこの淵原氏の見解にしたがいたい。ただし淵原氏は、のちの磐井郡域が胆沢城成立以前から栗原郡の領域に含まれていたとするが、これは根拠薄弱と思われる⁷⁾。胆沢城の造営後、磐井地域によりやく支配がおよんで、栗原郡が北に拡大されたとみるべきであろう。したがって栗原郡に三駅が置かれたのも、胆沢城の造営とそれにもなう栗原郡域の北への拡張を受けてのことであつたとみられるのである。

以上、奥羽連絡路の開通も、胆沢城・志波城への東山道の延伸も、沿道一帯の城柵の造営と建郡が前提となつてゐることが知られる^{〔補注〕}。奥羽の北辺地域において、駅路の開設に城柵の設置と建郡が必須とされたのは、編戸民を基礎とした支配体制の形成が駅路の設置や駅家の運営の前提条件となつていたからである。したがつて、庄内地方の出羽国府と秋田城をむすぶ駅路においても、同様に沿線一帯の城柵―郡による支配体制の確立が必要とされたと考えられるのである。庄内―秋田城間の駅路は、途中、飽海・河辺両郡を通過するが、河辺郡域の部分は距離が短かく、駅家も存在しなかつたと考えられる（この点は後述）ので、つぎに飽海郡に焦点を合わせて、その成立時期と郡域を考えてみたい。

二・飽海郡の成立とその郡域

飽海郡は、出羽国府が所在した出羽郡の北に隣接する郡で、南

は山形県北部の海岸部（現酒田市・飽海郡遊佐町）から北は秋田県南部の海岸部（現由利本荘市・にかほ市）にかけて郡域が広がつていた。現在の秋田・山形県境付近では鳥海山の山裾が海岸まで迫まり、切り立った崖となつていて、郡域は現在の県境付近で地形的に南北二つの地域に分けられる。平安末期に郡の北半が由利郡として分郡されるのも、このような地形的特徴によるものであろう。

飽海郡の建郡記事は残されておらず、文献上の初見は『続日本後紀』承和七年（八四〇）七月己亥条である。ただし秋田城跡からは、第二五次調査で「飽海郡」と書かれた習書木簡が出土しており、さらに第五四次調査でも「飽海郡」と読める可能性のある木簡が出土している。これら二点の木簡も、飽海郡の建郡時期を考える重要な材料となりうる。

現在、飽海郡の建郡時期については定説がなく、『大日本地名辞書』（以下、『地名辞書』と略称する）や『角川日本地名大辞典山形県』（以下、『角川地名辞典』と略称する）の「飽海郡」の項は出羽国建国時の和銅五年（七一二）とし、熊田亮介氏は田川・秋田・河辺郡などととも遅くとも八世紀末までには成立していたとする⁹⁾。

『続日本紀』によれば、和銅元年（七〇八）に越後国の北端に出羽郡を置いたあと（同年九月丙戌条）、和銅五年（七一二）に出羽国を建置し（同年九月己丑条、その八日後に陸奥国から最上・置賜二郡を出羽国に移管する¹⁰⁾（同年十月丁酉朔条）。この間、和銅二年には出羽柵（遺跡は未発見）が初見する（同年七月乙卯朔

条)。そこで出羽国は、出羽郡を中心として、それに陸奥国から移管した最上・置賜二郡を合わせて、計三郡で建国されたと考えるのが現在の通説であると思われる。ところが『角川地名辞典』は、前述のように、出羽建国の際に飽海郡が建郡されたとするのに加えて、「出羽郡」の項では出羽建国時に出羽郡が南北に分割されて、南半部が田川郡になったと推定しているので、出羽国建国時に出羽・飽海・田川・最上・置賜の五郡であったと考えていることになる。このような見解はすでに『地名辞書』にもみえるが⁽¹¹⁾、その基礎には、出羽郡の郡域は当初から最上川以南に限られていたとする想定があるとみられる。⁽¹²⁾しかしながら、その点も含めて出羽国が五郡で建国されたとする史料の根拠は何もないといってよい。『続日本紀』の記述を基本とする限り、出羽国は出羽・最上・置賜三郡で建国されたと考えざるべきである。したがって、田川・飽海両郡は建国後のある時点で建郡されたということになる。

飽海郡の建郡時期を考えるにあたってつぎに重要な資料は、秋田城跡で出土した二点の木簡である。このうち第五四次調査出土の二〇三号木簡は、「□郡」(上部欠損)と釈読され、その一字目をさんずいの文字と認定して、「出羽国内の郡名ならば、飽海郡が相当する」と指摘された。⁽¹³⁾ところが、その後刊行された『青森県史 資料編』では、「出羽国に残画に該当する郡はない。「飽海」とみるには三水偏の部分がやや不審」としている。⁽¹⁴⁾そこで小稿では、この木簡は飽海郡の關係資料からひとまず除外しておきたい。問題はもう一点の木簡である。それは第二五次調査出土三号木簡で、一辺三・四cmの角材の三面に、それぞれ

・「宇宙宇於大大飽」

・「飽 飽海郡 飽海郡 最」

・「最上郡 最上郡□郷」⁽¹⁵⁾

と墨書された習書木簡である。この木簡が出土した鶴ノ木地区のSE四〇六井戸跡からは、墨書のある木簡が合計七点の出土している。その中には「天平六年月」という釘書の木簡をはじめ、天平勝宝四、五年の年紀をもつ木簡が各一点ずつ含まれている。小松正夫氏は天平勝宝の年紀のある木簡との関係を重視し、飽海郡はそのころまで、おそらくは「出羽柵が秋田に遷置された天平五年(七三三)頃には建郡が成っていたものと考えられる」としている。⁽¹⁵⁾しかしながら近年刊行された秋田城跡ノ木地区の正式報告書では、SE四〇六井戸跡の埋土出土遺物が八世紀第4四半期から九世紀第1四半期であることなどから、井戸は鶴ノ木地区のII期建物群終末(八世紀末〜九世紀初頭)まで存続、機能していたことが指摘されている。⁽¹⁶⁾したがって三号木簡の年代も天平勝宝年間ごろまでに限定できないことになる。ここでは、九世紀初頭以前ということとどめておきたい。

いっぽう冒頭で紹介した「蚌形駅家」のみえる漆紙文書(第一〇号漆紙文書)も、駅路および駅家の設置は建郡が前提となるという観点に立てば、蚌形駅家の所在する飽海郡の成立時期を考える材料となろう。この漆紙文書は秋田城跡外郭東門の南西に近接した場所に、築地構築のための粘土採掘用に掘られたSG一〇三一土取り穴から出土した。この土取り穴はのちに雨水が流入して湿地となり、廃棄物の捨て場として利用されたため、廃棄

された多量の土器・瓦・木製品・鉄製品などとともに木簡や漆紙文書などの文字資料も多数出土したのである。「蚶形駅家」の漆紙文書が出土した土取り穴の第四七層上位木炭層からは天平宝字三年（七五九）の具注曆（第九号漆紙文書）や同年ないし翌四年ごろとみられる出羽守・介の自署のある解文（第一号漆紙文書）も出土しているので、この文書も同じ七六〇年ごろのものであると考えられている。¹⁷⁾

第一〇号漆紙文書の積文はつぎの通りである。

（表）

勘取釜壹口（在南大室者）
 □□若有忘怠未収者乞可
 令早勘取随恩得便付国□□
 □□〔徳カ〕縁謹啓

五月六日卯時自蚶形駅家申

竹田継□

（裏）

□

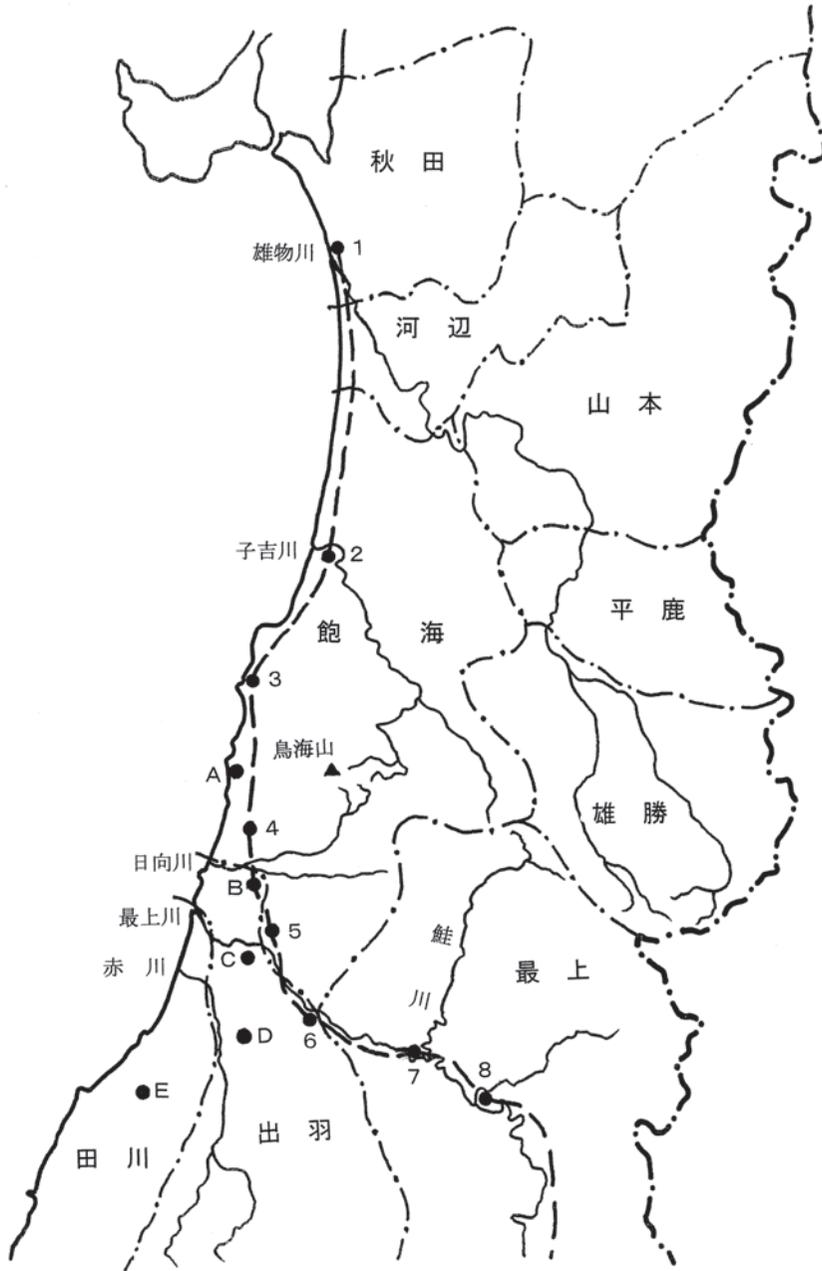
介御館（務所 竹継状¹⁸⁾）

この漆紙文書は、「蚶形駅家」にいた「竹田継□」から秋田城の「介御館」に充てて出された書状である。出羽介から製塩用とみられる釜の回収を命じられた「竹田継□」が「南の大室」にあった釜一口を回収したが、ほかに未収の釜があることを心配して「介御館」にいる出羽介に確認をした書状とみられる。

既述のように、この書状が七六〇年ごろのものとするれば、蚶形駅家もそのころには存在していたことになる。さらには、同駅家設置の前提となる飽海郡の建郡時期の下限もこのころということになる。問題は、飽海郡の成立がそれ以前のいつごろまで遡るのかということである。この問題については、蚶形駅家を含む庄内―秋田出羽柵（秋田城）間の駅路の開設時期の問題と合わせて、次節で取り上げることにはしたい。本節では、以下において飽海郡をめぐるもう一つの問題、すなわちその郡域について検討を加えておくことにする。

『和名類聚抄』国郡部によれば、飽海郡は大原・飽海・屋代・秋田・井手・遊佐・雄波・由理・余戸の九郷で構成されている（ただし高山寺本は余戸郷なし）。『地名辞書』や『日本地理志料』（以下、『地理志料』と略称する）では各郷の現地比定がこと細かに行われているが、それらの比定説は現在の研究段階からみると信をおきたいものが大半を占めているといつて過言でない。郡域の考察に先立って、まずこの点に注意を喚起しておきたい。

別表に飽海・出羽・田川三郡（以下、便宜的に「出羽等三郡」と仮称する）について、『地名辞書』の現地比定の記述を原文のまま引用して別表に掲げた。これをみれば一目瞭然であるが、「…なるべし」「…ごとし」「…に似たり」「今詳ならず、蓋、…」などの表現が頻出するように、その大半は確たる根拠のない推測説である。さらに田川郡「那珂」郷の項では、『和名類聚抄』の諸本が一致して「那津」郷とするのにもかかわらず、諸国に「那珂」という郷名が多いという理由で、「那津」を「那珂」の誤り



出羽国北部郡界・駅路図

- 1.秋田城(秋田市寺内) 2.由理駅(由利本荘市本荘) 3.蛭形駅(にかほ市象潟)
4.遊佐駅(遊佐町) 5.鮎海駅(酒田市郡山) 6.白谷駅(庄内町清川)
7.佐芸駅(戸沢村出舟) 8.遊翼駅(舟形町富田) A.遊佐町吹浦(飽海郡屋代郷)
B.城輪柵跡(出羽郡井口) C.庄内町余目(出羽郡余戸郷)
D.鶴岡市古郡(出羽郡郡家所在地?) E.鶴岡市田川(田川郡田川郷)

『大日本地名辞書』出羽・田川・飽海郡郷名比定一覧表

郡名	郷名	『大日本地名辞書』の現地比定〔現在地〕
出羽	大窪河辺	東田川郡藤島左右の平郊なるべし。〔鶴岡市北部、旧藤島町周辺〕 狩川村左右の地にして、清川、廻館（大和村）、前田野目（十六合村）にわたる如し。〔庄内町清川から同町廻館にかけての地域〕
	井上	東田川郡広野村、新堀村、栄村、並びに西田川郡袖浦村の北方一半に渉れるに似たり。〔酒田市の最上川河口南岸一帯〕
	大田	今詳ならず、蓋、田川郡大泉郷の北にして、今の西田川郡栄村、西郷村、東郷村にあたる…。〔鶴岡市北部から三川町にかけての大山川下流域一帯〕
	余戸	東田川郡余目村現存す。常方、八栄里へもわたるか。〔庄内町余目周辺〕
田川	田川	西田川郡の田川村、湯田川村、大泉村、上郷村、大山村、加茂村等にあたる。〔鶴岡市西部、湯野浜から田川・湯田川にかけての地域〕
	甘弥	（大東急一甘弥、高山寺一其弥）カネ カミ、いずれか是なる、諸州加美の郡郷多きに合せ考ふれば、上田川郷の義にして、三瀬、温海より鼠関に至る、海山一帯を指すごとし。〔鶴岡市南部、旧温海町一帯〕
	新家那珂	黒川、山添など大泉郷（鶴岡）の南なる諸村里なるべし。〔鶴岡市東部、旧籾引町一帯〕 （大東急・高山寺一那津）諸州郡に、那珂の郷名多きに参稽して、津は珂の誤写に出づと判定しつ。而も今、泉村に中里の大字あるに由り、且は田川出羽の二郡の形勢に観察して、後田（今広瀬村）より手向へ渉り、月山裾野の地を以て、本郷の旧域に擬す。〔鶴岡市東部、旧羽黒町一帯〕
大泉	西田川郡鶴岡町、大宝寺村、稻生村、京田村、蓋是なり。〔鶴岡市中心部周辺〕	
飽海	大原	今詳ならず、諸郷既知の位置と、山野分界の形状に観察して、松嶺、田沢の諸村里に擬せらる、即、飽海郡の東南隅なり。〔酒田市東南部、相沢川流域一帯〕
	飽海	南平田村、東平田村、蓋是なり。…飽海郷は郡家の所在地にて、今南平田村に郡山の大字遺れるは、疑もなく其徴証たるべし。〔酒田市東部、旧平田町郡山周辺〕
	屋代	吹浦村、高瀬村蓋是なり、郷内に大物忌の祠壇あるに取る…。〔遊佐町吹浦周辺〕
	秋田	中平田、北平田、鶉渡川原より酒田へ渉るごとし。…近世一般に平田郷と称したる広土なり。秋田の名義は、開田なるべし、平田といふにも相通ふ。〔酒田市東郊から市街地にかけての地域〕
	井手	今詳ならず。されど其名義の溝漉に因れるを想へば、即、近世、荒瀬郷といへるにあたるか。〔酒田市北部、宮海から城輪柵跡周辺、旧八幡町にかけての地域〕
	遊佐	日向川以北、鳥海の西南麓の平広にあたり、遊佐の名目現存す。即、遊佐町、川行村、稲田村、南遊佐村、一郷村、西遊佐村等とす。〔にかほ市沿岸部〕
	雄波	由利郡西南沿海の村里にして、塩越、金浦、平沢等にあたる。…地形を観察して之を判知す。〔象潟を含むにかほ市沿岸部一帯〕
	由理	西目村、本庄町、子吉村、鮎川村等にあたる。…子吉川を以て、河辺郡の諸郷と相限る。〔子吉川以南の由利本荘市海岸部〕
	余戸	子吉川の上流も、本郷（＝由理郷）の属にして、余戸といへるに似たり。〔由利本荘市内陸部、子吉川中上流域〕

〔付記〕『大日本地名辞書』からの引用は、『増補大日本地名辞書』第七巻奥羽（富山房、一九七〇年）を用いた。ゴシックは、現地比定の確実な根拠とみなせる箇所。

と断じて改変している。現在の歴史研究では、古写本の記載はできるだけ尊重すべきことが常識になっており、このような手法は厳に慎むべきこととされている。同様に田川郡の「甘弥」郷も、大東急文庫本は「甘祢」、高山寺本に「其弥」とある。『地名辞書』はそれを諸国にカミ郡・カミ郷が多いという理由で「甘弥」と校訂している。確かにカミ郡・カミ郷は多数存在するが、それらは「賀美」ないし「加美」と表記され、「甘弥」などという表記はほかにまったくみられない。「甘弥」と書いてカミと読ませるとすれば、それはカミの用字としては、まったくの異例ということになる。この点をふまえれば、簡単に「甘弥」と改変すべきではない。また飽海郡「秋田」郷についても、「秋田の名義は、開田なるべし」という解義自体、疑問であるが、さらに「平田といふにも相通ふ」というにいたっては、単に意味が類似しているというにすぎない。筆者には、地名が意味の類似性によって変化していくとはとても思えない。

『地名辞書』からこのような例を列挙したのは、決して現代の高みから明治期の高名な学者を指弾しようというのではない。問題なのは、このような内容の『地名辞書』が、以下にもみるように、いまなお大きな影響力をもちづづけていることである。

飽海郡の郷名で、遺存地名などから所在地がほぼ確実に比定できるのは、おそらく遊佐郷（山形県飽海郡遊佐町南部）・屋代郷（同郡同町北部）・由理郷（秋田県由利本荘市）ぐらいであろう。屋代郷について、『地名辞書』は大物忌神のヤシロの意と解している。『和名類聚抄』によれば「屋代」郷は全国に八つ存在するが、そ

の多くで比定地に有力な神社の存在が認められるので、そのように解してよいであろう。これらの現地比定だけによっても、古代の飽海郡の郡域が現在の山形県北部から由利本荘市にいたる沿岸部を占めていたということは、大枠では動かしがたいと思われる。

ただしその南界をどのあたりとみるかについては、軽視できない問題がある。辞典類では、既述のように『角川地名辞典』が、和銅五年の出羽国建国と同時に最上川以北が飽海郡とされたという想定をしている。『山形県の地名』も、「櫛引郡」の項で「庄内地方は古代律令制下では最上川以北（川北）は飽海郡、以南（川南）は田川・出羽の二郡で構成されていた」と述べているように、最上川が飽海郡の南限となっていたとする。『日本史大事典』「出羽国」の項でも、『和名類聚抄』段階の飽海郡の郡域を、「現在の秋田県西南部の由利郡南半部と、山形県の最上川以北の庄内平野北部の地域に当たる」と同様の理解を示している。

このように古代の出羽等三郡の郡域は、多くの文献で最上川以北が飽海郡、以南が出羽・田川両郡と考えられているのであるが、これは『地名辞書』などにおける郷名の現地比定の影響のつよさを示すとともに、近世以降の飽海・田川両郡の郡界のあり方を念頭に置いた見解と思われる。しかしながら筆者は、これにはいくつかの点で問題があると考ええる。一つは、既述のような『地名辞書』や『地理志料』の現地比定説の信憑性の問題である。現段階では郷名の現地比定は、むしろある程度確実な根拠のあるものにかぎるべきで、強いてすべての郷の現地比定をおこなってそこから郡域を導き出すという方法は正当とはいえないと考える。

また出羽郡の消滅にともなう郡域の時代的な変遷に十分な配慮が払われていないことも、大きな問題である。出羽郡は中世以降の史料にはまったく姿を見せなくなるので、中世的郡郷制の成立過程で消滅してしまうと考えられている。その際に、郡域がどのように改変されたかは明らかでない。そうであれば、出羽郡が消滅したはるか後の近世の飽海・田川両郡の郡界から古代の出羽等三郡の郡域を考えるのは危険であろう。

そうしたなかで『酒田市史 改訂版』の記述は注意される。『酒田市史 改訂版』も、まず出羽等三郡についての『地名辞書』の郷名の現地比定を「定説」として紹介し、それにもとづいて「田川郡は最上川以南で庄内地方南端から赤川の上・中流域、出羽郡はその北部で、湯の浜と羽黒山を結んだ最上川以南の地域、飽海郡は最上川以北から秋田県の由利地方までの地域と考えられている」と概括しながらも、これはあくまでも『和名類聚抄』の段階の郡域であって、「各郡の郡域は時期ごとに変動するという流動性がみられる」とし、「とくに出羽郡の郡域については慎重な検討を要する。九世紀以後の出羽郡が最上川以北、日向川以南をその領域に包括していたとすれば、文献上の国府の位置と考古学上の位置との矛盾が消える²⁰⁾」として、注意を喚起している。『地名辞書』の説を『和名類聚抄』の段階の郡域を示すものとして受け入れていることは問題だとしても、古代史料や考古学的事実を尊重する姿勢は評価できよう。

この『酒田市史 改訂版』が「文献上の国府の位置」としているのが、『日本三代実録』仁和三年（八八七）五月廿日癸巳条に「国

府在²¹⁾出羽郡井口地」。即是去延暦年中、陸奥守從五位上小野朝臣岑守、抛²²⁾大將軍從三位坂上大宿祢田村麻呂論奏「所²³⁾建也」とある史料である。ここに出羽国府は出羽郡井口の地に所在し、それは「延暦年中²⁴⁾」に創建されたものであることが記されている。この国府が酒田市に所在する城輪柵跡に相当することは、すでに学界の定説になって久しい。城輪柵跡は最上川の流路よりも一〇kmほど北に所在している（出羽国北部郡界・駅路図参照）。

ところが不思議なことに、この確実な史料がいまだに古代の出羽郡の郡域を考える材料として積極的に活かされていないのである。典型的な例として『角川地名辞典』の説をとりあげると、その「井口」の項には、「『三代実録』の記事によれば、国府は出羽郡井口の地にあつたとあるが、井口に比定される城輪の地は、古代の飽海郡井手郷のうちで『三代実録』の記事と合わない。あるいは『三代実録』の出羽郡井口は飽海郡井口の誤りか」とあり、井口を城輪の地に比定しながら、そこは「飽海郡井手郷のうち」とされ、『日本三代実録』の記述の方が誤りのごとく扱われている。井口を飽海郡井手郷に比定したのは、当然、『地名辞書』の比定説をふまえたものであるが、『角川地名辞典』の「井手郷」の項には「井口は語義上、井手に通じる」と述べられている。筆者には語義が通じるから同地域の地名になるという理屈は理解できないが、いずれにしても尊重されるべきは古代史料である『日本三代実録』の記述のほずである。城輪柵跡が出羽郡井口の地にあつた平安時代の出羽国府であることが動かないかぎり、古代の出羽郡の郡域が最上川以北まで広がっていたことは否定できないであ

ろ。城輪柵跡の二kmほど北には日向川ひつうがわが西流しており、その北側は飽海郡遊佐郷に比定される遊佐町になるので、少なくとも城輪柵のあたりでは『酒田市史 改訂版』が示唆しているように、日向川が飽海・出羽両郡の境界となっていたとみるべきであると思われる。

もう一つ、飽海郡の南界を考える手がかりになるのは、最上川の三kmほど北に位置する酒田市(旧平田町)郡山である。城輪柵から南に六kmほどのところに位置する。これを飽海郡の郡家所在地に由来する地名とみることは、『地名辞書』『地理志料』以来、異論がないようである。ただ右に述べたように、出羽郡の郡域が最上川以北にまで広がっていたとすると、郡山は出羽郡の郡家所在地である可能性も出てこよう。しかしながらそれについては、これまた『地名辞書』『地理志料』以来、鶴岡市(旧藤島町)古郡が出羽郡家に由来する地名とみられてきた。こちらは最上川から一〇kmほど南方の場所である。双方とも、最終的には郡家遺跡の発見をまたなければならぬが、現段階では酒田市郡山を飽海郡家、鶴岡市古郡を出羽郡家の比定地とみておくのが穏当であろう。そうすると郡山の地は最上川の流路からさほど遠くない場所なので、このあたりでは最上川が郡界となっていたとみておきたい。なお飽海郷は郡名に一致する郷なので、諸説にしたがって郡家所在郷とみれば、郡山は飽海郷の比定地ということにもなる。同様の理由で同地は、『延喜式』兵部省にみえる飽海駅家の有力な比定地ともされている。

以上の検討をまとめると、飽海郡の南界は、やや不自然な感は

否めないが、海岸部では日向川を境とし、城輪柵跡のやや東方で南にまがって郡山のすぐ西方を通って最上川まで南下し、それより東は最上川を郡界とした、と一応考えておきたい(出羽国北部郡界・駅路図参照)。

なお飽海郡の郡域に関しては、もう一つ考えてみなければならぬ問題がある。それは飽海郡の中央やや南寄りに標高二、三六mの鳥海山がそびえていて、その西側では山裾が海岸部までせまり、それによって飽海郡が地形的に南北に二分される形になっていることである。地形的なまとまりを前提に郡域が定められるのがふつうななかで、飽海郡のあり方は明らかに異例である。古代末期に北半部を由利郡として分立したのも、現在、秋田・山形両県の県境がここに引かれているのも、このような地勢に規制されたものである。それにもかかわらず、飽海郡の郡域が鳥海山を南北にまたぐ形で設定されたのは、鳥海山が、古来、神の宿る神聖な山とされ、人々の信仰を集めていたことに関係するのではなからうか。『日本三代実録』貞観十三年(八七一)五月十六日辛酉条に「従三位勲五等大物忌神社在_二飽海郡山上_一」とみえるように、鳥海山には大物忌神社が祭られていて、しばしば噴火したり、怪異を現したりして畏怖され、また軍神としても信仰された。古代の飽海郡の郡域は、このような鳥海山の大物忌神の信仰と結びついて、山域を取り囲むような形で設定されたのではないかと思われる。

三．蛸形駅家の成立時期

これまでの検討によって蛸形駅家は、遅くても「蛸形駅家」のみえる秋田城跡出土の漆紙文書の年代である天平宝字三・四年（七五九・七六〇）ごろには存在したこと、したがって庄内の出羽国府と秋田城を結ぶ駅路もそのころには開設されていたと考えられること、さらにはその前提として蛸形駅家の所在する飽海郡もそのころには建郡されていたと推定されることなどを指摘した。そこで本節では、蛸形駅家の成立時期がどこまで遡りうるのかという問題を、主に飽海郡の建郡時期の検討を通して考えてみたい。

前節でふれたように、中村太一・小松正夫両氏は庄内―秋田間の駅路は出羽柵が秋田村高清水岡に移転する天平五年（七三三）前後には開設されたとみている（ただし小松氏は「駅路としての原形はできていた」という表現）。天平五年以前は、出羽郡に所在した出羽柵より北に城柵が置かれた形跡がないので、そのような場所に郡が置かれたとは考えがたいし、駅路が通じていたとも思えない。したがって飽海郡とそこを通過する駅路の成立時期は、一応、天平五年から天平宝字三・四年ごろの間にしほられよう。そこで以下においては、この期間のいつごろに郡が置かれ、駅路が開設されたかをみてみたい。

この期間には、以下の二つの時期に陸奥・出羽両国で大きな動きがあった。

- (1) 天平五～九年（七三三～七三七）
① 出羽柵を秋田に移転する。

② 雄勝村に城柵を築いて郡を置く。

③ 出羽柵と陸奥国を結ぶ「直路」（＝駅路）を開設する。

(2) 天平宝字元～四年（七五七～七六〇）ごろ

① 陸奥国に桃生城を築く。

② 出羽国に雄勝城を築き、雄勝・平鹿二郡を置く。

③ 出羽国に玉野・避翼・平戈・横河・雄勝・助河の六駅と陸奥国に嶺基の駅を置く。

(1) では、①は実施されるが、②は未着手で中止され、それともなつて③も途中の比羅保許山まで開削されたところで中止される。それに対して(2)は、①～③まですべて実施される。そのうち①はこのときの新規事業であるが、②③は(1)の事業を継承して完成させたものと解される。

(1)と(2)の間の二〇年間、東北地方では城柵の造営も、征討もまったく行われなくなる。それは天平九年の奥羽連絡路事業が中止された直後、都で天然痘が猛威をふるって藤原四子をはじめ公卿も多数亡くなり、それに衝撃を受けた聖武天皇は、東北で進められていた版図拡大策を中止し、代って仏教の力による国土の復興を志して大仏や国分寺の造立に国力を傾注する。そして天平勝宝八歳（七五六）五月、聖武が亡くなると、藤原仲麻呂によって二〇年ぶりに版図拡大策が再開されるのである。²²⁾ そうすると、この二〇年間は庄内から秋田への駅路を開設するという事業を新規におこなうことは考えにくいであろう。

このようにみると、結局、飽海郡と蛸形駅の成立時期は、(1) 天平五～九年か、(2) 天平宝字元～四年かのいずれかとい

うことになる。

そこです(1)から検討してみよう。今泉氏の指摘のように、① 出羽柵の秋田への移転、② 雄勝村での築城と建郡、③ 秋田出羽柵へ陸奥国間の駅路の開設は、当初、一体のものとして計画されたとみてよいと思われるが、そうすると出羽柵の秋田移転とともに庄内―秋田の駅路が開設されたとすれば、それは①ないし③に付随した計画であったと考えることになる。はたして、そのような考えは可能であろうか。

そこです① 出羽柵の秋田移転の記事をみると、『続日本紀』天平五年十二月己未条には「出羽柵遷置於秋田村高清水岡」。又於「雄勝村」建「郡居」民焉」とある。雄勝村については建郡と民(＝柵戸)の移住が命じられているのに、出羽柵に関しては秋田村への遷置が記されているのみである。かりに出羽柵の秋田移転にもなつて庄内―秋田間の駅路の開設も行う計画であったとすると、その場合は路線沿いの地域の建郡や城柵の造営が必要となるはずである。そのような指示がまったくみえないのは、このときに庄内―秋田間の駅路の計画はなかったとみるのが素直な解釈であろう。出羽柵の移転に必要な資材の輸送は、駅路がなくとも、海上輸送や既存の陸路を用いれば可能と思われる。秋田出羽柵の立地が海上交通の要衝とみられるところなので、筆者は海上輸送が活用されたのではないかと想像する。しかも庄内と秋田は一〇〇kmほど隔たっているにもかかわらず、出羽柵の秋田への移転に際して、征討が行われたり、軍隊が派遣されたという形跡もまったくなく、奥羽連絡路事業などをみても、軍事行動なしに秋

田まで支配領域を拡大し、新たに飽海郡などを建郡するのは不可能と思われる。

一方で、秋田城跡からは「天平六年月」と釘書された木簡が出土しているし、天平九年の奥羽連絡路の記事には「直路」の終着地として「出羽柵」が出てくるので、出羽柵の秋田移転はまもなく実施に移され、一、二年のうちには完了したとみてよいと思われる。このようなことから、天平五年の命令で秋田に移転した出羽柵は、近稿⁽³⁾でも論じたように、庄内―秋田間の面的な領域拡大をとともなうものではなく、雄物川河口付近の海上交通の要衝に一気に北進し、当面の間は外交・交易拠点として機能したと解されるのである。

それではつぎに、③の出羽柵へ陸奥国間に駅路を開設しようとした天平九年に、その事業と並行して庄内―秋田間の駅路を開設したということがあり得るかを考えてみたい。奥羽連絡路の開設事業については、『続日本紀』に比較的詳細な史料が残されている。それによれば、この事業を推進するにあたっては大規模な兵力が動員され、それによって蝦夷の動揺、反発を抑えながら「直路」の開削が進められたことが知られる。このとき動員された兵力は、坂東六国から徴発された騎兵一、〇〇〇人をはじめ、鎮兵・当国兵・帰服狄俘など、多くの種類があつた。そのうち騎兵については、鎮守將軍大野東人が勇健一九六人を率い、玉造等五柵に四五九人が配備され、多賀城に残った持節將軍藤原麻呂が三四人を率いたとあり、合計すると一、〇〇〇人になるので、これ以外のところには配備されなかつたことが明らかである。このとき、

東人は騎兵一九六人に加えて、鎮兵四九九人、「当国兵」五〇〇〇人、帰服の狄俘二四九人を率いて陸奥の色麻柵から出羽の大室駅に向かい、そこで出羽守田辺難波と落ち合うが、難波が率いていたのは「部内兵」五〇〇人と帰服狄一四〇人であった。東人の率いた「当国兵」とは軍団兵のことで、五、〇〇〇人はこのときの陸奥国の五団分の軍団兵のすべてに相当するとみられている²⁴。一方、このころの出羽国の兵力は軍団一団のみで、鎮兵は配備されていなかったとみてよい²⁵。部内兵とは軍団兵のことであるが、そうすると難波が率いたのは一団分の軍団兵のちょうど半分ということになる。おそらく残りの半分は国府や秋田出羽柵の警備にあてたのであろう。

奥羽連絡路開削事業における兵力の配備をみてきたが、このときは東国から徴発された騎兵にくわえて、両国の常備軍である軍団兵・鎮兵のほぼ全兵力²⁶がこの事業に動員され、主力を大野東人と田辺難波が率い、残りの兵力を多賀柵・玉造等の五柵や出羽国府の警備に当るという体制が取られたとみられる。軍団兵や帰服の狄俘らは、道路開削の主要な労働力でもあったと考えられるので、このときに奥羽連絡路の開削と並行して庄内―秋田の駅路の開設をおこなう余地はなかったとみてよい。既述のように、『続日本紀』には、このときの指揮官である東人と難波のやりとりが具体的に記されているが、それも奥羽連絡路の開削に関わることに終始しており、他の重要な事業を並行して行ったような形跡はまったくない。陸奥・出羽の最高指揮官である両人が関わらないところで駅路の開削のような重要事業がおこなわれたとは考

えがたいので、この点からも天平九年の奥羽連絡路の開削事業と並行して庄内―秋田間の駅路の開設がおこなわれていたとは考えがたいと思われる。

なお熊田亮介氏は、天平八年（七三六）四月に陸奥・出羽両国の有功の郡司・俘囚に位階が授けられていることに注目し、これによって天平五年の「雄勝建郡政策に対し、雄勝地域さらにおそらくは奥羽山脈を越えた和我地域をも含む広範囲の蝦夷の武装蜂起」が起り、それに対して「陸奥・出羽両国を対象とする軍事行動」がおこなわれたことを想定し、この叙位記事はそれに関連するもので、和我君らの帰服の狄・狄俘が天平九年の事業に動員されたのも、この直前の軍事行動の結果と解している²⁷。以前にも述べたことがあるが、叙位記事を天平九年の奥羽連絡路開削事業につながる律令国家側の動きと解した点はすぐれた見方で、したがいたいと思うが、この叙位記事を根拠に「奥羽山脈を越えた和我地域をも含む広範囲の蝦夷の武装蜂起」とそれに対する「陸奥・出羽両国を対象とする軍事行動」を想定するのはやや根拠不足のように思われる。というのは、軍事行動であれば指揮をとった征夷使あるいは国司・鎮官（鎮守府の官人）などへの叙位も合わせて行われるはずなのに、叙位の対象が郡司と俘囚のみとなっているのは明らかに不自然だからである。したがってこの叙位は軍事行動に対する褒賞というよりは、懐柔工作や政府軍への動員など、連絡路開削のための何らかの事前工作が行われ、それに功のあった郡司・俘囚らに対するものという見方にとどめておくのが穏当ではなからうか。とすれば、これまた庄内―秋田間の駅路の開設

に結びつけて考えることはできないということになる。

以上、(1)の天平五(九年)に庄内―秋田間の駅路の開設が行われたとみることができると検討してきた。その結果、この時期に駅路の開設を考えるのは困難であることが判明したと思われる。したがって、残る可能性は(2)の天平宝字元(四年)ごろの時期だけということになる。そこでつぎに、この時期に庄内―秋田間の駅路開設を考える余地があるかどうかをさぐってみよう。

『続日本紀』の記事では、(2)の時期には、①桃生城の造営、②雄勝城の造営と雄勝・平鹿二郡の建郡、③秋田城(このころ出羽柵を改称、後述参照)と陸奥国を結ぶ駅路の開設とその沿道に七駅を設置、の三つの事業を行ったことを伝えている。このなかには直接、庄内―秋田間の駅路開設に結びつきそうな事業は見出しがたいが、実はこの時期には、陸奥・出羽で『続日本紀』が伝える以外にもいくつか重要な動きがあったことが知られている。まず多賀城の「修造」である。天平宝字六年(七六二)に建てられた多賀城碑は、按察使鎮守將軍の藤原朝彥が多賀城の修造(大規模改修)を行ったことを伝えている。これは発掘調査でも裏づけられており、多賀城の政庁第Ⅱ期の遺構期に対応するものである。また、同じように発掘調査によって、この時期に秋田城でも大がかりな改修が行われていることが判明した。それは外郭の政庁ともⅡ期とよばれている遺構期に相当し、外郭はⅠ期の瓦葺の築地塀から非瓦葺の築地塀へ、政庁はⅠ期の築地塀を北半部ではかさ上げしながらほぼ踏襲するが、南半部では材木列塀に作り替えるという大規模なものである。さらに、出羽柵から秋田城へ

の改称もこの時期と考えられている。それは天平宝字四年三月十九日付丸部足人解(『大日本古文书』二五卷二六九頁)に「阿支太城」、すなわち秋田城が初見するので、出羽柵はこのころまでに秋田城と改称されたとみられるからである。

このように(2)とほぼ同じ時期に、多賀城や秋田城の大規模改修が行われているのである。このことは、この時期に『続日本紀』に記載されていない関連の事業がほかにもあった可能性を示唆するものである。これらの事業全体を見渡してみると、とくに秋田城の支援体制・支配基盤の強化につながるものが多いことに気がつく。③秋田城と陸奥国を結ぶ駅路の開通はその代表的なものであるが、②の雄勝城の造営と雄勝・平鹿二郡の建郡も、飛び地的な秋田出羽柵の立地の解消策という側面もあったと思われる、その点では秋田城の支配体制強化策の一つとみることもできよう。考古学的に明らかにされたこの時期の秋田城の大規模改修も、当然、支配強化策と無関係ではなからう。

このように、この時期の秋田城に関わる諸事業をみてくると、藤原仲麻呂によって東北に送り込まれてきた陸奥出羽按察使の藤原朝彥は、出羽国では最北の城柵秋田城の支配体制強化を重点的に図ったことがうかがわれる。それは、山北地方に城柵の造営と建郡を行って律令国家の領域に取り込み、そこに駅路を開通させて秋田出羽柵の飛び地的な立地の解消に努めたことによく現われているように、交流拠点という性格は残しながらも、通常の城柵のような領域支配の拠点という性格をも合わせもつ城柵に脱皮させようとしたのが、この時期の秋田出羽柵に対する諸政策がもつ

ていた意義であり、秋田城への改称へこめられていた意味だったのではないかと考えられる。²⁹⁾

ここで飽海郡の建郡時期に話を戻すと、筆者は、飽海郡の建郡は、雄勝城の築城とそれを前提とした山北地方の建郡をまっけてはじめて可能になったのではないかという見通しをもっている。というのは、雄勝城築城後、出羽国は久しく一府(国府)二城(秋田城・雄勝城)の体制が取られるのは周知の事実であるし、藤原保則が元慶の乱の戦況を朝廷に報告した奏状には、「其雄勝城承_二十道_一之大衝也。国之要害、尤在_二此地_一」(『日本三代実録』元慶二年(八七八)七月十日癸卯条)という有名な一節がある。また伊治公咎麻呂の乱の際には、山北地方の蝦夷が呼応して反乱を起こし、「雄勝・平鹿_二郡百姓、為_レ賊所_レ略、各失_二本業_一、彫弊殊甚」(『続日本紀』延暦二年(七八三)六月丙午朔条)という状況に陥ったこともあるし、元慶の乱の終息後にも「管諸郡中、山北雄勝・平鹿・山本三郡、遠去_二国府_一、近接_二賊地_一。昔時叛夷之種、与_レ民雜居、動乘_二間隙_一、成_二腹心病_一」(『日本三代実録』元慶四年二月二十五日己酉条)と、山北地方の支配の困難さが語られている。それにくらべて西隣の飽海郡域の北半部(＝由理地方)は山地が海岸近くまで迫り、子吉川流域を除けば目立った平野もない。おそらくそのような地勢のためであろう、目立った蝦夷勢力もあまり確認できない。このようなことからみて、由理地方の安定的な支配は、有力な蝦夷が盤踞していた東隣の山北地方の軍事的な制圧をぬきにしては不可能だったのではないか、というのが筆者の考えである。

庄内―秋田間の駅路開設は、当然、出羽柵の秋田移転以来の懸案であったと思われるが、歴史的経緯からみても優先されたのは雄勝村における築城、建郡と、それを前提とした秋田と陸奥国を結ぶ「直路」(＝駅路)の開設であった。その見通しが立ってからはじめて由理地方での国郡制の施行と駅路開設が日程にのぼるようになったとみられるのである。それが雄勝城の造営がはじまる天平宝字元年前後のことで、そのころから秋田と庄内の出羽国府を結ぶ駅路の敷設も並行して進められて、天平宝字四年前後に完成したのではないかと推測される。雄勝・平鹿両郡の建郡と駅路の開通が同時であったことからみて、飽海郡の建郡もこのころとみえてよいであろう。

出羽国建国直後の出羽郡の郡域は現在の庄内地方全域を占めていて、東は最上郡、南は越後国と境を接していたとみられる。その北限は、地勢からみておそらく現山形・秋田の県境付近にまでおよんでいたであろう。それが天平宝字期の飽海郡の建郡にもなっており、郡北部の鳥海山南麓一帯が出羽郡から分割され、鳥海山北麓の由理地方とともに鳥海山を戴く一つの郡として編成されたのであろう、というのが現段階での筆者の見通しである。

宝龜十一年(七八〇)、陸奥国で勃発した伊治公咎麻呂の乱の影響が出羽国におよんでくると、いったん廢城が決定されていた秋田城を暫定的存続に方針を切り替えて、秋田城の防衛体制を強化する方針が打ち出されるが、その方針に関わって「由理柵」が登場する。『続日本紀』には「由理柵者、居_二賊之要害_一、承_二秋田之道_一。亦宜_二遣_レ兵相助防禦_一」とあり、由理柵は「賊之要害」

に位置し、秋田からの道が通じているので、兵を派遣して秋田城と互いに助け合って防御につとめよ、という指令が出ている（『続日本紀』同年八月乙卯条）。ここに見える「秋田之道」こそが、本稿で取り上げた蛸形駅家が置かれた秋田―庄内間の駅路のこととみられる。

由理柵が文献に見えるのはここだけで、遺跡も未発見であるが、由理地方に置かれた城柵とみてよい。現在、遺跡の探索が進められているが、古代の由理郷の比定地である子吉川下流域（由利本荘市中心部）が有力な候補地とされている。³⁰この地域は、当時、国府のあった庄内地方から六〇kmほど隔たっていたうえ、創建当初の雄勝城があったとみられる横手市周辺からも約五〇km、秋田城からでも約四〇km隔たっているので、地域内に城柵を置かなければ支配がむずかしい場所であったとみられる。したがって、天平宝字期の飽海郡の建郡とともに由理柵が設置されたとみてよいと思われる。

多賀城も含めて古代城柵のほとんどが所在郡の名称が付されているなかで、由理柵は郡名を冠さない数少ない城柵の一つであり、なおかつ大半の城柵が「〇〇城」と、「城」字を付してよばれるようになる奈良時代後半においてもなお「由理柵」とよばれているという特徴がある。筆者は、郡名を冠さないのは、郡家が別の場所であり、その城柵の支配領域が郡全体に及ばないことを示しており、この時期に柵を付してよばれるのは、軍事的拠点としての性格がつよいことを示すのではないかと推測している。³¹由理柵の城柵としての特殊性は、そのまま飽海郡の郡としての特殊性が

反映されたものといつてよいであろう。

ちなみに秋田郡が置かれるのは、『日本後紀』延暦二十三年（八〇四）十一月癸巳条に「停_レ城為_レ郡」とされているときである。この記事は、それまで秋田城司の直轄支配体制である「城」制であったのを、このときはじめて秋田郡を置いて城司―郡司の二段構えの支配体制に移行したことを意味すると解される。秋田城では、出羽柵が秋田村に移転してからこのときまで七一年の長きにわたって城制が布かれていたことになるが、そのような例はほかにまったく存在しない。これは秋田城の城柵としての特質を示す顕著な特徴の一つと考えられる。³²

つぎに秋田郡と飽海郡の間に位置する河辺郡の成立時期をみてみよう。河辺郡の初見は『続日本後紀』承和十年（八四三）十二月乙卯朔条であるが、今泉氏が指摘しているように、『日本後紀』延暦二十三年十一月癸巳条に見える「河辺府」は「河辺郡府」の意と解すべきであるし、さらに遡って『続日本紀』宝龜十一年（七八〇）八月乙卯の「秋田難_レ保、河辺易_レ治」の「河辺」も「秋田」に対置される公的な地名で、なおかつ秋田城下の住民の移住先とされているので、秋田城の南隣の河辺郡のこととみてよい。³³したがって河辺郡は宝龜十一年には存在していたことになるが、南隣の飽海郡が天平宝字三、四年ごろには建郡されていたとみられ、なおかつ同じころに庄内―秋田の駅路も開設されているので、河辺郡もこのころに建郡されたとみてよいと思われる。

本節の最後に、『延喜式』にみえる飽海郡内の駅家について簡単に触れておきたい。『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条は、出羽国

についてつぎのように記載している。

出羽国 駅馬（最上十五疋。村山・野後各十疋。避翼十二疋。佐芸四疋、船十隻。遊佐十疋。蛸方・由理各十二疋。白谷七疋。飽海・秋田各十疋。）伝馬（最上五疋。野後三疋、船五隻。由理六疋。避翼一疋、船六隻。白谷三疋、船五隻。）

（一）内は、原文は細字双行。）

本条については、周知のように、水駅の問題に関わって多くの研究がある。そのうち飽海郡に関係するものでは、駅家の記載順の問題がある。すなわち、出羽国の駅家のうち、最上から由理までは、秋田に向かう道筋の順に並んでいるが、その後の白谷・飽海については同じようには理解できないという問題である。白谷については、かつては秋田の一つ手前の雄物川沿いの駅とする新野直吉氏らの説が有力であったが、小口雅史氏が指摘しているように、水駅が単独で存在するのは不合理であるから、他の水駅とともに最上川沿いに所在したと考えて佐芸駅のつぎに置き、庄内町清川に比定する考えの方がよいと思われる。また飽海駅については、由理駅と秋田駅への間に置く森田悌氏の説もあるが、郡名と一致する駅名なので郡家の近傍とみて、酒田市（旧平田町）郡山に比定する通説に賛同する。また白谷・飽海の二駅の記載順が異なるのは、この二駅の設置が遅れ、おそらくは九世紀初めの出羽国府の城輪柵への移転にもなつて駅路の部分的な付け替えが行われ、その際に二つの駅家も新設されたとする中村太一氏の見解にしたがっておきたい。飽海郡内の駅家をまとめておくと、「白谷―飽海（酒田市郡山）―遊佐（遊佐町）―蛸方（にかほ市象潟）―

由理（由利本荘市中心部）―〔秋田〕となる。

なお白谷駅の一つ手前の佐芸駅については、佐芸をサケと読んで、鮭川に関連づける説が従来から有力であるが、芸（藝）は万葉仮名としては甲類ギの音を表わす漢字である³⁸。実際にはその清音である甲類キにも通用したようであるが、古代の国郡名でみると、安芸（アキ）国をはじめとして、伊勢国奄芸（アマギ）郡、美濃国多芸（タキ）郡・武芸（ムギ、「武義」とも表記）郡、土佐国安芸（アキ）郡など、いずれもギまたはキと読んだと思われる。養老三年（七一九）に志摩国塔志郡から五郷を割いて「佐芸」郡が置かれたことがあるが（『続日本紀』同年四月丙戌条。天平八年前に英虞郡と改称）、新日本古典文学大系本『続日本紀』はこれに「さぎ」とルビをふっている。このように「佐芸」はサギまたはサキと読むべきで、安易に鮭川と結びつけることはできない。佐芸駅は、唯一、駅馬と船を併置する水駅なので（他は伝馬と船を併置。前掲『延喜式』諸国駅伝馬条参照）、小口氏のように最上川本流沿いに比定地を求めべきであろう。小口氏は最上峡の入り口にあたる戸沢村古口に比定するが、近年、阿部明彦氏は分布調査の結果をふまえて古口東方の最上川対岸にあたる戸沢村大字蔵岡字出舟の出舟遺跡に比定している³⁹。

おわりに

以上、飽海郡と蛸方駅家の成立をめぐる問題について検討を行ってきた。筆者がこの問題に興味をもったのは、秋田城の停廃

問題について考えてみたことがきっかけである。九世紀初頭までの秋田城は、延暦二十三年（八〇四）の出羽国の言上で、出羽国司みずからが「土地境埒、不_レ宜_三五穀_一。加以孤_三居北隅_一、無_レ隣_三相救_一」（『日本後紀』同年十一月癸巳条）といっているように、瘦せ地であるうえに北隅に孤立していて、防御がむずかしい城柵であった。秋田城では宝龜初年に停廢問題が起こり、一時は中央政府も秋田城の廢城を決定するのであるが、城下の住民が廢城にともなう南隣の河辺郡への移住策に従わなかったことから廢城の実施は先送りされる。そのうちに陸奥国で伊治公_三皆麻呂_一の乱が勃発し、その影響が秋田の地にも及んでくると、秋田城の戦略的重要性が再評価され、城の暫定的な存続へと政府の方針が変更されるのである。やがて坂上田村麻呂らの征夷によって胆沢・志波地方が制圧され、胆沢城・志波城が造営されて、陸奥国の北辺が大幅に北に拡張され、さらに横手盆地の北部に扨田柵（第二次雄勝城か）が造営されて、秋田城の孤立無援の立地は大幅に改善されることになった。ちょうどそのころ、延暦二十三年（八〇四）に出羽国司が再度、秋田城の停廢を中央政府に要請するのであるが、秋田城の維持に自信を深めた中央政府はそれを却下し、代わりに秋田郡を置いて領域支配を強化する方策を取ったうえで秋田城の存続を命じるのである。その後は、秋田城に停廢問題が再燃することは二度となかった。それどころか、九世紀後半に起こった元慶の乱のころには、秋田城の支配は遠く米代川上流域の上津野にまでおよび、秋田城司の苛政の対象になるほど豊かな産物に恵まれた地域に変貌を遂げるのである。

要するに秋田城の停廢問題というのは、「北隅に孤居」する最北の城柵である秋田城に特有の問題であると同時に、八世紀後半という特定の歴史段階にだけみられるものであった。秋田城の歴史は、この停廢問題に象徴されるような、孤立無援で領域支配の未熟な城柵からの脱却の歴史であったというのが筆者の主張である。⁴⁰

秋田城の歴史は、それまで庄内地方にあった出羽柵が天平五年（七三三）にいつきに一〇〇kmも北進して秋田村清水岡に移転したことにはじまる。このころ陸奥国の北端は現在の宮城県大崎市あたりであったから、秋田出羽柵は律令国家の北辺から大きく北に突出した場所に位置したことになる。しかも本稿で明らかにしたように、この段階に飽海郡はまだ建郡されていなかったとなると、秋田出羽柵の場所は、当時の律令国家の北辺（秋田・山形両県の県境付近）から七〇km余も北に隔たった「飛び地」であったことになる。もちろんこのような城柵は、ほかに例がない。

ところがこの時期には、停廢問題はまだ惹起していないのである。それはこの段階の秋田出羽柵が、当初の計画に含まれていた雄勝村における築城・建郡と秋田村―陸奥国間の駅路開設が中止されたために、結果的に領域支配のきわめて未熟な城柵として出発することになったことが幸いしたのではないかと思われる。秋田出羽柵は、もっぱら渤海使の受け入れや渡嶋などの北方の蝦夷との交流拠点として機能したので、周辺地域の蝦夷とあまり軋轢を生じなくてすんだのであろうというのが筆者の考えである。

そのような状況が大きく変化するのは、藤原仲麻呂の意向を受

けてその三男の朝蕨が積極的な蝦夷政策を進めた天平宝字年間であった。朝蕨は天平九年（七三七）に中断された雄勝村における築城・建郡と秋田―陸奥国間の駅路開設を再開して完成させるとともに、本稿で論じたように、飽海郡を建郡して秋田―庄内（出羽国府）間の駅路も開設し、さらには秋田出羽柵をも大規模に改修し、それを機に秋田城と改称するのである。由理柵が築造され、河辺郡が置かれたのもこのころのことと考えられる。朝蕨は、陸奥側でも新たに海道蝦夷の支配拠点として桃生城を造営し、国府多賀城の全面的な改修も行った。

こうして陸奥・出羽両国で蝦夷支配体制は大幅に強化されることになるが、それが両国でしだいに蝦夷との間に軋轢を生む原因となっていく。これ以降、陸奥側では、住民の居住区を城柵内に取り込んだタイプ④の城柵が出現する。その最初のものが複郭構造とよばれる平面構造をとる桃生城であり、神護景雲元年（七六七）に造営された伊治城は典型的な三重構造の城柵であることが判明した。さらに壇の越・東山遺跡や城生柵跡でも同じ時期に居住区を中に取り込む形で三重構造化が行われることも知られてきた。このような城柵の平面構造の変化は、律令国家と蝦夷との対立の深まりを遺構のうえで示すものといつてよい。そして宝龜五年（七七四）には海道の蝦夷が蜂起して桃生城を焼き討ちするという事件が勃発し、いわゆる三十八年戦争へと突入していくのである。

蝦夷との対立が深まるのは陸奥国ばかりではなかった。出羽国でも同様の状況が生まれていたことを示すのが、「宝龜之初」に

出羽国司から「秋田難保、河辺易治」として提起され、『続日本紀』に「当時之議、依治河辺」とあるように（同書宝龜十一年八月乙卯条）、中央政府も秋田城を停廃して城下の住民を南隣の河辺郡に移住させることを決定した秋田城停廃問題である。さらに宝龜五年に陸奥国で三十八年戦争が勃発すると、その影響はたちまち出羽国へも波及し、翌年一〇月、出羽国は蝦夷の反乱の「余燼」がまだ収まっていな^いとして、要害の地を警備し、国府を移転するために九九六人の鎮兵の派遣を中央政府に要請すると、政府はすぐさま坂東諸国に派兵を命じている。出羽国でも庄内にあった国府の移転が問題となるほどの状況に陥るのである。

このように宝龜年間に入ると、出羽国でも秋田城の停廃問題や国府の移転問題があいついでもちあがる。注目されるのは、北隅に孤立した秋田城ばかりでなく、庄内地方にあった国府周辺にまで蝦夷の反乱の影響がおよぶことが懸念される状況になっていることである。天平宝字年間に藤原朝蕨の主導によって、雄勝・由理地方への疆域拡大と秋田城の支配体制強化のための政策を矢継ぎばやに実施したことが蝦夷を刺激し、対立が深まって、やがて秋田城の存廃が問題化するような深刻な状況が生まれるのである。われわれは、蚌形駅家開設の裏側でこのような事態が進行していたことを忘れるべきではないであろう。

注

- (1) 出羽国府の所在地については、周知のように議論があるが、筆者は、出羽国府は一貫して庄内地方にあったとする今泉隆雄氏の見解（『秋田城の初歩的考察』〔『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年〕）にしたがう。拙稿「秋田城の成立・展開とその特質」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一七九集、二〇一三年）参照。
- (2) 中村太一「陸奥・出羽地域における古代駅路とその変遷」（『国史学』一七九号、二〇〇三年）。
- (3) 小松正夫「由理柵・駅と古代想定駅路——由利地域の駅路を中心に——」（『古代由理柵の研究』高志書院、二〇一三年）。
- (4) 永田英明「駅伝馬制経営の基本構造——駅戸の編成を中心に——」（『古代駅伝馬制度の研究』吉川弘文館、二〇〇四年。初出は一九九三年、同氏「駅家と駅戸」（『駅家と在地社会』奈良文化財研究所、二〇〇四年）。
- (5) 今泉隆雄「天平九年の奥羽連絡路開通計画について」（『国史談話会雑誌』四三、二、二〇〇二年）。
- (6) 渕原智幸「磐井郡の成立——平安初期陸奥北部の境界領域——」（『平安期東北支配の研究』塙書房、二〇一三年。初出は二〇〇五年）。
- (7) 伊治公啓麻呂の乱が勃発する直前の宝亀十一年（七八〇）二月に、胆沢の地を獲得するために覚鑿城を造営する計画がもちあがるが、この覚鑿城とは伊治城よりさらに北方の地に計画された城柵に相違なく、おそらくはのちの磐井郡域であったと思われる。『続日本紀』によれば、このころ頻繁に蝦夷の来襲があり、正月二六日には伊治城より一〇kmほど南の長岡（現大崎市古川長岡）にまで侵入して百姓の家を焼くという事件が起こっている。当時は伊治城より南の地域でさえこのような状況であった、それより北の磐井地域にまったく支配がおよんでいなかったからこそ覚鑿城の造営が建議されたのである。
- (8) 『古代地名大辞典』（角川書店、一九九九年）も『角川日本地名大辞典』シリーズを再編集したもので、同じ内容である。
- (9) 熊田亮介「九世紀における東北の地域間交流」（『古代国家と東北』（吉川弘文館、二〇〇三年。初出は二〇〇〇年）。
- (10) 『続日本紀』には靈龜二年（七一六）九月乙未条にも陸奥国置賜・最上二郡を出羽国へ移管する記事がみえる。これはいわゆる重出記事とみられ、いずれかが誤りということになる。かりに靈龜二年の記事を生かすとする、飽海・田川両郡を建国と同時に置かれたとみる事ができないかぎり、出羽国は四年の間、出羽郡一郡で一国であったことになる。一郡一国の例としては建国当初の志摩国があげられるが、それは御食国という特殊性によるものであって、蝦夷支配を行いながら、律令国家の版図を北に拡大していく役割をになう辺要国としての出羽国が、当初、一郡一国の弱小国として建置されたというのは、陸奥国のあり方からみても考えにくいことである。そこでここでは和銅五年の記事を生かして、最上・置賜二郡の出羽国への移管は出羽国の建国とほぼ同時であったとみておく。
- (11) 第七巻奥羽の「出羽郡」の項に「和銅五年出羽国を建てらるるや、田川、出羽、飽海の三郡、蓋之に隸す」とある。
- (12) 『角川日本地名大辞典 山形県』「田川郡」の項に「和銅五年、最上川以南の地域を領域としていた出羽郡が南北に分けられ、南半分が田川郡になったと推定できる」とある。この見解が成り立ちがたいことは後述する。
- (13) 秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所『秋田城出土文字資料集二』（秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ）（秋田城を語る友の会、一九九二年）一三三頁。
- (14) 『青森県史 資料編 古代2 出土文字資料』（青森県、二〇〇八年）七〇五頁。
- (15) 小松氏、前掲注（3）「由理柵・駅と古代想定駅路」。
- (16) 秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所『秋田城跡Ⅱ——鶴ノ木地区——』（二〇〇八年）。
- (17) 伊藤武士『秋田城跡——最北の古代城柵——』（日本の遺跡12）（同成社、

- 二〇〇六年）一二六頁。ただし、同じ第四七層上位木炭層からは「神景四年」すなわち神護景雲四年（七七〇）の紀年のある漆紙文書も出土している。厳密には天平宝字三・四年ごろから神護景雲四年ごろまでの年代の可能性はあるが、ここでは現物を熟知している伊藤氏の見解に従っておきたい。なお蛞形駅家の成立が遅れる方が、後述する停廢問題に象徴される秋田城の特質を説明しやすくなるので、私見にとっては有利となる。
- (18) 前掲注(12) 『秋田城出土文字資料集二』一八一頁。
- (19) 前掲注(8) 『古代地名大辞典』など参照。
- (20) 『酒田市史 改訂版』上巻（酒田市、一九八七年）七七頁。
- (21) 小野岑守が陸奥守に任命されたのは弘仁六年（八一五）なので、「延暦年中」に矛盾する。そこで城輪柵の創建年代を弘仁六年以降とみる説もあるが、そう解しても、なぜ陸奥守が出羽国府を建てたのかという問題が残る。
- (22) 鈴木拓也「天平九年以後における版図拡大の中断とその背景」（今泉隆雄先生還暦記念論文集 杜都古代史論叢 今野印刷、二〇〇八年）。
- (23) 拙稿、前掲注(1) 『秋田城の成立・展開とその特質』。
- (24) 鈴木拓也「古代陸奥国の軍制」（『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八年。初出は一九九一年）。
- (25) 鈴木拓也「古代出羽国の軍制」（前掲注(23) 『古代東北の支配構造』。初出は一九九二年）。
- (26) ただし、このときの陸奥国の鎮兵の総数は不明。東人が率いた四九九人という数は半端なので、全数ではなからう。あるいは玉造等の五柵以外の城柵に配備されていたか。
- (27) 熊田亮介「蝦夷と律令国家」（『古代国家と東北』吉川弘文館、二〇〇三年）
- (28) 拙稿「陸奥国からみた出羽・能代―七・八世紀を中心に―」（『能代市史』通史編 原始・古代・中世、二〇〇八年）。
- (29) 拙稿、前掲注(1) 『秋田城の成立・展開とその特質』参照。
- (30) 小松正夫「由理柵の研究と擬定地の検証」（前掲注(3) 『古代由理柵の

- 研究』）。
- (31) 拙稿「城柵論の復権」（『宮城考古学』一一号、二〇〇九年）。なお、同様の例に『日本後紀』延暦廿三年（八〇四）正月乙未条にみえる陸奥国小田郡の中山柵がある。
- (32) 拙稿「秋田城と城制」（『日本古代の地域社会と周縁』吉川弘文館、二〇一二年）。
- (33) 今泉氏、前掲注(1) 『秋田城の初歩的考察』。
- (34) 新野直吉「律令水駅の実地研究」（『日本歴史』八四号、一九六三年）。
- (35) 小口雅史「最上川延喜式内水駅補考」（『文経論叢（人文科学編）』二二巻三号、一九八六年）。
- (36) 森田悌「水運と駅路」（『日本古代の政治と地方』高科書店、一九八八年。初出は一九八五年）。
- (37) 中村氏、前掲注(2) 『陸奥・出羽地域における古代駅路とその変遷』。
- (38) 『時代別国語大辞典 上代編』（三省堂、一九六七年）付録「主要万葉仮名一覧表」、『岩波古語辞典』（岩波書店、一九七四年）「万葉がな要覧」など参照。
- (39) 阿部明彦「佐芸駅―古代出羽国最大の水駅―」（『山形考古』八巻四号、二〇〇八年）。
- (40) 拙稿「秋田城の停廢問題と九世紀初頭の城柵再編」（『アジア文化史研究』一一号、二〇一一年）、前掲注(1) 『秋田城の成立・展開とその特質』など参照。
- (41) 村田晃一「陸奥北辺の城柵と郡家―黒川以北十郡の城柵からみえてきたもの―」（『宮城考古学』九号、二〇〇七年）。
- 〔補注〕二〇一四年二月二二・二三日に山形市で開催された第四〇回古代城柵官衙遺跡検討会での永田英明氏の報告「文献からみた駅家の特質と出羽」では、未建郡地域に設置された可能性のある駅家として、天平宝字三年に設置された奥羽連絡路の助河駅と延暦二十三年に胆沢・志波城間に置

かれた一駅をあげている（『第四〇回古代城柵官衙遺跡検討会―資料集―』参照）。これは氏の指摘の通りと思われるが、その場合でも両駅家は秋田城・志波城の支配領域（Ⅱ城制の施行領域）に含まれると考えられるので、郡制の施行領域に準じて考えることができよう。ただし、このような地域では支配に不安定な面があったことが想定されるので、永田氏がいうように「辺境型駅家」ともいうべき類型の存在も考えてみる必要があると思われる。これらの点は後考に俟ちたい。

大名正室の領国下向と奥向

——一関藩田村家宣寿院の事例を中心に——

菊池慶子

はじめに

陸奥国一関藩八代藩主田村邦行（くにみち）の養祖母宣寿院（せんじゅいん）（本名鎌（か）、一七九三〜一八五五）は弘化四年（一八四七）、亡夫常徳院（じょうとくいん）（六代藩主宗顕（むねあき））の墓参のため、領国一関へ下向した。常徳院の没後二〇年、宣寿院五五歳の年のことである。同年五月一二日に江戸を出立した宣寿院一行は、一四日後の五月二五日に一関に到着し、復路は八月二二日に一関を発ち、九月一日江戸藩邸に帰着した。およそ四か月にわたる墓参の旅であった。

この宣寿院の旅が史実として知られることになるのは、一関に滞在中の遊覧場所を描いた「宣寿院様在所御下之節御遊覧毎所真写」（以下、「御遊覧毎所真写」と略記す）と題する画帳が二〇一一年に「発見」されたことによる。「御遊覧毎所真写」は一関藩の医学校、慎濟館（藩主邦行が弘化二年、城下に創立）の学頭であった笠原耨庵（とうあん）が画筆を執り、一五の場面を描いている。明治初年まで田村家に所蔵されていたこの画帳は、その後イギリスに渡っていたようで、近年、駐日英国大使であったコータツツイ卿夫妻がロンドンのブックオークションのカタログでみつけて落札

し、夫妻の所蔵となっていた。コータツツイ卿は二〇一一年、セインズベリー日本藝術研究所を通じて一関市博物館に「御遊覧毎所真写」の内容を問い合わせ、これにより一関市博物館はじめてこの画帳の存在を知ることになったのである。一関市博物館では、関係史料の調査を進める傍ら、「御遊覧毎所真写」の自身をひろく市民に紹介する展示を企画し、セインズベリー日本藝術研究所から画像の提供をうけて、二〇一三年四月二七日から六月二三日まで、「お姫様のお国入りーイギリスに渡った一関藩の風景画ー」と題したテーマ展を開催した¹⁾。これを機に「御遊覧毎所真写」は二〇一三年六月、コータツツイ卿夫妻から一関市博物館に寄贈されている。

田村家宣寿院の旅は「御遊覧毎所真写」が描き残されたことで、はからずも従来知られていなかった幕末の一関領内の景観や、民俗行事や諸芸能、田村家の武芸の様相などを明らかにするものとなった。一方、判明した宣寿院の旅自体、興味深いものがある。とりわけ女性史研究の視点からは検討を要するいくつかの課題が浮かび上がるが、そのひとつに、女性と旅との関係をめぐる根本的な問題がある。「入り鉄砲に出女」の用語に象徴されるように、

女性は江戸から外に出ることを幕府により厳しく規制されていた。これに対して、近年の研究では、武家の女性であっても、国替えや役替えて新任地に赴く家族に従い旅に出る契機があったこと^②と、奥女中には大名の参勤交代に伴って江戸と国元を往来する者がいたことなど^③、従来見過ごされてきた旅の実態が明らかにされてきている。だが、大名の家族については、国元で生まれた娘が上府する旅はあったが、正妻が江戸を離れることは許されなかったとする理解が根強く存在する。武家諸法度により江戸への参勤交代を義務づけられ、隔年ごとに江戸と国元を往復した大名に対して、正室は大名家の人質として江戸の大名屋敷に居住することを義務づけられていたからである。こうした制度が見直されるのは幕末の文久二年（一八六二）のことで、一橋慶喜・松平慶永らにより強行された改革で参勤交代の緩和と併せて、大名の正室・嫡子の在府・在国を自由とする措置が定められた。鳥取藩池田家や秋田藩佐竹家など、これを機に正室が領国に居所を移した例は少なくない。

ただし、文久二年以前に大名正室が江戸を出ていた例も、わずかではあるが判明している。萩藩毛利家で九代藩主斉房正室貞操院や一〇代藩主斉熙正室法鏡院が、いつとき国元に下向しており^④、仙台藩伊達家でも二代藩主斉邦の正室であった栄心院が、弘化三年（一八四六年）五月に墓参と温泉療養を願い出て認められ、三年ほど帰国している^⑤。いずれも夫と死別した正室の例であり、一九世紀前半に出現した例外的な事象とみなされてきたのであるが、大名後家の領国下向が可能となる状況があったことを想

定し、その要因を探ってみる余地があろう。

そこで本稿では、一関藩田村家の正室宣寿院の領国への下向をとりあげ、現在武家の奥向研究で議論のひとつとなっている大名正室の公的任務との関わりで、正室の領国下向をめぐる問題に一定の見通しをつけることを課題としたい。以下、第一節では、宣寿院の旅の全体を関係史料から追跡し、第二節では、宣寿院の人生に検討を加えることで、一関下向を可能にした田村家奥向の状況をとらえる。第三節では、田村家と仙台藩伊達家の奥向で正室を中心に担われた文通・贈答による交際に着目し、奥向の世代交代という観点から下向の問題を考えてみる。

一 宣寿院一関下向の旅程

(一) 下向の経緯

田村家宣寿院の一関下向の経緯については、「御家御年代記」弘化四年条に記された次の記述によって知られる^⑥。

一 宣寿院様御墓参御願濟にて五月御在所へ御下向

○常徳院様御墓参被遊度御念願に付 二月廿七日公辺に御内伺被差出候処 表立被成御願候様 三月四日御書取被相渡同 七日御願書御進達即日御願濟 五月十二日江戸御立御道中 十四日経にて 同廿五日一関へ御着 佐藤東馬不押立 御跡より下る ○御逗留中追々祥雲寺御仏参初めての節御本供夫より御近辺神社仏閣御参詣古跡等御歴覽 八月廿二日一関御立 松島塩竈之浦御遊覧 於仙台亀岡御殿に御出栄心院様御

対面 同廿八日終日御饗応 九月十一日御還府被遊候 御登り御旅中は七右衛門殿御供被致候 ○一関御逗留中仙台より御見舞の御使者表番塩森隆三郎被差下候

右によれば、宣寿院の downward はまずは幕府に願ひ出る手続きから始まった。弘化四年（一八四七）二月二七日に養孫の八代藩主邦行が幕府に内伺を出し、三月四日「表立」の願書を提出するように書面で指示が下った。そこで三日後の三月七日に正式な願書を提出し、即日承認されている。一関市博物館所蔵「田村家文書」には、このときに提出された願書の下書きである「御 downward 在所御墓参願書」とともに、願書作成の参考とされた備中鴨方藩八代藩主池田政善による天保三年（一八三二）「養母在所墓参願」が残されている。これにより、邦行が宣寿院 downward の願書にしたためた文章のうち「養方祖母儀、生涯之内一度罷越墓参仕度旨、兼々只管申聞、当然之情合」という部分については、池田政善が養母の在所への墓参を願ひ出た文章をそのままぞつたものであることが判明する。 downward の許可が下りた先例の願書を手直し、これを忠実に写すことで願書を通そうと努めたのである。

さて、宣寿院はそれから約二カ月後の五月一二日に江戸を出立し、一四日間の行程で奥州街道を下り、五月二五日に一関に到着した。一関逗留中、夫の眠る田村家菩提寺の祥雲寺に仏参したほか、近辺の寺社仏閣を参詣し、さらに古跡などを遊覧していた。帰路は八月二日に一関を出立し、仙台藩領の松島・塩竈浦に立ち寄り、その後仙台城下に入って八月二八日、亀岡御殿の栄心院に対面し、終日饗応を受けた。その後帰路の旅を続け、九月一一

日に無事、江戸の藩邸に帰着した。なお、宣寿院の downward に伴う田村家奥向での準備や、仙台藩伊達家奥向との奥女中同士の連絡の模様について、磯部孝明氏が宣寿院付き奥女中が授受した書状を分析して明らかにしている。⁸ それによれば、出立の日程を伊達家奥向に四月一四日に知らせており、幕府の downward 許可が下りてから諸準備に取り掛かって日取りを決めるまで、一カ月を要していた。

宣寿院の一関逗留中、仙台藩から、表番を勤める塩森隆三郎が見舞いの使者として派遣されている。一関藩田村家三万石は、仙台藩伊達家六二万石の領内に領地を分けて分家された内分大名であり、仙台藩の宗主権を認めることを条件とされ、相続において、実子の男子に恵まれない状況が続く中、伊達家の血筋により家督がつけられることが多かった。一方、田村家から伊達家に養子を出したこともあり、両家の血筋を介した緊密な関係については、〈図1〉に示した通りである。仙台藩一代藩主伊達斉義は田村家から入った養子であり、宣寿院の異母弟にあたる。斉義の没後、実子の慶邦は幼少であったため、伊達家一門の登米伊達家から斉邦が養子に入り一二代藩主となるが、斉邦の早世により、斉義実子慶邦が三代藩主の座に就いた。したがって、弘化四年当時、仙台藩主であった慶邦は、宣寿院にとって血縁上の甥にあたる。宣寿院の一関到着後、仙台藩から塩森隆三郎が見舞いのために派遣されたのは、こうした両者の近しい関係から慶邦が特別に配慮していたことを推測できる。なお、宣寿院が江戸に戻る途中、仙台に立ち寄って対面した栄心院は、一代藩主斉義の娘であり、宣寿院の姪にあたる。

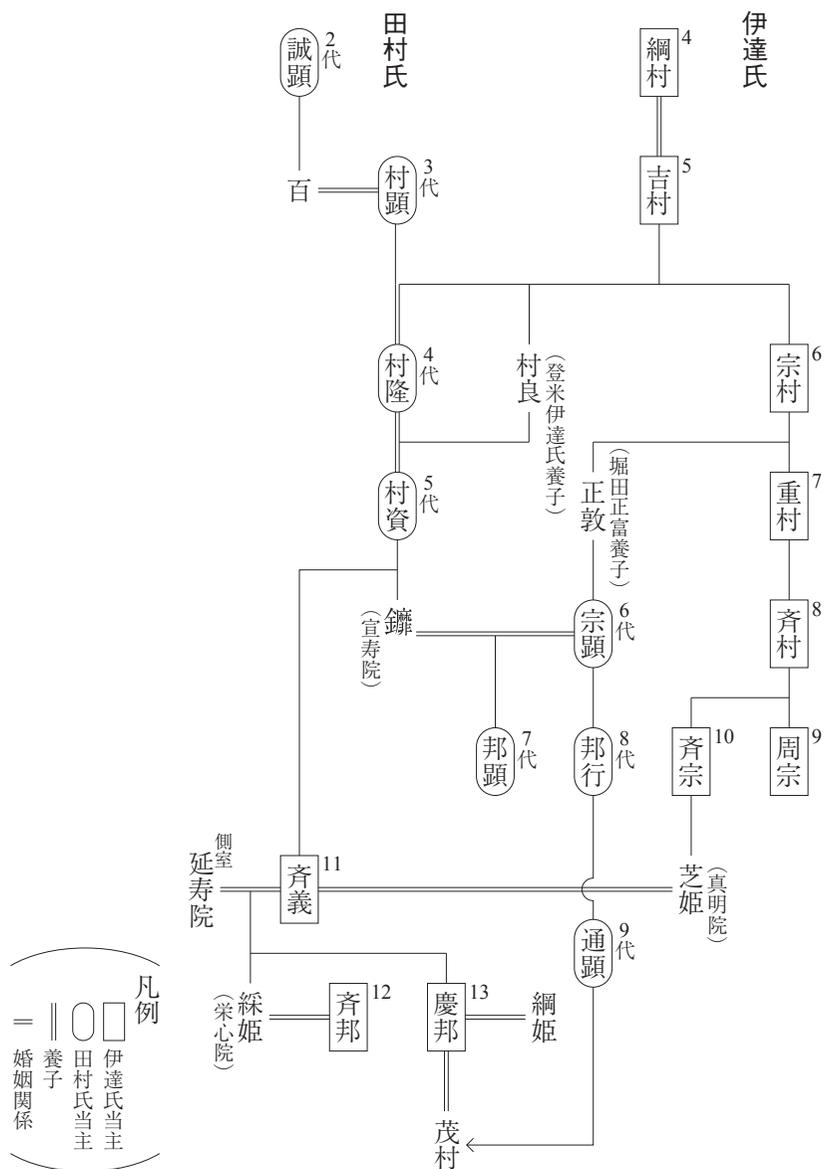


図1 伊達氏・田村氏関係図

(二) 一関滞在中の行動

夫の墓参を念願して領国一関へ下向した宣寿院は、約三カ月にわたり一関に滞在していた。この間、祥雲寺で夫の墓参を果たしたほか、領内の寺社や史跡を巡り、芸能や民俗行事などを見物し、山野の景色を楽しむなど、多くの体験を重ねている。こうした一関滞在中の宣寿院の行動については、断片的ながら、この時期藩の目付役であった境澤盛業もりなりが書き留めた「常次記録」「公私覚留」により知られるほか、前述した「御遊覧毎所真写」の描写からうかがうことができる。「御遊覧毎所真写」はタイトルの通り、一関滞在時の宣寿院の遊覧の様子を一五の場面に分けて描いたもので、〈図2〉にこれを並べてみた。宣寿院の姿を直接的に描いたものはないが、随伴した家臣や奥女中の姿は描かれている。そこで以上の関係史料に拠りながら、宣寿院の一関での行動を追跡してみよう。

宣寿院一行は五月二五日、城の大手を通過して城内の居館に入場した。「御遊覧毎所真写」の一枚目は「大手 御着日行粧」と題して、大手門に差し掛かった行列の様子を描いている。隊列は藩主の入城を思わせる長く続いた構図で描かれ、誇張を思わせるが、ただし家臣に対して、到着前日は宿所の金成宿へ、当日は休憩所である有壁宿などに来て出迎え、挨拶をした上で行列の供に加わるように指示が出されており、宣寿院の隊列が実際、城下に入るるときから大規模な行列となっていたことは推測できることである。すなわち、宣寿院は藩主の国入りに劣らない隊列を組んで入城していたものと思われる。宣寿院に先立って帰国していた邦

行は、城内の居館で出迎えており、この日は盛大な饗応が開かれている。

一関到着から一週間ほどは居館で休養をとっていたものとみられ、六月一日に家臣との謁見がおこなわれた¹¹⁾。宣寿院から家臣たちに「土産」として盃が下されたが、このとき家臣の一人、沼田延道が拝領した盃が「朱漆塗巻龍車前草紋蒔絵大盃」として伝えられている¹²⁾。田村家の家紋の一つである巻龍と車前草をあしらった朱塗りの盃の箱書には、「宣寿院様御下向二付為御土産拝領也」と墨書がある。盃の下賜は家臣との主従の絆を固める意味をもつが、この日の儀式は実際、藩主家族である宣寿院と家臣とが主従の絆を確認する意義をもつて執り行われたものといえよう。

下向の目的であった菩提寺祥雲院への墓参は、六月八日に行われた¹³⁾。常徳院（六代藩主宗頭）は文政一〇年（一八二七）一月八日、四四歳で他界しており、八日が月命日であることで、この日の墓参が決まったものであろう。なお、江戸藩邸の奥向では歴代藩主の供養が年忌で営まれるが、前藩主については月忌が営まれるのが一般的である。宣寿院にとって夫常徳院の月命日は、三カ月に及んだ一関逗留中、七月八日、八月八日も該当するが、関係する記録で墓参の記事は六月八日の一日以外、見出せない。記録に残らなかった可能性があるが、ともあれ念願の墓参を済ませた宣寿院の気持ちはこれで晴れたことであろう。

墓参の前後の時期の行動とみられるものに、新堤での魚釣りがあられる。「御遊覧毎所真写」の二枚目に「新堤 御釣」と題した絵があることから知られる。堤とは溜池のことで、奥女中を従えて

釣り糸を垂れる宣寿院の姿が遠景として描かれている。藩主夫人の釣りは江戸藩邸では叶わない遊びであったはずである。

墓参を済ませた宣寿院は、一関領内や、近隣へ遊覧に出かけている。六月二〇日は邦行とともに平泉に巡行した。「御遊覧每所真写」三枚目の絵は「磐井川橋 平泉御出路落橋船渡」のタイトルで、一関城下から磐井川対岸の仙台藩領山目村に渡るため、籠ごと船に乗せた様子が描かれている。直前の洪水のため磐井川橋は落橋し、山目村から川の途中まで仙台藩側の橋の普請は行われていたが、一関藩側は財政事情からかいまだ着手されず、そのため船渡りの出路となったのである。平泉では、毛越寺の金堂円隆寺、南大門跡を案内され、僧から古跡の由来を聞いた後、常行堂、高館義経堂を巡り、中尊寺参道沿いの弁慶堂を訪れている¹⁴。なお、「御遊覧每所真写」は宣寿院の遊覧の模様を描いた画集でありながら、平泉への巡行は出立の場面だけで、現地を描いた絵はない。平泉は一関藩領ではなく、仙台藩領であったため描かれなかったものと考えられる。

これに次いだ遊覧として、「御遊覧每所真写」には、四枚目以下黒澤村にある西光寺での神楽を描いた「南部神楽 黒澤村西光寺」、五枚目に田村氏居館の舞台で修験者が演じる神楽を描いた「神楽 於舞台修験者勤之」、六枚目に田村氏居館で柔術の様子を描いた「柔術 舞台」と題した絵がある。いずれも画面には御簾が描かれ、宣寿院は御簾の中から藩主邦行や奥女中とともにこれらを見物していたことがわかる。六月下旬から七月初旬にかけて開かれた催しであった。

「御遊覧每所真写」七枚目は「外堀 御釣」と記され、田村氏居館の周囲に巡らされた外堀で釣りをする様子が描かれている。堀際に釣り糸を垂れた何人もの武士の姿があるなかで、田村氏の家紋である車前草を描いた幕が張られており、宣寿院はこの幕内にあつて、新堀での釣に続く二度目の魚釣を楽しんだものとみられる。

七月一〇日は慈眼寺に赴き、子供芝居を見物した¹⁵。続いて七月一二日には、田村氏居館の表門前で相撲を見物している。「御遊覧每所真写」の八枚目に「角力 於表門前大角力興業」と題した画があるが、「公私覚留」弘化四年七月一〇日条には、「町家の者供より大角力御覧に入れる。首尾は文化六年の例の用留に委し」とあり、この日の相撲興業は城下の町人たちが宣寿院のために用意したもので、文化六年（一八〇九）に常徳院が国入りしたときと同様の準備がととのえられていたことがわかる。相撲の興業を楽しんだという常徳院と同様の興行を用意する配慮がなされたのである。

続いて「御遊覧每所真写」九枚目は「燎火 盆中百人町」と題され、城下の百人町で焚かれた盆のかがり火を描いている。おそらく七月一三日の夜のこと、宣寿院は城下に出て、先祖の霊を迎えるかがり火をみたものと思われる。

七月中旬以降の一カ月については、「御遊覧每所真写」の描画が宣寿院の行動を知る唯一の手掛かりとなる。一〇枚目の「小笠原流躰 表書院」、一二枚目の「狼煙 作神山」、一三枚目の「打毬 裏門前」は、いずれも家臣による礼法や武芸の訓練の様子を



1 大手



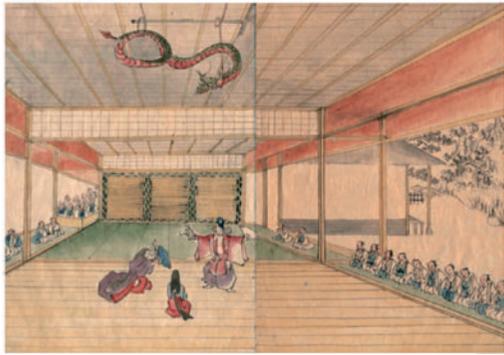
2 新堤



3 磐井川橋



4 南部神楽



5 神楽



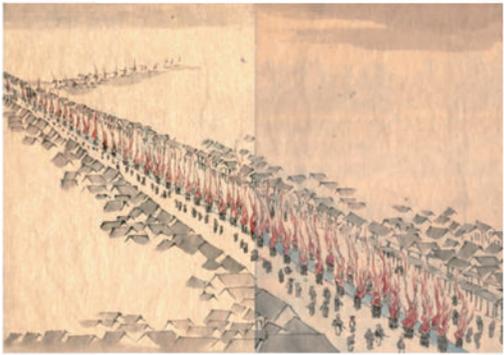
6 柔術



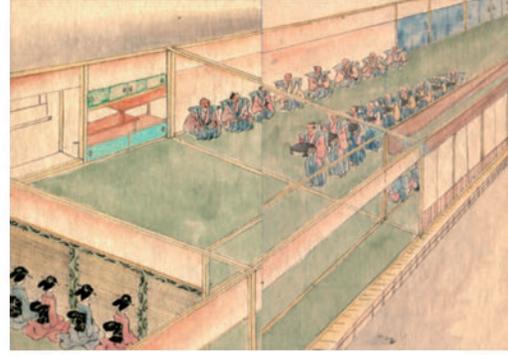
7 外堀



8 角力



9 燎火



10 小笠原流騾



11 獅子踊 (鹿子踊)



12 狼煙



13 打毬



14 茸狩



15 同日夜雨御供女中帰途遅延之図

〈図2〉
「宣寿院様在所御下之節御遊覧每所真写」
(一関市博物館所蔵)

描いたもので、宣寿院はこれらを見物したのである。小笠原流の礼法は、田村家が江戸城で勅使饗応役を勤めることから家臣に習得されていたが、宣寿院は表書院で行われた練習の様子を奥女中とともに、御簾の中から見物している。江戸藩邸にあつては、正室が御簾の中からはいえ、表空間で家臣のこうした訓練の模様を見る機会はなかったはずである。国元の城館にあつて、藩主邦行とともに、同じ立場ですべてを見届けようとしたものであろう。作神山で上がった狼煙を見物し、裏門前で打球を眺めたことも、軍事指揮をとる藩主の行動をなぞったものといえる。

一枚目に描かれた「獅子踊 新馬場」は、舞川獅子踊が披露されたもので、¹⁶家臣の横で御簾の中から見物している。

こうして城内で家臣による武芸の訓練などを見て過ごす日を送った後、一関での最後に茸狩りに出かけている。「御遊覧毎所真写」一四枚目は「茸狩 霜後山」、一五枚目は「同日夜雨御供女中帰途遅延之図」である。茸狩りは藩主が帰国の折は頻繁に出かける娯楽のひとつであり、宣寿院は江戸にあつては叶えられない行楽のひとつを過ごしたのである。

以上、宣寿院の一関での遊覧は、帰国中の藩主邦行の案内で出かけたところが多く、城の表空間での家臣の武芸の見物も、邦行に随伴することで叶えられたものとみられる。江戸藩邸で藩主正室を母に生まれ育った宣寿院にとっては、体験したことのない行楽にひたつた月日であった。一方で宣寿院の一関での行動は、亡夫常徳院の帰国中の行動を追体験したものであり、宣寿院自身の要望があり実現されたものと考えられる。念願の墓参に加えて

思い残すことのない領内遊覧を果たした旅であったことは間違いない。

笠原禰庵に描かせた「御遊覧毎所真写」は、宣寿院が江戸藩邸に帰着の後、奥向の女性たちに旅の思い出を語りながら見せていたことが推測される。

二 宣寿院と奥向の任務

(一) 田村家の墓所

宣寿院は亡夫常徳院の墓参を事由に幕府に領国への下向を認められていた。人質の立場にある大名正室が江戸から離れることは原則的に許されないことであつたが、夫の墓参を理由に認められたことは、幕府が墓参を正室の担う役目のひとつと判断したことをうかがわせる。

一方、宣寿院が遠い領国への墓参の旅を望んだのは田村家の墓所の問題が関係している。八代藩主邦行が幕府に提出した願書に「養方祖母儀、生涯之内一度罷越墓参仕度」と記していたのは、前述のように、先例をマニュアルとしてなぞつたものではあつたが、宣寿院の念願であつたことは間違いない。なぜなら、宣寿院にとって、先立たれた縁者のうち常徳院の墓所だけが、参詣の務めを果たせない領国一関にあつたからである。

〈表1〉は一関藩田村家歴代の藩主と夫人の墓所をまとめたものである。一般的に大名家の葬地は、国元で死去すれば国元の菩提寺、江戸で死去すれば江戸の菩提寺となる例が多い。¹⁷

村家の場合も、表からわかるように、藩主は死去した地に埋葬され、国元では臨濟宗妙心寺派祥雲寺、江戸では臨濟宗妙心寺派東禪寺が菩提寺であり、葬地であった。宣寿院は父村資、夫宗顕と、祖母榮寿院、母宝寿院を送り、さらに実子の七代藩主邦顕にも先立たれていたが、このうち宗顕を除いてみな江戸の藩邸で病没しており、したがって江戸の東禪寺に埋葬され、みずから墓参をすることができた。これに対してひとり夫宗顕のみが、帰国中の一関で病没し祥雲寺に埋葬されたため、墓参を果たせずにいたのである。

こうして宗顕との死別から二〇年間、墓参を願い続ける年月を過ごした宣寿院は、弘化四年に至り、これを叶える機会をとらえ、実現させたのである。

(二) 宣寿院のライフコースと田村家奥向

宣寿院の一関下向が弘化四年(一八四七)であったことは、この時期の田村家奥向の状況が大きく関係している。宣寿院の人生を追跡しながら、この点を明らかにしてみよう。

〔表2〕は宣寿院の生涯に関わる事項を父母の婚姻に遡って拾い出したものである。また〔図3〕に家族の関係を示した。〔表2〕から宣寿院のライフコースを見渡すと、①誕生から結婚までの幼少期(一三歳まで)、②田村宗顕正室となり子女の出生と養育に励んだ時期(一四歳から三四歳まで)、③後家となり、また田村家奥向の女主人となつて家の存続に力を尽くした壮年期(三五歳から五四歳まで)、④隠居の

〔表1〕 一関藩田村家歴代当主・夫人墓所

	当 主	正 室	後室	側室
	宗良(延宝年江戸上屋敷没42歳) 芝高輪仏日山東禪寺*母ふさ・祥雲院は一関没 祥雲寺(長谷観音堂)	糸・貞厳院(享保4年没82歳)		
1	建顕・徳源院(宝永5年江戸上屋敷没53歳) 祥雲寺	繁・(享保3年没62歳) 四谷修行寺		
2	誠顕・瀧譚院(享保12年一関没58歳) 祥雲寺	熊・瑞光院(宝永3年没34歳) 江戸麴町善国寺	伊與・珠光院(宝暦7年没) 江戸浅草法養寺	
3	村顕・靈鳳院(宝暦5年江戸上屋敷没49歳) 東禪寺	百・本地院(安永6年没73歳) 江戸麴町善国寺		
4	村隆景徳院(天明2年江戸上屋敷没46歳) 東禪寺	逸・榮寿院(享和3年没63歳) 東禪寺		
5	村資・靈鑑院(文化5年江戸中屋敷没40歳) 東禪寺	琴・宝寿院(天保14没79歳) 東禪寺		
6	宗顕・常德院(文政10一関没44歳) 祥雲寺	鑄・宣寿院(安政2年江戸没63歳) 東禪寺		鈴木氏縫・芝白金妙円寺
7	邦顕・諦観院(天保11年江戸上屋敷没25歳) 東禪寺	鑄・天保7年離縁	由・靈寿院(嘉永4年没) 東禪寺	
8	邦行・謙徳院(安政4年江戸没38歳) 東禪寺	睦・永貞院(安政5年没37歳) 東禪寺		岡田氏米・清鏡院(明治2年没) 祥雲寺
9	通顕・諧孝院(伊達慶邦養子、慶応3年没18歳) 大年寺			
10	邦榮・常昌院(明治20年没36歳) 青山共同墓地	照・貞鏡院(明治32年没50歳) 青山共同墓地		
11	崇顕・延京院(大正11年没)			

* 出典：「近世田村家略系譜」(『一関市史』第6巻 資料編(1))

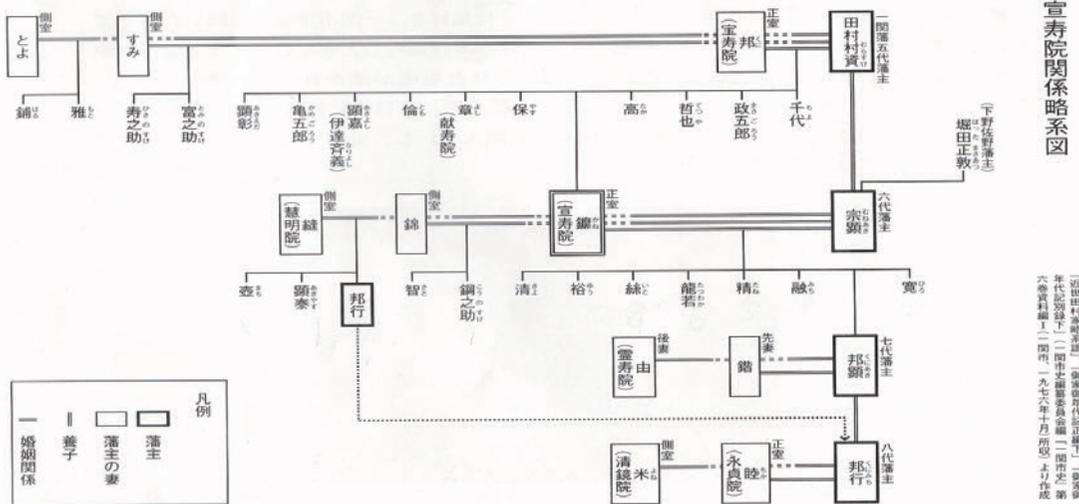
〈表2〉 田村家宣寿院の人生

	年齢	事 項	
天明5年(1785)		・2月17日:5代藩主村資と正室琴(脇坂図書頭安親娘、宝寿院)婚儀 *琴は寛政2年6月17日邦と改名	
天明6年(1786)		・正月:女子千代生(初名鉸、6月千代と改名)→同年6月18日没 ・11月:男子政五郎生→天明7年7月8日没	
天明8年(1788)		・6月:男子哲也生→寛政元年閏6月24日没	
寛政元年(1789)		・7月:女子高生→寛政3年4月28日没	
寛政5年(1793)	1	・3月20日:江戸上屋敷で誕生	誕生
		・12月16日:堀田摂津守正敦二男紀三郎、父村資の養子となり実名敬顕	
寛政6年(1794)	2	・4月:妹保生(初名鱗、翌7年6月保と改名)→寛政8年4月29日没	
寛政7年(1795)	3	・4月:妹章生	
寛政8年(1796)	4	・6月:妹倫生→寛政9年5月21日没	
寛政10年(1798)	6	・3月7日:弟吉五郎生 *文政2年5月伊達斉宗養子、7月15日家督となり実名斉義	
		・4月27日:父村資隠居、養子敬顕家督相続、寛政12年元服	
寛政12年(1800)	8	・11月:弟亀五郎生→享和2年5月24日没	
享和2年(1802)	10	・6月6日:弟僊之助生 *文化2年12月田村津久雄養子	
享和3年(1803)	11	・4月:弟富之助生(妾腹)→7月27日没 ・7月21日:祖母(5代藩主村隆室)栄寿院没(63歳)	
文化元年(1804)	12	・12月12日:弟寿之助生(妾腹) *文化11年鈴木七右衛門養子、同年没	
文化3年(1806)	14	・4月22日:田村宗顕と婚儀	結婚
		・11月:妹雅生(妾腹)→翌文化4年6月6日没	
文化5年(1808)	16	・2月1日:妹鋪生(妾腹) *翌文化6年8月25日春日左衛門龍顕養女、文化13年9月16日没	
		・10月27日:父宗資没(40歳) 東禅寺埋葬	
文化8年(1811)	19	・12月28日:妹常、織田淡路守長祐に嫁ぐ *文化11年9月離縁、同12年4月津田弾正信宣に再嫁	
文化9年(1812)	20	・4月18日:弟吉五郎元服、実名顕嘉	
文化11年(1814)	22	・9月:男子鋼之助生(一関 妾腹)→文化12年9月8日没	
文化12年(1815)	23	・3月:女子寛生(初名久 11月寛)→文化13年6月12日没	出産・養育期
文化13年(1816)	24	・7月:女子智生(一関 妾腹 初名せん、文政3年翌年3月2日智と改名)→文政5年閏正月20日没	
		・12月27日:男子深美生(命名伊達斉宗) *8代邦顕	
文化15年(1818)	26	・2月13日:女子融生(初名しげ、融と改名)→文政2年閏4月19日没 ・同:双子の女子精生(初名茂、後精と改名)→文政2年5月13日没	
文政3年(1820)	28	・6月:男子龍若生→文政4年3月12日没 ・7月23日:男子棣之丞生(一関 母鈴木氏縫) *天保5年実名顕允、天保6年9月元服	
文政4年(1821)	29	・6月:女子絲生→文政5年4月9日没	
文政5年(1822)	30	・閏正月27日:男子麩之丞生(一関 妾腹) *天保4年12月23日宗顕の遺志により鈴木家養子、実名顕泰	
文政6年(1823)	31	・6月:女子裕生→文政7年8月9日没	
文政7年(1824)	32	・2月:女子壺生(一関 妾腹)	
文政8年(1825)	33	・5月:女子清生→9年10月21日没	

	年齢	事項	
文政 10 年 (1827)	35	・ 11 月 8 日：夫宗顕没 (44 歳) 院号宣寿院	夫と死別
文政 11 年 (1828)	36	・ 2 月 19 日：嫡子深美家督相続、実名徳顕 *翌文政 12 年 6 月 7 日元服 *実名邦顕 (伊達斉邦より一字拝領)	嫡子家督相続
天保 2 年 (1831)	39	・ 4 月：女子壺 (妾腹) 出府 → 天保 2 年 12 月没	
天保 2 年 (1831)	39	・ 5 月 23 日：邦顕初入部	
天保 4 年 (1833)	41	・ 6 月 23 日：邦顕前室錯 (堀大和守親宝娘) 婚儀	当主 (嫡子) 結婚
天保 7 年 (1836)	44	・ 4 月：邦顕室、病身を理由に離縁	当主 (嫡子) 離縁
天保 8 年 (1837)	45	・ 7 月 22 日：男子颯之丞没 (16 歳)	
天保 11 年 (1840)	48	・ 6 月 28 日：邦顕後室由 (松平山城守信行娘 宣寿院) 婚儀	当主 (嫡子) 再婚
		・ 8 月 23 日：邦顕江戸上屋敷で没 (25 歳) *届出は 10 月 10 日	当主 (嫡子) 死去 孫当主家督相続
		・ 10 月 9 日：男子顕允 (妾腹)、邦顕の養子となる	
		・ 11 月 30 日：男子行顕、家督相続、実名行顕	
天保 12 年 (1841)	49	・ 4 月 25 日：男子行顕、伊達斉邦から 1 字拝領し実名邦行 5 月 10 日初入部	
天保 13 年 (1842)	50	・ 4 月 10 日：邦行室睦 (成瀬隼人正正住妹) 婚儀 * 3 月 7 日宣寿院の撰名で豊貴から睦に改名	孫当主結婚
天保 14 年 (1843)	51	・ 6 月 6 日：母 (6 代藩主村資室宝寿院) 没 (79 歳) 東禅寺埋葬	母を送る
弘化 4 年 (1847)	55	・ 2 月：幕府に一関下向願い許可 5/11 江戸出立～ 5/25 一関着 8/22 一関出立～仙台 ～ 9/11 江戸着	一関への旅
嘉永 3 年 (1850)	58	・ 2 月 5 日：江戸中屋敷・下屋敷類焼 宣寿院 邦行室は青山下屋敷へ立退き	
		・ 6 月 8 日：孫男子磐二郎生 (一関 実母侍妾米)	
嘉永 4 年 (1851)	59	・ 12 月：中屋敷普請落成	
		・ 6 月 14 日：邦顕後室宣寿院 (由) 没	
嘉永 5 年 (1852)	60	・ 5 月：六十賀を催す	60 賀
嘉永 6 年 (1853)	61	・ 9 月：上屋敷奥殿等悉皆落成	
安政 2 年 (1855)	63	・ 4 月 20 日：没 東禅寺埋葬	死去

* 「近世田村家略系譜」(『一関市史』6 資料編 1) より作成

〔図 3〕 宣寿院関係略系図



一関市博物館編集・発行『お姫様のお国入りーイギリスに渡った一関藩の風景画』(平成 25 年)より転写

身として過ごした老年期(五五歳から六三歳)の四つに区分けで
 きる。この区分けによれば、一関への下向の時期は、③の壮年
 期のライフステージを終え、④の隠居として晩年を過ごす時期
 への移行期にあたっている。

宣寿院は寛政五年(一七九三)三月二〇日、五代藩主村資とそ
 の正室琴(宝寿院)との間に誕生した。鑠と名づけられ、父母に
 とって五番目の子どもであったが、先に生まれた二男二女はみな
 生後二年のうちに夭折していたので、誕生時は藩主夫妻の血筋を
 受け継ぐ唯一の実子であった。そのため、宣寿院は誕生の時点で、
 家に残る立場を運命づけられていた。同年一月一六日、生後九
 カ月にして、父村資は、仙台藩六代藩主伊達宗村の八男で近江堅
 田藩主堀田正敦の二男であった紀三郎を養子に迎える。紀三郎は
 実名を敬頭と名乗り、事実上、一歳の宣寿院の婿養子に定められ
 た。村資にはその後、文化五年(一八〇八)までに一〇人の子ど
 もが生まれたが、大半は三歳までのうちに死亡しており、成人し
 たのは男子二人・女子一人だけである。田村家の養子縁組は結果
 的に功を奏していたことになる。

田村村資は子息の誕生が続くなか、寛政一〇年(一七九八)四
 月に三〇歳で隠居し、養子敬頭に家督を譲った。その一か月前に
 男子吉五郎(後の仙台藩一代藩主伊達斉義)が生まれているこ
 とから、みずからの跡継ぎを実子吉五郎ではなく、養子敬頭とす
 るために隠居を急いだものと推察される。藩主となり敬頭から改
 名した宗頭は、二年後に元服し、六年後の文化三年(一八〇六)、
 宣寿院と婚儀をあげた。宣寿院は一四歳にして藩主夫人の座に就

き、ライフステージの第二段階を迎える。

文化五年(一八〇八)、隠居の村資が四〇歳で死没すると、田
 村家の表向は名実ともに、宗頭がトップとなった。これに対して
 奥向は、宣寿院が藩主正室ではあったが、実母で村資後家の宝寿
 院が、幼い娘に代わり引き続き女主人の地位にあったことを推測
 できる。二三歳となる文化一二年(一八一五)に第一子の女子寛
 を産んだ宣寿院は、三三歳となる文政八年(一八二五)まで、二
 男六女を出産しており、田村家の血筋を増やす正室の役割は十分
 に果たしていた。だが、産んだ子のうち成人したのは二四歳で出
 産した邦頭のみで、他の子女はみな生後六か月から二年のうちに
 夭折している。宗頭には側妾の産んだ五人の子供もあったが、こ
 ちらも三人が夭折した。前述したように父村資も正室宝寿院との
 間に宣寿院を入れて一人の子供をもうけ、側妾との間に四人の
 子女もいたが、その大半は三歳までのうちに死亡し、成人したの
 はわずかに男子二人・女子一人である。なお、一八世紀半ばから
 一九世紀前半にかけては、仙台藩・秋田藩など周囲の東北の大名
 家でも、誕生した子どもが育たず、後継者の確保に難渋していた
 時期である。藩の施策として赤子養育制度が展開し、一関藩でも
 ひろく実施されていたが、大名の家族にあつては子どもの夭折を
 防ぐことができない状況が長く続いていたのである。

宣寿院は生まれた子供に先立たれる不幸が続くなか、文政一〇
 年(一八二七)一月八日、藩主の夫宗頭にも先立たれ、三五歳
 にして後家の身となった。いまだ元服を済ませていない嫡男深美
 が文政一二年二月、遺跡を継いで七代藩主となり、翌一二年六月

に元服し、仙台藩主伊達斉邦から一字を拝領し邦頭を名乗った。宣寿院は、幼くして藩主となった嫡男を後見する立場となり、さらにこの時期、母宝寿院から田村家の奥向を統括する役目を移譲されたことが推測される。

邦頭は相続から三年後の天保二年（一八三一）五月、初入部を果たし、二年後の天保四年六月、堀大和守親宝娘鑑を正室に迎えた。奥向に新メンバーが加わり、宣寿院に安泰の年月が訪れるはずであった。だが、この結婚は三年で離縁となり、邦頭はその後天保十一年（一八四〇）、後室に松平山城守信行娘由を迎えるが、婚儀から二カ月後の同年八月、二五歳の若さで病死した。邦頭の跡目は異母弟の顕允（六代藩主宗顕と側室慧明院との間に生まれた男子）に譲られ、この年二月三日八代藩主となった顕允は、実名を行顕と名乗った後、翌天保十二年仙台藩主伊達斉邦から一字を拝領し邦行を名乗った。翌五月に初入部を果たし、さらに翌天保十三年、成瀬隼人正正住妹睦むかを正室に迎える。宣寿院は邦行が初入部と婚儀を終えたことで、ようやく平穏な年月が訪れることになる。翌天保十四年、七九歳の長命を生きた実母宝寿院を送り、人生の一区切りの感を抱いたことであろう。

以上みてきたように、宣寿院は三〇代半ばで後家となつて以来、幼少の藩主邦頭の元服から、縁組、離婚・再婚に責任のある立場となり、邦頭が早世すると養孫邦行の跡目相続から初入部、婚儀に気を配る年月を過ごしていた。実母を送り、邦行が正室を迎えていた天保一四年以降、ようやく平穏ないつときを迎えていたことになる。それは大名正室として、家の血筋を守り、幼い当主を

後見し、奥向が担う諸事全般を統括する役割をすべて成し終え、孫嫁にこれらの任務を引き継がせる時期であったといえる。一関への下向は、田村家奥向において、女主人の世代交代が可能となつた状況を背景に叶えられたのである。

一関下向を果たした後の晩年の様子についてもみておこう。五八歳となる嘉永三年（一八五〇）、江戸屋敷が類焼し、一時的に青山下屋敷に立ち退く事態があつたが、この年孫の磐三郎が誕生する。二年後の嘉永五年五月には六十賀の祝儀が催されている。この様子を描いた「宣寿院六十賀図」¹⁸には、画面右側に祝いの贈り物が山積みされ、掛け軸には末広、襖絵には鶴亀という華やかでめでたい模様が描かれている。奥女中のほか表の家臣たちも臨席して、盛大な祝儀が催された様子をうかがうことができる。それから三年後、宣寿院は六三歳の生涯を終えている。

三 伊達家奥向との交際

（一）文通と贈答による儀礼任務の成立

宣寿院は弘化四年（一八四七）、奥向トップの正室として田村家の存続を支える役どころを成し終えていたことに加えて、もうひとつ、正室の地位と関わる責任ある任務の移譲を果たしていた。仙台藩伊達家の奥向との交際役割を邦行正室睦（永貞院）に引き継がせることで、睦を名実ともに田村家奥向のトップに据えようとした経緯をみておこう。

田村家正室は伊達家正室のもとに、奥女中である老女を介して、

定期的な時候のご機嫌伺い、すなわち挨拶を上申する文を送り届けていた。これに対して、伊達家正室から田村家正室のもとにも、同様に老女を介して、返礼が届けられた。書状のやりとりに加え、贈答を伴うこともある両者の挨拶の交換は、一見して、両家の親族関係に基づく奥向同士の儀礼的交際関係のようにみうけられる。だが、それだけにとどまらない、本家・分家の従属関係に規定された交際であったことに重要な意義がある。

両家の奥向に儀礼化した交際関係が存在し、これが田村家にとっては本家に対する任務であったことは、一関市博物館所蔵「田村家文書」のなかに伝来する、文政四年（一八二二）「御本家様御老女江御文通下書」¹⁹、文政一二年（一八二九）三〇「御本家様御老女衆江御文通下書覚帳」²⁰、弘化二年（一八四五）四七「御本家様御老女衆江御文通下書覚帳」²¹の三冊の史料によって判明する。これらの史料群は、田村家江戸藩邸の正室付奥女中である老女が、伊達家江戸藩邸奥向の老女に差し出した書状の下書きを綴じ込んだもので、日付順に作成された下書の内容は、正月元日のご機嫌伺いに始まり、年末のご機嫌伺いまで、定例的な時候の挨拶に加えて、冠婚葬祭の日取りや、当主の参勤交代の出立と帰着など、両家の親族に関する情報を確認し、挨拶を述べたものである。両家の奥向は老女による頻繁な書状の往来により、緊密な情報交換が行われていた様子をうかがえるのであるが、ただしこの下書きの存在自体、田村家奥向から伊達家奥向への務めを意識して残されたことが考えられる。

書中で使われている文言には両家の序列関係が決定づけられて

いる。書状は書き手も受取人も老女であるが、その大半は、宣寿院付の老女が宣寿院の意向を奉じて伊達家奥向の正室付老女に伝える、奉文（奉書）の形式でしたためられている。田村家の老女は、みずからの主人を「様」ではなく、「殿」と書き記しており、藩主邦行は「右京大夫殿」、宣寿院は「宣寿院殿」と記されている。すなわち、宗家奥向のトップである正室に対して、分家としての立場を弁えた応答をおこない、分家の身分に徹した書式と文章をととのえることが意識されているのであり、そのために下書きがマニュアルとして残され、使われていたものと考えられる。なお、奉文ではなく、老女同士が直接交換する手紙では、両者の主人は対等に「様」付きとなっている。

田村家正室による伊達家正室への挨拶が、いつごろから、どのような事情で開始されたものか、明確なところは定かではない。現在に残る史料が文政四年からのものである点は、斉義が文政二年に田村家から伊達家に養子に入ったことを契機として想定できるが、それ以前にこうした関係がなかったとは断定できない。

奥向同士の儀礼的な挨拶関係のモデルとしては、幕府大奥に対する特定の大名家奥向の「女使」を介した任務をみておく必要がある。大名家は女使と呼ばれる奥女中の役割を置いて、幕府大奥と儀礼的な交際を継続していた。女使の派遣は一七世紀初頭から、將軍家との婚姻関係に基いて、御三家・御三卿、および限られた譜代・外様大名家に許されるものとなっていたが、江戸城大奥に上る女使の所作や、届けられる書状の書式、献上品には、將軍家と大名家の主従関係を体現して、細かな決まりが定められており、

すなわち、そうした権威性を備えた奉公であったところに特徴がある。伊達家は一七世紀初頭から幕府大奥に女使を送っていた由緒ある大名家のひとつである。したがって、將軍家と伊達家の関係を分家の田村家との関係にもちこみ奥向同士の儀礼的な交際を成立させたことは推察できることである。

(二) 儀礼任務の権限移譲

田村家と伊達家の奥向同士で儀礼的な交際関係が成立した時期については、三冊の綴りに記された情報の全体的な検討と合わせて、稿をあらためて考察を行うこととして、ここでは宣寿院の一関下向との関係で奥向の儀礼任務を考察してみたい。宣寿院は弘化四年四月、田村家正室がおこなう挨拶の任務を嫁の睦に託していたことが、弘化四年「御本家様御老女衆江御文通下書覚帳」の次の記録によって知られる。

三月晦日出す

年始暑寒面立候御祝

御機嫌伺致候事、上屋敷より

御文通申上られ度、此度御願て

相出候所、四月朔日奥方より

御文初申上候様三月廿九日申

来ル、右二付今日御老女衆^三

藤田・松野名前の事申遣ス

可申候めて度かしく

御めて度取渡申あけ候へく候

まつまつ

上々様方御揃被遊御機嫌克

被為入候事、乍恐御めて度有難ク候へく候

御次ニ御手前様方弥御さへさへ敷

御勤仰せられ候事、御めて度存上候へく候

さ様ニ御座候へハ、此度宣寿院殿より

相願之通、奥方より奉文ヲ以

御取代り申上られ候事、御めて度有難ク候へく候

右二付御奉文藤田・松野

名前にて差出し候儘、さ様御承知

被下候様御頼申上候へく候、万々年

めて度かしく

於千佐様

歌嶋様

かめ御様

絵川様

佐山様

三浦様 御てもと

清せ
民の

右の記述のうち、前半は、三月三〇日に田村家の中屋敷奥向にいる宣寿院付き老女が書いた記録である。田村家の奥向から伊達家上屋敷の奥向に対して、年始、暑中・寒中、さらに主要な祝儀に際して書き送る御機嫌伺を、今後は上屋敷の奥向から送りたいとする意向を伝えたところ、了承され、早速四月一日に「御文初」

を行うように、先方の老女から三月二十九日に連絡が入った。そこでこの日、今後田村家上屋敷の正室付き老女としてこれを担当する者が藤田・松野であることを知らせたことがわかる。

記録の後半は、実際に三月三〇日付きで伊達家上屋敷奥向に対して送られた、藤田・松野の情報伝える奉文の下書きである。この奉文からは、田村家奥向による御機嫌伺の文通はそれまで中屋敷の宣寿院から出されており、宣寿院自身の願い出により、上屋敷の邦行正室陸から差し上げることになったことが知られる。なお、この書状は宣寿院付老女の清瀬と民野から、伊達慶邦正室綱姫付老女の於千佐・歌嶋・亀尾・絵川・佐山・三浦に対して、綱姫に届ける奉文としてしたためられており、したがって前述したように、宣寿院の敬称は「殿」となっている。

右の記録からわかるように、田村家の正室が伊達家正室に対して初めて挨拶の文を送ることは、「御文初」の名で呼ばれる儀式となっていた。その後四月五日に出された奉文の下書きには、「此程ハ御文初も諸事滞なふ相済、宣寿院殿ニ置ても誠ニ幾万々年もと御めて度有難存せられ候」とあり、邦行正室陸による「御文初」は無事に終了し、宣寿院は安堵していた様子をうかがえる。ただし、同日付けの別の書状の下書きによれば、「御文初」の終了後、上屋敷奥向から伊達家奥向に対して礼状が出され

〈表3〉 宣寿院の下向に伴う田村家奥向と伊達家奥向の贈答

		伊達家奥向から宣寿院へ	田村家奥向（宣寿院）から伊達家奥向へ
出立前	4月18日	真明院：肴1籠 栄心院：八ツ橋織2反と肴1籠	真明院へ：干菓子1折 綱姫へ：肴1折と錦絵100枚1箱
	4月19日	綱姫：美しい文庫と帷子地 慶邦：反物と重の内	
	4月20日		
	4月28日	真明院：数寄縮1反 綱姫：染紹1反 慶邦・綱姫：肴1籠	
旅中	5月22日	栄心院：肴1折と白さらし1疋 同使者：肴1折	栄心院へ：生鯛1折
	5月28日	真明院と姫君（栄心院妹保子）：粕漬鮑1桶	
	8月27日	栄心院：干菓子1箱	
	8月28日	栄心院：生鯛1折、紋羽二重、埋木文具1箱 奥方：文庫と道中用菓子箆筒、手作りの細工 延寿院：道中用粕漬、アユ1箱、干菓子1箱	
帰着後	9月20日		慶邦へ：鮭1尺と舞茸1箱 *「表向上物」は滝奉書1箱50枚入・生肴1折 綱姫へ・真明院：しのふ摺檀紙1箱と肴1折 ずつ *「表向上物」は紐皮めん1箱・生肴1折ずつ

* 出典：弘化4年「御本家様御老女衆江御文通下書覚帳」（一関市博物館「田村家文書」）
なお日付は記載された書状の日付である。

* 綱姫＝仙台藩主伊達慶邦正室（藩邸上屋敷） 真明院＝仙台藩11代藩主伊達斉義正室（江戸藩邸中屋敷）
栄心院＝仙台藩12代藩主伊達斉邦正室（仙台・亀岡御殿） 延寿院＝仙台藩11代藩主伊達斉義側室（仙台・仙台中奥）

ていないことが発覚し、孫嫁側のこの失態を宣寿院が老女を介して詫びている。実際のところは無事にはいかなかった模様であるが、しかしこの程度のことは想定された失敗のうちであろう。

ともあれ、弘化四年四月一日以降、邦行正室睦は、伊達慶邦正室綱姫に対して挨拶を行う立場となった。婚儀から五年目にして田村家奥向の女主人としての地位を名実ともに宣寿院から移譲されたのである。一方、宣寿院もまた、これで名実ともに隠居の身となり、心おきなく一関への墓参に旅立つ用意をととのえた。四月一四日に一関への出立が来月一二日であることを伊達家奥向に伝えていることから、「御文初」は下向を控えて計画されたことは確かである。

なお、宣寿院はこれを機に伊達家との交際から下りたわけではなく、その後も宣寿院と老女による伊達家奥向との文通・贈答は継続されている。磯部孝明氏が明らかにしているように⁽²³⁾、一関への下向に際しては、伊達家の上屋敷・中屋敷の奥向だけでなく、仙台城の中奥や栄心院の居所である亀岡御殿も含めて、老女を介した頻繁な挨拶・連絡・贈答のやりとりがなされており、旅の途中も江戸帰着後も、見舞いや土産の応酬が続いている。(表3)はこの間の贈答の様子をまとめたものである。伊達家の女性たちから宣寿院に、出立前は着物の新調を見越して多くの織物が贈られており、旅行中は仙台にいる姪の栄心院から、菓子や肴が届けられ、対面した他の女性たちも同様の気配りを示し、土地の名産を留意していたことが知られる。

おわりに

宣寿院の一関下向は藩財政の好転事情が背景にあったことも見落とせない事実である。一関藩は小藩ゆえに長く厳しい財政状況を抱え、一九世紀初頭には参勤交代の旅費にも事欠くようになり、家中も領民も慢性的な重い加役に耐える年月が続いていた。そのうえ天保飢饉による打撃は大きく、年貢の減収が長く続いたが、「御家御年代記」弘化三年条によれば、「当年塾作、近年に無之御収納に付、惣御家中へ被下金在之」とあり、この年は豊作で近年にない収納を確保することができた。宣寿院が念願した墓参はまさしくこのタイミングで計画に上ったことはまちがいない。

一九世紀に入り大名夫人の領国下向が出現した状況について、宣寿院の事例から見通せることは、奥向に名実ともに奥向任務を担うことのできる正室が複数存在し、奥向任務の権限移譲がなされ、世代交代が行われていたことを挙げられる。実際、冒頭に掲げたように下向の事実が判明している例については、すべてこの状況に該当することを指摘できる。ただし、事例の出現が一九世紀を遡らないとすれば、一九世紀前半の藩政と奥向との関係をあらためて問う必要がある。さらに、この時期の名家で女性の寿命の延長を検証してみる必要があるが、併せて今後の検討課題としたい。

注

(1) 「宣寿院様在所御下之節御遊覧毎所写真」の所在確認に始まりテーマ展開

- 催に至った経緯については、一関市博物館テーマ展パンフレット「お姫様のお国入り―イギリスに渡った一関藩の風景画―」に詳細な説明がある。
- (2) 柴桂子「近世おんな旅日記」(吉川弘文館、一九九七年)、同「近世の女旅日記事典」(東京堂出版、二〇〇五年)。
 - (3) 福田千鶴「参勤交代における女性の旅」(九州産業大学国際文化学部紀要) 第五十三号、二〇一二年)。
 - (4) 法鏡院は天保一四年(一八四三)山口湯田に下向し、新御殿を構えて四年に及ぶ療養の日々を過ごした(来見田博基「法鏡院『帰府の記』史料解題、鳥取県立博物館編『特別展 女ならでは世は明けぬ―江戸・鳥取の女性たち―』鳥取県立博物館資料刊行会、二〇〇六年)。
 - (5) 仙台市博物館所蔵「楽山公治家記録卷之七」弘化三年五月二十七日条。栄心院は九月一日江戸を出立し、九月一日仙台に到着、仙台城の奥向である中奥に入ったが、翌弘化四年二月二〇日に新居として亀岡御殿の改修が完了し、ここに移り住んでいた。
 - (6) 「御家御年代記別録」下(「一関市史」第六巻資料編1、一関市、一九七六年) 四七二〜四七三頁。
 - (7) 一関市博物館所蔵「田村家文書」三三三。
 - (8) 磯部孝明「宣寿院の一関下向にみる奥女中の役割」(「一関市博物館報告」第一二六号、二〇一三年)。
 - (9) 弘化四年当時、目付であった境澤盛業は、その後御用人を経て、安政五年家老職に就任した。
 - (10) 一関市博物館所蔵「宣寿院様御着興御次第」(「田村家文書」二五二)。
 - (11) 境澤盛業「常次記録」弘化四年六月一日条(東北学院大学東北文化研究所管理委託「境澤文書」る一一一)。
 - (12) 一関市博物館、沼田家寄託。
 - (13) 境澤盛業「公私覚留」弘化四年六月七日条(前掲「境澤文書」た8)。
 - (14) 前掲「公私覚留」弘化四年六月二〇日条。

〈謝辞〉

- (15) 前掲「公私覚留」弘化四年七月一〇日条。
- (16) 前掲、一関市博物館「お姫様のお国入り―イギリスに渡った一関藩の風景画―」。「田村家文書」文芸一八五。
- (17) 江戸時代は土葬が主流であり、遺体の保存技術や移送の事情から死去した地に埋葬されたものとみられる。ただし仙台藩伊達家・萩藩毛利家・鹿児島藩島津家など、外様大藩では、藩主は国元・江戸いずれで死去しても国元の菩提寺に埋葬される例が多い。
- (18) 一関市立博物館所蔵
- (19) 「田村家文書」五六七。
- (20) 「田村家文書」五六。
- (21) 「田村家文書」一六一。
- (22) 女使の成立と役割については、松崎瑠美「天下統一・幕藩制確立期における武家女性の役割―仙台藩伊達家を事例として―」(「国史談話会雑誌」四五、二〇〇四年)、同「近世武家社会のジェンダーシステムと女性の役割―近世中期の仙台藩伊達家を事例として―」(「歴史」一〇三輯、二〇〇四年)、同「近世前期から中期における薩摩藩島津家の女性と奥向」(「歴史」第一一〇輯、二〇〇八年)、同「大名家の正室の役割と奥向の儀礼」(「歴史評論」七四七号、二〇一二年)、畑尚子「徳川政権下の奥と奥女中」(岩波書店、二〇〇九年)、拙稿「大名家『女使』の任務―仙台藩伊達家を中心に―」(総合女性史研究会編「女性官僚の歴史」吉川弘文館、二〇一三年)など。
- (23) 前掲、注(8) 磯部論文。
- (24) 前掲、「一関市史」
- (25) 前掲、注6に同じ。

本稿は、二〇一三年度に岩手県一関市博物館において開催された展示企画「お姫様のお国入り―イギリスに渡った一関藩の風景画―」に伴い、同

年六月八日におこなった講演「武家女性の旅とその記録——関藩田村家宣
寿院のお国入り——」をもとに執筆した。関係資料についてご教示いただい
た学芸員の磯部孝明氏に厚く御礼申し上げます。

茶粥考

——主食品をめぐる食事文化のローカリテイ——

加藤 幸治

はじめに

茶粥（ちやがゆ）とは、茶で粳米を煮た主食品である。これは、紀伊半島や四国、中国山地などでは、ごく一般的な主食品として普及した調理法である。茶粥は、穀物が得難かった過去の時代の代物ではなく、現代においても日本各地で多くの人々が日常の主食品としていることは、あまり知られていない。

茶粥の民俗学における研究の意義について、中村羊一郎は茶の文化史研究の視座から「正史に残る茶の在り方とは別な茶利用の歴史を改めて考えていく必要がある」と述べている。庶民文化における茶の浸透、とりわけ「食べる茶」または調味料としての茶の利用を明らかにすることは、漢方医学や茶道といった文化に連なるものとは別の文化の形成過程を明らかにすることにほかならない。例えば、昭和十六年の民間伝承の会が行った食習調査において、東北から関東にかけては庶民の茶は贅沢品であり、人をもてなしたり、公の場を集ったりしたときに振舞われるものであったという事例が見られるが、その茶とは緑茶であったと思われる。現代でも、客人に対し緑茶と漬物を振舞うといった場面が、普通

に見られることを思い浮かべてみればよい。それに対し、関西以西の事例では家族や私的な交流の場で日常的に嗜む茶や、食事を用いる茶が広く存在し、その茶は番茶であったと思われる。客人に出す茶と、家族で飲む茶が異なるということは、西日本では特別なことではない。その番茶はたいていの場合自家製造された。中村のいう「正史に残る茶の在り方とは別な茶利用の歴史」は、実際には庶民の茶の受容の多様性や地域差の問題として検討されなければならない。そのためには、茶の受容の地域的差異について考察する必要がある。人・モノ・情報の流通を基点に民俗を考える流通民具論の有効性が予測されるが、その準備として個別地域の食における、茶の利用について筆者のフィールドワークをもとに検討するのが本論の大きな目的である。

高野山周辺地域（和歌山県）から吉野地域（奈良県）は、現在でも茶粥食が色濃く残る地域である。茶粥を日常食とする地域は、紀伊半島から中国山地、四国山地といった西日本に展開していることは知られているが、茶粥に焦点をあてて行われた調査はあまりない。地域でのミクロな調査による成果としては、谷阪智佳子の『自家用茶の民俗』²⁾、中村洋一郎の『番茶の民俗誌』³⁾など、茶

の利用の多様性に関心を注いだものがある。

茶粥は米飯に比べて使用する米の量が少ないため、いわゆる腹持ちが悪い主食品である。空腹を満たすため、茶粥の食事の回数はおのずと増え、通常の朝飯、昼飯、晩飯に加え、ケンズイ（間水）を加えて一日四回、さらに藁草履作りや縄緬いなどの夜なべ仕事があるときなどに摂るヤシヨク（夜食）を加えて一日五回食さなければならなかった。現代では多くの人々が米飯を主体とした食事であるが、中高年のなかには白米による米飯を、食べづらいとして嫌厭する人もみられ、日常的な主食はパンか茶粥かという食生活も決して珍しくない。

筆者は、二〇〇八年～二〇一〇年にかけて、和歌山県・高野町教育委員会より委嘱され、『高野町史・民俗編』⁴の作成に携わり、衣食住と民具に関する生活の項目を担当した。本稿では、この調査による事例をもとに、茶粥を主食品とするこの地域の食の特徴を把握したい。

一 食の民俗の学術用語と研究

食は、単に生きるためのエネルギーと栄養の摂取にとどまらず、風土や歴史、経済、文化を反映して形成される民俗である。本稿のはじめに、食をめぐる用語について整理しておきたい。

食事の民俗の記述の枠組みを示した研究に、宮本馨太郎の「食事の研究・調査」⁵がある。宮本は、「食」の民俗研究はレシピを記述して満足するのではなく、「食事」を研究対象とすべきと述

べている。具体的には、「食事」の定義を「人類が生命保持その他の必要から、飲み食いする物、およびそれらを調整し、飲み食いすることから生ずるあらゆる事象の総称」であるとし、地域的な理解にたつた「食事」の理解、そのうえでの比較研究の必要性を訴えている。同書では研究の用語として、「食品」は人が飲み食いする物、「食料」は食品をつくる素材・原料、「調整」は食品をつくること、「食制」は食品を飲み食いする仕方と定義つけた。それをさらに分解し、「食品」を、主食品・代用食品・間食品・救荒食品・副食品・その他の食品に分類し、「食料」を、「食品」に対応して、主食料・代用食料・間食料・救荒食料・副食料・その他の食料に分類した。また、「調整」には、炊事（飯・粥）・醸造（酒・醤油など）・製造（コンニャク・豆腐など）・調理（茹で物・揚げ物・和え物など）があり、加えて「貯蔵方法」として、温蔵・冷蔵・乾蔵・塩蔵があり、その方法と用具の調査を必要とすると記している。また「食制」は、日常の食制と祝祭の食制に注意すべきと促す。この整理は、昭和三〇年代後半～四〇年代を中心に全国的に実施されたいわゆる民俗地図の作成のための項目に活かされ、その後の研究の基礎的な区分として使われていくはずであった。しかし、自治体史編纂や民俗調査報告書等では、食の記述方法について議論されることは少なく、どちらかというと調理法や保存方法について、聞き書きをしたままを列記する方法が中心となった。

食事	人類が生命保持その他の必要から、飲み食いする物、およびそれらを調整し、飲み食いすることから生ずるあらゆる事象の総称
食品	人が飲み食いする物 ・主食品 ・代用食品 ・副食品 ・その他の食品 ・間食品 ・救荒食品
食料	食品をつくる素材・原料 ・主食料 ・代用食料 ・副食料 ・その他の食料 ・間食料 ・救荒食料
調整	食品をつくること ・炊事(飯・粥) ・醸造(酒・醬油など) ・製造(コンニャク・豆腐など) ・調理(茹で物・揚げ物・和え物など)
食制	食品を飲み食いする仕方 ・日常の食制 ・祝祭の食制
貯蔵方法	食品の腐敗を避け保存する方法 ・温蔵 ・冷蔵 ・乾蔵 ・塩蔵
主食品	主食材を調整して作る主要な食品 ・米飯・粥・餅・団子・麺・パン・お焼など ・穀物・米(糯米・粳米)・麦(小麦・大麦・裸麦・蕎麦・稗・粟・豆・芋・トウモロコシ・木の实)
副食品	主食品を補う食品 ・煮る・焼く・蒸す・茹でる・揚げる・燻す等して調整された食品 ・蔬菜・根菜・果実・茎・花・キノコなど ・動物性タンパク質・鳥獣肉食、魚介類食、昆虫食
間食品	食事と食事の中間に食する食品
民間薬	経験主義的な民俗知にもとづき、自然由来の素材を加工して作成し使用する薬 ・植物由来の飲み薬・煎じ薬・塗り薬・貼り薬 ・動物由来の飲み薬・煎じ薬・塗り薬・貼り薬 ・薬ではないが滋養がつくとされる食材

二 食事文化研究の展開

宮本馨太郎の提起した「食」の民俗研究から「食事」のそれへの転換は、戦前の民俗研究からの飛躍が意図されていた。昭和初期の食の民俗研究は、食糧の調達や、調整方法、食品の内容、および儀礼食の内容など、食にまつわる調査項目の体系性をもって食の民俗を捕捉しようとするものであった。より具体的な柳田の食の民俗への関心は、昭和一五年刊行の『食物と心臓』によくあらわれている。柳田は本書のなかで食の研究を、以下のように分類している。

第一が食品、一つ一つの食物の名と形と拵え方と由来等で、此部分が誰にも珍しがられるから、今度も恐らく其話が最も多いであらう。第二には食制即ち食べ方である。食べ方は口へ持つて行く一種しか無いやうなものだが、實は變化があつて通例は家内限り、或時には他人を喚び又集まつて食べ、食べる時と處とも定まつた約束があり、多くの食品はそれぞれに或食制を伴なうて居る。飲食の社會的意義とも名づくべきものは、主として此方面に發揮せられたので、私などの様に成るべく他の民俗との交渉を明らかにしようとする者には、氣をつけて観るべき事實が一ばんに茲に多い。第三第四の項目としては、食料と食具とがあるのであるが、この二つは古今東西の變化が比較的少なく、普通の常識となつて居るものが今も大部分を占めて居るためか、我々の語彙の上へは

さう澤山に現はれて居らぬ。⁷⁾

『食物と心臓』は、様々な儀礼における餅の象徴性について述べ、そこからさらに論を儀礼食や神饌における食品としての米の役割などに展開させたエッセイである。柳田は、この食品・食制・食料・食具うち、特に食品と食制に関心があり、彼にけん引された民俗研究もその枠組みを前提として展開された。

それに対し第二次世界大戦後、とくに一九七〇年代は、前掲の宮本馨太郎の『めし・みそ・はし・わん』に加え、宮本常一と潮田鉄雄の共著による『食生活の構造』⁸⁾など、いわば「食事文化のローカリテイ」に研究をシフトした時代であった。そして、一九八四年から刊行された各県の『日本の食生活全集』の編纂は、ひとつの到達点と位置づけられる。ここで採用された、地域の食のあり様を自然や生業、流通と関連させてひとつの構造として把握し、複数地域の比較を行うアプローチは、その後の自治体史編さん等での食文化の記述方法へと受け継がれていった。

しかしその後、その方法論は磨かれることはなく、「食事文化のローカリテイ」の研究は陳腐化していき、現在の「存在感なき衣食住研究」¹⁰⁾という状況へと至った。石毛直道は、日本の食事研究が江戸時代以来の料理書や食物本草、故事来歴に関心を持つ随筆などによって始められ、近代以降も農学や食品加工学、栄養学などの自然科学によって占められてきたことが、「食の歴史や文化に関する論考は、知識人の趣味的な「あそび」である」とみなされてきた」ことの要因と指摘する。それが妥当かどうかはともか

く、実用の学として展開してきた食事の研究そのものも含めて、文化的関心を持って研究することが求められよう。

ただ、個別分野内での動向に拘らず、研究と社会的ニーズ目を向けてみると、一九九〇年代後半以降の食事文化の研究は、きわめて実り豊かなものとなっている。例えば、一九九八年から刊行された芳賀登・石川寛子監修『全集日本の食文化』全一二巻¹¹⁾は、広範な分野から選ばれた論文集であった。この時期のひとつの特徴は、人文学における研究の蓄積、とりわけ文化史や環境史の研究の充実によって、日本の食文化研究の総合化を図ることができるようになったことであり、日本料理、日本の食文化の輪郭が明確に見えてきたところにある。

また同時期の成果として、グローバルな視点から日本の食事文化を輪郭づけようとした仕事に、石毛直道監修『講座食の文化』¹³⁾がある。人文社会科学における研究の蓄積は、グローバルな「日本食」の意義についての意識を高めており、今後は「日本食」に対する社会科学からのアプローチがさらに増えるであろう。「和食」の世界無形文化遺産登録、食料・食品のグローバルな流通、食の安全性などの国際的な標準をめぐる動向、資源管理や関税などの国家間の軋轢、フェアトレードに代表される食と人権に関する問題提起、海外での日本食ブームとひとり歩きする日本イメージなど、様々な問題が食を基点に展開しているのが現代であって、食事の研究の意義は、複雑化・多様化していくであろう。

こうした現状をふまえ、民俗学がフィールドワークを通して捉える食事文化の様相を、どのように位置付けていけばよいだろう

か。地域的コンテキストから脱文脈化されていく「日本食」に対し、民俗学は良くも悪くもミクロなデータを集積してきた。伝統的な食文化は、高度経済成長期以降の食の均質化や飽食化といった社会的な変化を経験した。さらに伝統食の再認識というかたちで、新たな変化が起こってきている。具体的には、食の地域的な特色を観光資源や教育資源に活用する動きや、スローフードに代表される自然志向の思想を農山漁村の文化に投影する動きや、現代の食に地域的な食料を織り交せて考案するB級グルメや復興商店街の交流を目指した復興グルメなどのイベントなど、食を通じた地域振興と交流の活動などである。筆者は、伝統が活用される時代において、伝統的とされる要素は、人々にわかりやすく単純化されていく傾向があると考えている。地域内の経済的な格差や生業をめぐる環境の違い、人々の嗜好性の時代的な変化は、取捨選択されて「昭和後期まで、この地域ではこうした食材をこのように食してきた」というひとつのイメージを形成する。本稿で紹介する茶粥はその典型例である。町史編纂のための調査では、実に多様な茶粥の姿が浮き彫りとなり、それは現代の伝統食としての茶粥とは大きく異なるものであった。

民俗学が、地球時代の食文化の展開のなかで、ひとつの役割を果たし得るとすれば、この個別のコンテキストに対する戦略的な固執であろう。「日本食」や「伝統食」といった、単純化されていく言説に抗することだけが目的ではない。むしろ、「伝統食」とされるものが、削ぎ落としていった多様性をもう一度あぶり出すことが、言説そのものを解読することにつながるのではないだ

ろうか。例えば、本論で詳述することだが、「伝統食」と理解されている高野山周辺地域の茶粥は「番茶で白米を煮る茶粥」であるが、これは白米を炊いた御飯が現代の主流の主食品であるという認識に立った時に、地域的特色を帯びる。しかしかつての茶粥は、白御飯と二項対立で対峙させられるほど単一なものではなかった。さらに、実際には白米の茶粥はほとんど存在せず、むしろそれは憧憬の産物であった。現代における食文化の民俗研究は、こうしたミクロな多様性に固執することで、言説そのものを相対化するところに意義を見出せよう。

今後の民俗学の食の民俗研究のアプローチを考えるうえで示唆的な仕事として、野本寛一の近著『土地と餅―食の民俗構造を探る―』¹⁴を挙げたい。本書は、前述の「食文化のローカリティ」がいかに多様で豊かな世界を内包していたかを再認識させてくれる。野本はこの民俗誌を、「手のとどく過去」「耳のとどく過去」「目からの記憶」「口・舌の記憶」、そして現在の民俗事象を資料蒐集の範囲として¹⁵記述したと記している。野本のこれまでの仕事に一貫した態度をもって、「食べることの民俗誌」を目指したとされる本書が見据えるのは、現代社会を相対化するための食のミクロな多様性の記述の戦略である。同氏の編集による『食の民俗事典』¹⁶の編集方針は一般的な定義や歴史の記述よりも、個々の伝承者の名前を挙げ、その人物による食の実践を民俗誌的背景をほのめかしつつ記述するというものであり、執筆陣に加えていただいた筆者にとっても非常にチャレンジングな仕事であった。本書から学んだことは、まさに個別のコンテキストに対する戦略的

な固執から紡ぎだされる一人ひとりのくらしを出発点とし、その集積によって民俗誌を描くというアプローチであった。

近年の民俗学の食の研究で注目されているのは、近代化過程および国民国家形成過程における在来知の変質や新たな食文化の生成についての研究である。矢野敬一の『「家庭の味」の戦後民俗誌』や田中宣一編著の『暮らしの革命―戦後農村の生活改善事業と新生活運動』などである。こうした研究の深化が現代の民俗研究において重要であることは言うまでもないが、民俗学が従来から大切にしてきたフィールドワークに基盤を据えたミクロな文脈への戦略的な固執、そして民俗誌からしか立ち現れ得ない食のリアルな記述も同等に必要である。筆者が高野町史の食の記述で目標としたのは後者であり、本稿はそこから明らかになったことを中心にまとめることで、「食事文化のローカリティ」の意義を再考する契機としたい。

三 調査地概要

和歌山県伊都郡高野町は、和歌山県北東部の山間地域にある。この地域は紀ノ川・吉野川上流域の奈良県吉野郡とともに、紀ノ川流域の町場にむけて山林資源と畑作物を出荷する生業的特色を共有している。紀伊半島北部の山地は、高野・吉野・大峰という日本の仏教を代表する聖地の後背地域にあたり、歴史的に川や尾根筋の山道を常に人々が盛んに行きかう開けた気風のある山村である。とりわけ、高野町から有田郡にわたる山間地域は、高野山

の旧寺領にあたる地域であり、仏教儀礼や人生儀礼における共通性も有している。特に、高野山内の特定の寺と個別の集落が、野菜や花卉などを納める関係を築き、逆に寺院が什器や仏像などを集落に下賜する贈与関係は、今後も研究を深めたいテーマである。この地域には、寺を中心とした座や、それを基盤として継承されてきた民俗行事など、社会伝承における研究素材も豊富である。生業においては、楮栽培と紙すきの手工業、棕櫚栽培と日用品製作、林業、ハナシと呼ぶ焼畑、イノシシやシカを対象とした狩猟など、山村の生計維持戦略と生業の関係が興味深い。人とモノの流れという意味では、紀ノ川流域の町と同等に重要なのが、標高約八〇〇メートルに位置する宗教都市高野山の存在である。各集落は、信仰面だけでなく経済面でも高野山に深く依存してきた歴史があり、現代においても観光都市として国内外から人々が集まる高野山の存在は、地域の生活を大きく左右する存在となっている。山間地域の斜面にしがみつくように点在する集落は、全体的な傾向として過疎化・高齢化が進んでおり、モータリゼーション全盛の現代にあつては、山村のくらしは不利な条件が多い。しかし、高野山の諸物件の世界遺産登録や高野山が国際的な有名ガイドブックに高評価で掲載されるなどの外部からの動きを受けて、地域の人々は自らの文化を客体化し、観光資源あるいは地域の交流の起点として民俗が使われている。本稿でとりあげる茶粥に関する活動が生まれており、地域文化への関心は一定の高まりをみせている。そうした時期に出版された『高野町史』は、新たな意義

を持って活用されはじめている。

こうした地域的な背景において食文化を考察するうえで重要な点として、「地形と生業」「物資集散地と物流」「資源の分配」「格差」以下の四点を挙げてみた。

① 地形と生業

平地が比較的多く水田を営みやすい地域、例えば富貴とか花坂といった集落では、米の確保が他よりは安定的である。それに対し、傾斜地に集落が所在し畑作が中心である地域、例えば東又とか下筒香といった集落では、商品作物による現金収入をもとに米を購入しなければならぬ。高野町内のいずれの地域も、主食は茶粥という米食が基本であるから、穀物のなかでもとりわけ米をいかに確保するかが、最大の課題となる。

② 物資集散地と物流

集散地とは、第一に高野山である。高野山は、多くの寺院が集まる宗教都市としての側面のみならず、多くの人口をかかえる物資の消費地でもある。また信仰や観光を目的に訪れる人々に物を販売する商店が並ぶ商業都市であり、仏具や寺院の消費財を手作りする職人町でもある。高野周辺の集落に視座を置いた今回の民俗調査では、高野山といかに関わるか、あるいは関わらないかが重要であった。

一方、西郷や花坂のような高野山の北麓に展開する集落、西麓の湯川などでは、むしろ九度山や橋本、笠田といった紀ノ川中流域の町場との関わりが中心となる。徒歩や木材搬出用トロッコを利用して、人々は直接こうした町へ出向いていく。紀ノ川中流域

の町から高野北麓の村々へ物資を売り歩く行商をする人もあり、人とも、情報の流通は活発であった。これに比べ、相ノ浦など高野山の南麓の集落では、有田川沿いの花園や有田との関わりが出てくるし、東麓では奈良県の五條との関わりが深くなる。富貴は、そこ自体が消費地としての性格もあるが、基本的には五條との経済的な関係が重要である。

③ 資源の分配

主として山林や藪で獲得する資源をいかに活用するかにおいて問題となる。高野周辺では、専門の川漁師が多くないことから、河川の資源に対しては規制はあまり聞かれない。一方、山林資源は私有地・共有地に関わらず開放的な資源利用がなされる食料と、マツタケなど商品的価値を有するものに対する厳しい利用制限ともなう食料とがある。

④ 格差

日々の食事は、家を基盤としたものであり、集落内の家々には経済的な格差が存在する。それは社会生活においては、階層差としてあらわれる。「食」の聞き書きでは、その集落で一般的とされる食事の内容と、食べるという個人的な行為をもとにした語りとが混在してくる。とりわけ後者は、「うちでは昔は牛肉なんか食うたこともない。金持ちの家はうらやましいと思っただけだね、食べる習慣がなかったから今でもあまり好きではないんよ。」といったように、憧憬と嫉妬が入り混じった表現となる。

三 穀物の調整

さて、主要な概念と地域概要に整理ができたところで、本節では高野山周辺地域における主食品に用いる穀物の調整について、具体例を見ていく。実際の事例は『高野町史 民俗編』に掲載しているので、そちらを参照いただきたい。

三― 主食品を作る炊事法としての茶粥

高野山周辺の集落の食事において主食品となるのは、オカイサ¹ンと称される茶粥であった。粥は、多めの水で穀物を炊飯した流動食であり、茶粥はその水に茶を用いるものをいうが、この地域では炊飯に茶を用いないものをシラカユ（白粥）として明確に区別され、現在でも病人食あるいは乳児食として位置づけられる。茶粥が主食品であるのに対し、シラカユは日常の食卓に並ぶことはあり得ないというのである。

茶粥は米飯に比べて使用する米の量が少ないため、いわゆる腹持ちが悪い主食品である。前述のように、朝飯、昼飯、ケンズイ（間水）、晩飯、ヤシヨク（夜食）という一日五回の茶粥による食事のリズムは、生活のリズムそのものを規定してきた。茶粥は、茶を用いて穀物を煮るのであるが、高野山周辺の粥食は、その内容や炊事方法、食し方にくつかのバリエーションがある。

まず、茶粥の茶を得ることについて、高野町内のほとんどの集落は、茶粥にチャの木の葉から作るいわゆる番茶を用いる。しかし、すべての集落でチャの木を栽培しているわけではなく、例え

ば高野町大滝のような川沿いの村ではカワヤナギと呼ぶ柳の木の葉を用いたヤナギジャ（柳茶）を作ってきた。川にある柳の枝を冬の間に切っておくと春に新芽が出てそれを扱（しご）いて取り、番茶と同じ工程で番茶にしたのがヤナギジャである。一方、和歌山県中部ではハブ茶を茶粥に使う家が多いが、高野山周辺ではそれがほとんど見られないのも特色といえる。

茶粥の炊事方法は、地域的な差異よりも個人的差異の方が顕著にみられ、例えば、現在の茶粥の炊き方には、以下のような例がある。

【米を研いであげておく、茶巾に入れた番茶を鉄鍋に入れてあらかじめ水から茶をわかしておき、沸いたら茶巾を取出し、米入れて煮る。米が開く（米粒が膨れて破れる）前に火を止めて蒸らすと、米が開く頃に食べられる。（高野町細川）】

【米は軽く洗う程度で研がない、番茶を入れた茶巾と米を同時に水から炊き始め、沸騰したら茶巾を取り出し、米が開かないように火をおとし、米は開かせない。これは残りを冷まして食べるヒヤカユの時に、米が開くと糊状になって美味しくないので。（高野町東又）】

【米を軽く研いで鉄鍋に入れ、水のみで炊く、このとき水は少なめにしておき、米を炊くのと同時に、脇でカンス（茶釜）に茶巾に入れた番茶を入れて茶を沸かし、粥が炊き上がるまえに茶を粥に注ぎ、好みの濃さの茶粥にする。（高野町大滝）】

【炊いた米飯を、あらかじめ沸かした茶で煮る茶漬けのよう

なもの。(高野町西富貴)】

これらはほんの一例であり、炊き方ひとつとっても差異があり、そのバリエーションは炊く人の数だけあるといえる。①～③はいわゆる「炊き粥」であり、それに対し④は「入れ粥」である。この例に加え、塩を加える―加えないという違いや、炊きあがった時の水分の量などにも、個人的思考が反映される。高野山周辺の人々にとって、茶粥はあまりに身近すぎるので、それについて説明を求められたら逆に窮してしまふようなものであった。女性たちが、他の人がどう炊いているかを見る機会は実は驚くほど少ないようで、それ故に粥の炊き方の何を説明したらいいか困惑してしまふようであった。

一方で、調査を始めると、「茶粥をどう炊きますか？」という問いに、話者の多くは茶を沸かすことと白米を炊くことをどのようにするかについて説明した。しかしそれを通して深まった筆者の疑問は「白米のみで炊く茶粥というのは、そもそも存在するのだろうか。麦飯ではなく白米を炊飯する米飯が第二次大戦後に普及したのと同じように、いま食されている茶粥は大きな転換を経た姿なのではないか。」ということであった。高野町は、真言宗の聖地である宗教都市・高野山とそれを取り巻く山あいの農村で構成されているが、水田を広く作る集落はごく一部でむしろ畑作を中心とした集落が多いからである。そこで次に、大正期～昭和初期の茶粥の炊き方について調査をすると、様々な食料を混入させる茶粥の存在が浮き彫りとなった。

いくつか事例を挙げてみよう。

【オカイサンには、サツマイモと、ビシヤギ麦を混ぜた。精麦した丸麦は、ヨマシといって何度も炊かなければ軟らかくならない。ローラーで潰した麦はビシヤギ麦と呼んで、ヨマシよりも炊くのが早くできる。これをする機械を持っている人が古沢にあって、そこまで自分が作った麦を背負って運んで、ビシヤギ麦を作ってもらった。また、ソバ粉を入れたソバ粥も作った。ソバを麺にうつことはできなかった。石臼でひいて粥に入れたのである。さらに米が少なきときは、オカイサンにハツタイ粉を入れて食べた。おやつとしてお茶へハツタイ粉を入れて飲む人もいるくらい、ソバ粉と番茶はよく合うものだ(高野町細川)】

【オオムギを搗いたものをヨマシて(ふやかせて)オカイサンと一緒に食べて食べた。ムギオカイという。さらにサツマイモを入れて、量を増やして食べた。(高野町杖ヶ藪)】

【尾細や作水では水田はほとんどなく、米は九度山へ買いに行っていた。シナ事変前の平和な時代は米のオカイサンを食べられたが、戦時中は麦を半分混ぜたオカイサンが主食となり、昭和一二年ごろからは米がほとんどない粥となってしまう、サツマイモばかりの粥となった。終戦近くなるとニドイモ(このあたりではジャガイモのことを二度取れるからニドイモと呼ぶ)を入れた粥となつて、これは全く美味しくなかった。サツマイモの粥は米ほどではないにしても、まだ美

味しく食べられたが、ニドイモの粥はひどい味だった。米がないと汁気が多いので、オオムギをひいたハツタイ粉をいれて粘らせた。ハツタイ粉は搗き臼でなく、碾き臼でひいた。(高野町作水)

【オカイサンは、基本的に麦のヨマシを入れたムギオカイサン。ヨマシ、ヨマすとは、炊くことをいう。麦は各戸で精麦する。たいていの家には、玄関あたりの土間に麦ヨマシの唐臼がある。現在でも床下に残ったままである。米の精米用の唐薄とは別の臼であった。これを足で踏んで石製の臼に入れた麦を搗く。精麦したものを調整して、鍋で炊くことを麦ヨマシという。なかなか炊けないもので、時間がかった。こうしてできたものを少量の米と一緒に粥に炊くのがムギオカイサンで、一回にヨマした麦で数日間食べる事ができた。これが無くなると、また足で搗いて鍋で炊くのである。ただ、それだけでは空腹は満たせないで、ムギオカイサンへさらにサツマイモやハツタイ粉を入れて炊いた。(高野町東又)】

【オカイサンにポロ餅を入れて炊いて食べた。ポロ餅とは、正月に作って保存して食べる餅で、粳(うるち)米と糯(もち)米を半々で混ぜて搗いた餅のことである。餅とおにぎりの中間のような食感で、ポロポロとこぼれるようなのでポロ餅という。ソバも粥に入れたほか、ケンズイとしてソバガキとかソバガユとあって、少し醤油で味をつけたソバ粉のみの粥も作って食べた。(高野町湯川)】

【今では食べないめずらしいお粥の話をする、戦前は栃餅

を作ってお粥に入れるのはふつうにあった。それから、精米した時にできる潰れた米、これは飴の工場に売ってもいいが、これをとっておいて粥に混ぜるとおいしかった。(高野町花坂)】

【ある家で下働きをしていたからわかるのだが、クジヤ(公事家)さんや大きな地主さんなど、裕福な家でも茶粥が主食だった。茶粥は貧しい食事ではないんだと、ちよつと安心した。とはいっても麦よりも白米の量のはるかに多いし、炊いたご飯に粥をかけて食べるツケ、またはツケオカユなど、小作人には食べられないようなおいしいものを食べていた。粥にも家による差があったのだ。(高野町相ノ浦)】

この事例に現れる様々な混ぜ物をする粥を挙げてみると以下のようなものがある。

- ① サツマイモを混ぜるイモガイ(芋粥)。
- ② ビシヤギ麦(石製ローラーで潰した麦)を混ぜるムギオカイ(麦お粥)。
- ③ ヨマシ(精麦したオオムギを搗いて一度炊いて乾燥させた麦)を混ぜるムギオカイ。
- ④ ソバ粉を入れるソバガイ(蕎麦粥)や黄な粉を入れるキナコガイ(黄な粉粥)。
- ⑤ ハツタイ粉を入れるハツタイコガイ(ハツタイ粉粥)。
- ⑥ ニドイモ(ジャガイモの在来種、年に二度収穫できるから)

を混ぜた粥。

⑦ ボロ餅（粳米と糯米を半々で混ぜて搗いた餅、正月に作る保存食）を混ぜたボロガイ（ボロ粥）。

⑧ キビやアワを混ぜたキビガイ（黍粥）。

⑨ トチノキの実をさらしてから粉にして蒸したトチ餅を茶粥に入れるトチモチガイ（栃餅粥）。

⑩ 精米した時に崩れた米をためておき、それを茶粥に入れるコメコガイ（米粉粥）。

⑪ 戦時中に栽培したジャガイモを入れた茶粥。
炊飯した麦飯に粥をかけたツケオカユ（漬けお粥？）

このように戦前の茶粥は、ムギ、ソバ、サツマイモ、餅など、さまざまな穀物を混ぜて食されている。なかでもオオムギを混ぜるのはごく一般的で、ヨマシとビシヤギ麦、ハツタイ粉の二種類に分類される。ヨマシは、精麦したオオムギを釜で茹でておくもので、それを米の茶粥を炊いて混ぜるものである。麦は、米よりも炊き上がる時間がかかるに長くかかるため、こうした下拵えが必要だったのである。ビシヤギ麦は、いわゆる押し麦であるが、これも火を通しやすくするための工夫であった。それに対し、ハツタイ粉は粉であるから火が通りやすいので広く用いられた。ソバ粉も同様の目的で使用されたと考えられる。また、高野山周辺地域のみならず、西日本には馬鈴薯が日本に定着して在来種化したイモがあることは、千葉徳爾の「馬鈴薯雑考」¹⁹⁾に記されている。当該地域でもニドイモと呼ぶ馬鈴薯があり、近代化過程で普及し

とりわけ第二次世界大戦時中の救荒食として強制的に栽培されたジャガイモとは区別されている。前者は茶粥に入れる伝統があるが、これに倣って戦時中に学校校庭などで栽培したジャガイモは、茶粥に馴染まなかったようで、この味の悪さは語り草となっている。戦時中のひもじい思い出には、必ずと言っていいほどこのジャガイモの粥の話が登場する。そのエピソードは、決まって「あんな時代もあった」「それが意外とおいしいと感じたものだ」「あのような粗末な食事には二度と戻りたくない」といった感慨を伴って語られる。

こうして高野周辺の集落の茶粥を見てみると、茶粥とはさまざまな食料を主食品として食するための調理法であったことがわかる。茶粥に混ぜ物をする点について、聞き書きでは食事が貧しいことの例として語られることが多いが、むしろ米だけの茶粥を食することができた時代のほうが稀有な状況であった。第二次世界大戦中のサツマイモやジャガイモを入れた茶粥はある種の救荒食品といえる。とりわけジャガイモを入れた茶粥は、その味の悪さを戦時中のつらい体験のひとつとして語る場合がみられる。こうしたことについて、中村羊一郎が「山口県周防大島では、領主が飢饉に際して空腹を紛らわす手段として教えたというが、これは貧しさを連想させる茶粥の由来を権威づけようとした説明にすぎない」²⁰⁾と指摘しているように、茶粥の貧しさのイメージには根深いものがあるろう。

米をふんだんに食することができるようになったのは、むしろ高度経済成長期から現在のことである。米だけの茶粥とは、毎日

の食事はそうありたいという、理想的な主食品として語られるにすぎない。そうした茶粥をめぐる語りの方で、実際の食事における茶粥のあり方は、米とさまざまな主食料を主食品として炊事するための調理法としての性格が強かった。

三二二 もうひとつの主食品としての麦飯

昭和初期までの高野山周辺地域では、日常の家で食する食事の主食品はもっぱら茶粥であった。西富貴地区では、トウキビにわずかな米を混ぜて炊飯した飯を農閑期の主食品としたという家があるが、これはむしろトウキビの調理方であり、炊飯した飯が日常の食卓に上ることはなかったと言つてよい。

一方、粥は液体のため、外へ持ち出すことが難しかった。山仕事や賃労働などの弁当には麦飯を入れたのである。弁当は一度にすべて食べるのではなく、数回に分けるのが基本であった。例えば、湯川地区での聞き書きでは、メツパ（曲物）の蓋と身にそれぞれ五合ずつの麦飯を詰めた弁当を作り、山仕事の現場まで歩いて遠い場合は到着してすぐに蓋の半分を食し、昼食として蓋の残り分と身の飯を半分程度食し、午後三時ごろに仕事が一と区切りつくと、ケンスイとして残りの飯を食べて、家に帰るための栄養供給をする。ただし、弁当の飯は一口分残しておくが、これは「ダールに憑かれた」時に気付け葉がわりに食するだのとされる。帰宅すると茶粥を食べ、弁当に残した米飯を、子供にあげたという。こうした飯の食し方はこの地域に一般的なものであった。また、国有林での仕事や、羽振りのいい林業会社の仕事では、米飯が供

給されたので、日雇い賃金よりもそれが目当てで仕事を請け負ったといった話も聞ける。

こうした弁当のおかずは、梅干しと雑魚の佃煮のほか、アカイワシというものも定番であったという。これは塩で漬けすぎて赤く変色したイワシのことで、「海で生きているより、塩で漬けて陸で過ごす時間のほうが長いようなイワシ」であったという。これを弁当の蓋と身に詰めた飯の間に挟むと、塩分と魚の旨みが適度に飯にしみて美味しかったという。塩分供給の意味もあったであろう。

聞き書きでは、みずからの体験談のほか、自分の子供時代のこととも語られる。そうしたなかに、弁当の麦飯にまつわるエピソードも多い。例えば、大滝地区では、父親が気付け葉がわりに必ず残して持ち帰る麦飯はいつも子供に与えられ、子供はそれに味噌をつけて囲炉裏の火で焼いて食べたことが忘れられないというエピソードがある。そのほか、父親が残した米飯を兄弟で奪い合った話もある。また大滝地区での聞き書きでは、家族総出で山仕事に出るときに子供にも米飯の弁当が持たされるが、絶対に箸を持たせてくれないという。なぜならば、すぐに弁当をすべて食べてしまうからで、昼食時に枝を削つて箸を作つて食べさせられたという。

昭和初期の高野山周辺地域にあつては、麦飯の米飯はとても贅沢な食事であり、子供たちにとっては憧れの食事であった。それは日常の食卓に出されることはなく、もっぱら労働食として用いられた。

三―三 祝祭食としての餅と粽・煎餅

日常の主食品としての茶粥、労働食としての米飯という性格に
対し、年中行事のハレの場で食される祝祭食は、糯米を調整した
ものが中心であった。

例えば高野町湯川では、正月用の餅は、白餅、キビ餅、アワ餅、
ポロ餅（粳米と糯米を半々用いる）を搗いた。白餅は丸餅と切り
餅の両方を作り、正月に食べたり飾ったりするほか、保存用にも
搗いたので、四〜五斗もの量の餅を、一二月二八日に半日かけて
搗いて、何ヶ月も保存しながら食べたという。また高野町杖ヶ藪
地区では、麦餅を夏祭りや盆に作って、黄な粉をつけて食べた。
日持ちがするため、餅を大きな鉢にならべ、蒸した布巾を湿らせ
てかけて、乾燥しきらないように保存したという。

これに対し、粽（ちまき）は端午の節句の祝祭食であった。相
の浦地区では、端午の節句に、米の粉を使って餡入りチマキと、
餅に砂糖だけを入れた餡無しチマキを作った。笹に巻いて蒸籠で
蒸す作業は、親族総出で行うものであった。前者の餡入り粽は、
節句の主食品として食し、後者の餡無し粽は、縁側の天井からつ
るして保存食としたという。

またこの地域では、正月の餅搗きでは鏡餅と正月に食する丸餅
を、上巳の節句の際には着色した菱餅を作る。その折、餅を搗い
た際に、細かく刻んだキリコ・カキモチという煎餅のための薄く
延ばして細かく切った餅を作って干し、間食品として保存した。
キリコは単に餅を細かく切って干した所謂アラレで、カキモチは
砂糖を入れて甘くしたものである。これらは火鉢で自分で焼いて

食べるので、子供にとってはおやつであると同時にそれを焼くこ
と自体が遊びであった。上巳の節句で作ったアラレは、四月のシャ
カノネハンとよぶ花祭りにも供えるので、一か月ぐらいは楽しめ
るおやつであった。

こうした餅・粽・煎餅に共通していることは、粥と飯ではない
主食品を行事で食し、その折に少し調理法を変えた保存食の主食
品を作り、日常食を補う食品、あるいはおやつとして楽しんだこ
とである。間書きでは、ひとつの行事が終わると日常に戻るとい
うよりは、行事の余韻として保存食をその後一か月程度食すると
いったりかたが読み取れる。正月に餅をつき、端午の節句に粽
を作り、盆に麦餅を作り、秋から冬にかき餅やあられを作るので、
一定間隔で日常の粥に加えて餅や粽の保存食を楽しめることにな
る。

まとめ

本稿では、様々な主食品についての調査から、地域的な食事文
化のあり方の多様性、すなわち「食事文化のローカリティ」をあ
ぶりだそうと試みた。

まず、茶粥について地域で調査をすると、決まって説明される
のは白米と番茶をどう粥に調整するかであった。しかし筆者に
とって、水田に乏しく畑作と山林資源に依存するこの地域にあっ
て、白米の茶粥ほど違和感を抱かせるものはなかった。茶粥につ
いての語りや実演による解説には、明らかに白米への憧憬が含ま

れていたのである。

そこで調査方針を変えて、生業の調査と関連させて、自給する畑作物の調査に関連付けて「茶粥に混ぜるものをするにはありましたか？」と執拗に聞くようにした。すると昭和初期までの茶粥には、ムギ、ソバ、アワ、黄な粉、ポロ餅などの穀物だけでなく、戦時中の救荒食としてジャガイモまで混ぜたというデータが上がるようになってきた。茶粥とは、その時々々に収穫できるさまざまな食料を、主食品に転換させる調理法であった。

ところで、粳米に様々な雑穀やイモ類、マメ類、根菜、山菜などを混ぜて炊飯する米飯は、関東から東北地方には一般的に見られる。これを食の研究では古語を概念化して糗飯（かてめし）と呼び、混ぜる食料をカテと呼ぶ民俗語彙も広範に存在する。本調査で明らかになった様々な収穫物を粳米に混ぜて煮る粥は、いわば「糗粥」（かてがゆ）と呼びうるものである。七草粥や小正月に食する小豆粥もこうしたものの一種であろうが、こうした儀礼食とは別に日常の主食品として食されてきた「糗粥」についてのデータも、実は多くの自治体史や民俗調査報告書に散在する。今後、主食品の記述において意識的に聞き書きデータを採集していけば、生業や流通との深い関係を見出すこともできるかもしれないが、これは今後の課題である。

改めて茶粥とは何か、その答えは「主食品を作り出す調理法」である。そして茶粥が日常的な主食品となる背景には、チャの栽培と番茶の自家製造、自給用の畑作という生業基盤が不可欠であった。さらに、白米の茶粥は理想の食事を、「糗粥」は御し難

い貧困を表象する食事として、現代において再解釈され語られていた。

次に、麦飯はもっぱら労働食として男性が弁当として持ち歩くものであった。それは子供たちにとっては憧れの主食品であり、「ダル」に憑かれたときの気付け薬がわりに残す米飯を楽しみにしたり、家族で山に入る時の弁当が楽しみだったりといった話が聞かれる。

最後に、餅と粽、つまり糯米を蒸して調整したものは、行事の時に食べる祝祭食であった。ただ、行事の祝祭食の調整は、行事後の日常食の主食品を作る機会でもあり、行事終了後数週間から数か月間にわたり、それが日常の食卓にのぼるのである。少なくともこの地域ではハレとケといった二分法では、食の民俗を仕分けることはできない。

このように、昭和前期の高野山周辺地域では粥と飯と餅・粽が、それぞれ別の役割を持って使い分けられ、食のリズムを形作っていたことがわかった。こうした主食品のコンビネーションは、時代とともに変化するものである。上記の基盤のうえに白米の米飯、パン、麺類、そして現代的な白米のみの茶粥が組み合わさっているのが、現代の主食品の様相であろう。

日常的な食の実践、それはあまりにあたりまえすぎて語り得ぬものであり、それについて語り始めた時点で言説に絡めとられるような存在である。しかし、個々の食にまつわるエピソードの集積、そしてそこに含まれる地域のくらしの展開の分析から描かれるくらしのイメージは、民俗学にしか描けないものであろう。民

俗学が、地球時代の食事文化の展開のなかでひとつの役割を果たし得るとすれば、この個別のコンテクストに対する戦略的な固執から記述を立ち上げるところにしかないのではなからうか。食の比較文化研究で知られる石毛直道は、食の研究のひとつの課題として「個人や家庭にたちもどった基礎的研究」が必要と指摘している。こうしたミクロな記述に基礎を置いた地域研究は、民俗学の食の研究のひとつの方向性として意識してもいいのではないだろうか。

註

- (1) 中村羊一郎「食べるお茶」芳賀登・石川寛子監修『全集日本の食文化 六巻 和菓子・茶・酒』雄山閣 一九九六、一九五頁
- (2) 谷阪智佳子「自家用茶の民俗」大河書房 二〇〇四、野本寛一の調査手法を受け継いだ豊富な事例紹介をもとに、紀伊山地を中心とした番茶の文化を、生業と食文化の観点から論じている。
- (3) 中村洋一郎「番茶の民俗誌」吉川弘文館 一九九四、茶どころ静岡を基点とした中村の茶の民俗研究のフィールドは、西日本はおろか東南アジアにも及んでいる。
- (4) 高野町史編さん委員会編『高野町史 民俗編』高野町 二〇一二
- (5) 宮本馨太郎「めし・みそ・はし・わん」岩崎美術社 一九七七 二―五頁
- (6) 民俗地図とは、民俗学の研究手段の一つとして比較研究と分布論の観点から製作されるものである。特定事象の所在をプロットし、そこから民俗の変遷や地域的な展開、地域差について分析することができるとして、一九六〇～七〇年代に国レベル、県レベルで行政調査として実施された。
- (7) 柳田國男『食物と心臓』創元社 一九四〇 二七六～二七七頁。この分類をもとに戦後国学院大学日本文化研究所を主体として取りまとめられたのが、柳田國男編『分類食物習俗語彙』角川書店 一九七四である。もともと昭和一六年に民間伝承の会が主体となって行われた全国的な食習調査のデータをまとめて刊行したものの。
- (8) 宮本常一・潮田鉄雄『食生活の構造』柴田書店 一九七八、食の民俗をふたつのフィールドで比較研究するという斬新な記述法が採用された。
- (9) 『日本の食生活全集』全五〇巻 農山漁村文化協会 一九八三は、各県の「聞き書 宮城の食事」などの副題で、それぞれの地域の民俗研究者等によって執筆された。一般にも読みやすい文体で、現在でも様々な郷土食の実践のための資料として活用されている。
- (10) 宮内貴久「存在感なき衣食住研究」『日本民俗学』第二六二号 日本民俗学会 二〇一〇、住に関わる多角的な研究で知られる宮内が動向号で衣食住を扱ったもの。食については、「存在感」がなくなっていた過程や、民俗研究における展望は述べられていない。
- (11) 石毛直道「食文化に関する民族学的研究の動向」『季刊 V E S T A』第一〇号 味の素食の文化センター 一九九二
- (12) 芳賀登・石川寛子監修『全集日本の食文化』全一二巻 雄山閣 一九九八～一九九九、各巻の構成は、「1 食文化の領域と展開」「2 食生活と食物史」「3 米・麦・雑穀・豆」「4 魚・野菜・肉」「5 油脂・調味料・香辛料」「6 和菓子・茶・酒」「7 日本料理の発展」「8 異文化との接触と受容」「9 台所・食器・食卓」「10 日常の食」「11 非常の食」「12 郷土と行事の食」であった。編者らはこのカテゴリーをもとに、学問のデシプリンにおける分野設定を超えて、論文を集めた。
- (13) 石毛直道監修『講座食の文化』全七巻 財団法人味の素食の文化センター 一九九八～一九九九、各巻の構成は、「1 人類の食文化」「2 日本食の食文化」「3 調理とたべもの」「4 家庭の食事空間」「5 食の情報化」「6 食の思想と行動」「7 食のゆくえ」となっており、食文化の伝承と近現代に至る変容過程のダイナミズム、普遍性と特殊性、食の社

会化と情報化、テクノロジーの進展、異文化表象やアイデンティティといった、現代的な食の課題について幅広く扱っている。

- (14) 野本寛一 『栃と餅―食の民俗構造を探る―』 岩波書店 二〇〇五
- (15) 前掲註13、九頁
- (16) 野本寛一編 『食の民俗事典』 柘風舎 二〇一一
- (17) 矢野敬一 『家庭の味』の戦後民俗誌』 青弓社 二〇〇七
- (18) 田中宣一編著 『暮らしの革命―戦後農村の生活改善事業と新生活運動』 農山漁村文化協会 二〇一一
- (19) 千葉徳爾の「馬鈴薯雑考」『植物と文化』第八号 八坂書房 一九七三
- (20) 中村羊一郎執筆「茶粥」、福田アジオほか編『日本民俗大辞典』 吉川弘文館 二〇〇〇

- (21) 田村眞八郎・石毛直道編 『食の文化フォーラム 国際化時代の食』 ドメス出版 一九九四、二二二―二二三頁、本研究において重要な示唆を含むので以下に引用する。

国民文化、民族文化、地方文化といったように集団としての文化の単位にはさまざまなレベルがある。しかし、つきつめてみたら、文化の保持単位は個人に帰着する。身につけた文化は個人ごとに異なっている。本来、個人差異を持つ文化というものを、集団としてとらえようとし、ある集団に共通した公約数によってくることよって、大阪人の文化とか日本人の文化といった話が成立する。食の文化においても、個人が最小の保持単位となる。個人の食の文化に大きな影響をあたえるのは、文化を保持する集団の最小の単位のレベルに位置する家庭の食である。(中略)ともすると個人や家庭の食の文化は、「嗜好」という評価でかたづけてしまい、それ以上はつきつめた話題とされないうことが多い。しかし、食における文化の形成過程を考察するときには、個人や家庭にたちもどった基礎的研究が要請されるであろう。